

『社会科学研究』 第三十三卷 第一、六号（一九八一年八月、一九八二年三月） 技刷

一九三〇年代の産銅カルテル(一)

武田晴人

本稿の課題は、一九二九～三七年における産銅カルテルの動向を実証的に分析することである。前稿で述べたよう

# 一九三〇年代の産銅カルテル(一)

武田晴人

## 目次

- 一 はじめに
  - 二 銅市場の構造
    - 1 銅世界市場と国際カルテル
    - 2 国内市場の構造
  - 三 昭和恐慌期
    - 1 住友との販売協調
  
  - 五 おわりに
- 1 原料銅のダンピング輸出(以上、本号)
  - 2 住友加盟と生産制限協定
  - 3 恐慌対策の成果
  
  - 四 景気回復・拡大期
    - 1 銅輸入の組織化
    - 2 二四木会覚書の改訂問題
    - 3 アウトサイダーの出現と鉱石輸入対策
    - 4 輸入統制の成果

表1 昭和恐慌期の「合理化」

(単位: %)

	製品価格 下落率	原価引 下げ率	加工費 低下率	単位当り加工費と利益の比	
				金解禁前	再禁止前
紡生人毛ビ	48.7	46.3	30.1	△12.5	24.3
綿織ル	53.4	53.5	41.7	17.5	17.1
一糖粉	51.8	53.6	53.6	37.1	25.8
過磷酸石灰	34.4	45.3	58.6	27.5	14.9
合成法硫安	22.5	20.5	18.5	25.9	15.9
セメント	20.3	20.2	10.0	△15.0	△22.2
電気銅	35.3	40.5	40.9	△22.9	△25.0
	23.0	17.7	24.1	△41.3	△54.3
	46.3	20.9	20.9	43.1	4.3
	21.9	24.3	30.1	6.1	66.8
	49.5	57.2	57.1	26.6	43.7

〔出典〕『重要産業の採算変化』『東洋経済新報』1497号、1932年4月。

注) 加工費と利益の比は上記資料より算出、△印は利益マイナス。

(3) 一九二七年の二四木会の成立によつて、水曜会を中心とする産銅カルテルは独占組織の内実を儲えるようになつた。その産銅カルテルは、昭和恐慌期の内外の激しい銅市場の変化に如何に対応し、さらに一九三〇年代半ばにかけての新たな状況に如何に対処していったのであるうか。この問いに答えることは、成立したばかりの産銅独占組織の特質を改めて明確にすることになるであろう。

昭和恐慌期は、恐慌対策として制定された重要産業統制法の影響もあって、かつてないほどにカルテル的な組織化が各産業で試みられた時代であった。カルテル設立の件数からみれば、この時代に独占的な組織の活動が本格化したにみえる。(3) しかし、通常指摘されているように、その内実は極めて貧弱であつたし、多くの場合、カルテル統制は有効性をもたなかつた。むしろ、一九二〇年代に独占組織が成立し、その実質的な活動が軌道にのりかかつていたものの方が、恐慌期に良好な成果を示したかのようにも見える。結論を先取りする形になるが、その点で、産銅カルテルは当該期に最も明確にその組織性を示し、独占的活動を展開していた典型的な事例と言つてよい。産銅カルテルを構成する水曜会、鉱石会が係わる、産銅業(銅鉱業)や硫化鉱業が、ともに重要産業統制法の指定を受けなかつたことも特徴に数えてよいであろう。(5) それは、言うまでもないことであるが、指定の前提となる統制団体を欠いていたからではなかつた。むしろ逆に、その「自主的」な統制が実効性を保つていてそれを理由に、カルテルの構成員が指定を拒んだからであった。その間の事情について、詳しくは行論中にふれるつもりであるが、そうした独占組織の活動が可能となつた具体的事情を明らかにすることなくしては、この時期の独占的産業構造の歴史的位置を明確にはしえないようと思われる。

東洋経済の調査によれば、一九二九年十一月から三一年十一月にかけての二年間——つまり、金解禁直前から再禁止まで——に、主要産業の製品価格、原価、加工費等は表1のような変化を示したという。推計方法に問題がない

わけではない(7)が、産業間での大勢を比較することは可能であろう。みられるところ、電気銅は原価切下げ率が最大で、恐慌期に大幅な「合理化」効果をあげていた。過大評価の感はあるにしても、売値の低下率との対比でいえば、採算条件はむしろ「改善」されたといつてもよいかも知れないほどである。このような急激な「合理化」が可能になつた条件は何であつたろうか。同調査は次の四点を指摘している。(8)

(1) 諸経費の切詰め、就中、人員の整理に依る人件費の節約影響は顕著である。

(2) 不採算鑑山の休止——換言せば生産費の比較的低廉なる鑑山に稼行を集注したこと。

(3) 銅價の低落に伴つて買鑑値段の低下してきたこと。

(4) 一般物價の低落による影響。

確かに、右の(1)、(2)に指摘されるような個別資本的な対応の効果を、第一義的には重視しなければならないであろうが、——そして、それは本稿の範囲を超える新たな課題を、つまり、「合理化」の基礎となる技術進歩や労資関係等々についての分析を要請するであろうが、——その前提として、この時期の「合理化」に果たした産銅独占組織の活動、具体

的には、販売協調の拡充、ダンピング輸出、生産制限等、の意義が明らかにされねばならないと思われる。前掲の調査業種のなかには、紡績・砂糖・製粉・セメントなど、一九二〇年代までにともかくも独占的な組織が存在した産業が含まれている。そのなかで産銅業が最も良好な成果を示したとすれば、十分に検討に値するものといえる。産銅カルテルに注目する理由の一つがこれである。

世界的にみれば、日本資本主義は大恐慌から早期に脱出し、一九三〇年代に経済構造の大規模な変化を実現したといわれる。<sup>(19)</sup> 産銅業もそうした構造変化のなかで徐々にその位置を変化させていったことは当然であろうが、他面で、国際商品としての電気銅の性格から、世界銅市場に規定的役割を演じたアメリカ産銅業の不振、アメリカ経済の回復の遅れのもとで、価格の低迷状態が持続していたことも見逃しえない。その結果、国内産銅の増大が阻まれ、一九三〇年代中葉には大量の輸入銅によって需要を充足せざるを得なくなつた。価格面で国際相場の規制力が強く、さらに、国内市场の確保も十二分には行なえなかつたとすれば、産銅カルテルはその独占組織としての内実を失つたのであろうか。この点を明らかにすることは、本稿が対象とする時期の産銅カルテルを論じるうえで、第二の枢要点となるであろう。それは、誤解をおそれずにあえて言えば、周辺的な資本主義国の独占のあり方について、一つの具体的な事例を示すことになると思われる。独占組織の活動が、一方的な価格の釣上げを目的とする立場からすれば、行論で示される産銅カルテルの活動は独占とは無縁のものにうつるかもしれない。しかし、独占組織の活動が、当該産業の直面した蓄積制約条件を個別資本間の自主的な協調、共同行為のもとで組織的に克服し、自らの延命と一層の拡大をはかることを目的とするものだと考えるならば、その直面した条件のもとで組織的活動が効果をあげえたかどうかが具体的に検証されねばならないであろう。一九三〇年代の産銅カルテルを分析することは、そうした視角からみても、重要な問題である。

ところで、筆者がカルテル活動の内実を明確にすべきだと主張する理由が、もう一つある。それは、戦間期日本資本主義の経済構造の把握にかかる問題点である。<sup>(11)</sup> 具体的には、この時期の独占をどう捉えるかなのであるが、その場合、第一義的には産業独占論の方法にかかる問題が論ぜられねばならない。この点についてはすでに論争がある<sup>(12)</sup>。生産の集中と利潤率格差を主たる実証的根拠とする独占分析の方法が難点を含んでおり、独占組織の活動分析を主軸におくべきであることは多言を要しないであろう。すでに前稿で若干論及したところであるが、産銅業の場合<sup>(13)</sup>、生産の集中と、その基盤としての優良鉱区の独占によって産銅獨占の成立を論じることが、自然的独占に基づく超過利潤と本来の意味での独占利潤とを明確に分離しないままに立論されている点で理論的に誤まりであることは明白であろう。従つて、この点に関する批判を繰り返すことは無意味である。論点を深めるためには、筆者自身が、独占組織成立以前の銅市場構造や、そのもとでの資本蓄積の具体的あり方等の特質を分析することを通して裏証的な批判を開拓する以外はないからである。

従つて、独占論としての問題は別のところにある。それは、当該期の日本資本主義の蓄積機構のなかに、カルテルをどう位置づけるかということであり、日本に即して金融資本的蓄積の内実をどのようなものとして把握するかといふ論点にかかるものである。つまり、コンツェルン形態をもつ財閥資本が、その独占的支配にあたつて、カルテルとどのような連関をもつていたかという問題だと言つてもよい。戦前期のカルテルについては、その独占組織としての性格が脆弱であったという理解が一般的である。<sup>(14)</sup> それが如何なる実証的根拠に基づき、何を基準として、あるいはどの国といつ頃の独占組織と比較して脆弱であるのかは必ずしも明確ではない。しかし、それ自体は、産業独占分析の方法にかかる問題として検討されねばならない筈である。カルテルが脆弱だという理解が、既述のような生産集中に力点を置き、独占組織分析を副次的とする方法を生んだとも考えられるからである。従つて、これをひとまずお

くとすれば、カルテルの脆弱性を前提として、日本資本主義の独占的な構造の特質を財閥コンツェルンに求め日本型金融資本概念を呈示した柴垣和夫氏の所説が検討されねばならない。<sup>(15)</sup>

柴垣説は、日本における独占形態の特徴を、財閥コンツェルンにみられる「資本独占」に求め、財閥資本を日本型金融資本の積極的タイプとしたところに特長があるといつてよい。ここでは、コンツェルンによる縦断的支配を基軸として、それを補完するカルテルの存在という図式が想定されており、独占形態としてはコンツェルンが主で、カルテルが從の位置にあると考えられている。こうした柴垣氏の把握は、日本における財閥資本の独自な位置を解明するうえで極めて有効であった。

しかし、氏が想定しているカルテルとコンツェルンの関係については実証的にも理論的にも無理があるように思われる<sup>(16)</sup>。その点をやや詳しくみるために、柴垣氏の所説をもう少し立ちいって紹介しておこう。氏は次のように述べている。<sup>(17)</sup>

わが国における業種別のカルテルなりトラストなりはコンツェルンにたいする従属的な、あるいは補完的な地位におかれることになった(三二〇頁)。

コンツェルンを主軸とし、その枝葉のもとに周辺的に編成されたカルテルはそれ自体としてけつして自立性を有するものとしては存在しない。それは結局のところ、コンツェルンの資本的独占力を商品市場の側面から補完し補強するものとして、コンツェルンによる統制下におかれざるを得ないのである(三二一頁)。

だが、こうしたカルテルによるコンツェルンの補強機能はつきの条件がみたされる限りで成立する、……(つまり)複数の財閥の相互にカルテル支配にかかる共通の利害が第一義的に存在していること、がそれである(三二一・三二二頁)。

実際若干のカルテルにおいては、その内部における財閥系企業間の対立がしばしばその統制力を弛緩させ、あるいはカルテルそのものの崩壊にみちびいたし、またあるばあいには、一方の財閥系企業はカルテルに参加しても他方はアウトサイダーとしてのこり、ために有効な生産ないし価格統制をおこなえなかつた。たとえば水曜会(精銅業)における三菱鉱業と住友別子銅山<sup>(18)</sup>

との対立、セメント連合会における浅野と小野田(三井系)の対立等々かぞえれば枚挙にいとまがない(三二四・三二五頁)。

こうして柴垣氏は、カルテルが「一方で財閥コンツェルンの独占的支配を補完し補強するものとして機能しつつ、他方ではかかる機能を果すものであるがゆえに、それ自身としては極めて脆弱であるという二側面を有するものとして存在した」と結論づけるのである。<sup>(19)</sup>

確かに、氏の述べているように、カルテルの形成が財閥コンツェルンの主導下にすすむ傾向にあつたことは否定できないし、財閥相互に利害の対立が存在したことも事実であろう。しかし、氏がカルテルの二重の特質と規定する内容については、実証的にも理論的にも検討する余地が残されていると思われる。

実証的には、柴垣氏がカルテルの統制力の弱さの具体例としてあげている水曜会とセメント連合会とが、実証的な根拠となりうるかということである。

セメントについては、財閥コンツェルン間の対立という点では、三井の傍系会社にすぎない小野田セメントと、財閥コンツェルンとしての性格の弱い浅野との対抗であるから、例示として適當とは思われない。氏は、浅野・安田の両財閥を一体のものとして三井との対抗を考えているようだが、そうだとすれば、「資本そのものの独占体」としての財閥概念がここでは拡張されて用いられているとみると、同族の封鎖的所有や自己金融にその特徴を求める規定とは整合的でない。セメント連合会は重要産業統制法が発動された事例として、カルテル分析をすすめるうえで見逃しえない対象であることは間違いない<sup>(19)</sup>。しかし、カルテルに対してもアクトサイダーを生んだ理由は、技術的にみて参入が容易であり、製品輸送コストの比重が高いために全国市場の掌握には各地域市場にそれぞれ有力な生産基地を配する必要があり、地域間で競争構造に相異なる面が生じやすい、というような産業としての性格にあつたようと思われる。<sup>(20)</sup>

従つて、柴垣氏の例示に沿う限り、より重要な問題は、主要な財閥コンツェルンが関与する産銅業の場合について検討することを通して、柴垣氏の所説の実証的根拠を問うことであると思われる。産銅カルテルに注目する三つ目の理由は、以上のごとく当該期の日本資本主義の経済構造のなかで独占組織の活動がどのような連関をもつものとして特質づけられるのかを明らかにする格好の素材だというところにある。

理論的には、柴垣氏が想定しているようなカルテルとコンツェルンの対立に無理があるということである。氏が抽象的に両者の対立の可能性を説明している論理は、一見すると正当のようないい印象を与える。しかし、それは金融資本を論じ、帝国主義的経済構造を分析するうえで第一義的な有効性をもたらすものであろうか。一般的に、両者が対立の可能性をもつことは日本に限られたことでもない。<sup>(22)</sup> そうだとすれば、カルテルの「二重の特質」とは日本にとってどういう意味をもつのであらうか。

元来、帝国主義的経済構造のなかで典型的に独占組織が成立していく産業は、原料素材型の産業、とりわけ鉄鋼業である。それは、関税保護によって国内市場を封鎖的に支配し、国内価格を相対的に高めに維持しながら、その封鎖的市場によって制約される生産の規模、操業率の低下に伴うコストの上昇を、一方で劣位の生産条件にある設備の遊休化によって、他方で——そして、こちらの方が主たる方策であったが、——国外市場へダンピング的な輸出攻勢をかけることで克服しようとするものであった。しかし、こうした独占組織の活動が定着し、経済構造全体の独占的編成替が進展すれば、消費部門、具体的には機械工業等に対し高原料価格が蓄積制約条件になることは明白である。独占組織の活動が一方的に国内価格の高水準の維持にあるとすれば、その結果として、経済構造全体を独占的な支配の下に編成し、基軸的な産業部門を金融資本的な蓄積構造に統一することは困難となる。つまり、複数の基軸的な産業部門で独占的な産業組織が成立していく帝国主義的な経済構造の下では、こうした独占組織間での利害をどう調整

し、「協調的」な性格を付与していくかという条件を欠いては、金融資本的な蓄積構造それ自体がその安定的な基盤をもちえないものである。ドイツの場合、ベルリン六大銀行の置かれた位置、その果した役割は、以上のような統一性の必要を示すものと思われる。<sup>(23)</sup>

日本の場合も、柴垣氏が言うようなコンツェルンとカルテルの関係が存在したことだけが強調されるならば、少なくとも、個々の局面で両者の利害が対立することもあったことは否定できないのであるが——日本型金融資本の積極的タイプとされる財閥資本は、日本資本主義の経済構造を金融資本的蓄積のもとに組織化しえなかつたことになり、帝国主義的経済構造の成立を否定することになりかねないのである。もちろん、柴垣氏の真意はそうではないであろう。日本における金融資本の成立とその特質を論ずるために、財閥コンツェルン間の利害の不一致によつて生ずるコンツェルンとカルテルとの利害対立の存在を前提としつつ、それを単純にどちらが主で從であるかと割切るのでではなく、こうした独占組織間の利害対立がどう調整されたのかを明らかにしていかねばならない筈である。つまり、『日本金融資本分析』の著者は、金融資本分析にとって最も肝心な論点の入口にまで立ちながら、そこから一步を踏みだすことがなかったのである。このような柴垣説の問題点を批判的に再検討していくうえでは、産銅カルテルの分析は極めて重要な素材を提供しているように思われる。

(1) 本稿は、社会科学院助手修了論文として準備していた「産銅独占の研究」の一部であるが、種々の事情で未発表部分を独立論文としたものである。なお、本稿で利用した資料の多くは、公開性の乏しいものが多く資料的価値もあると考えられるため、できるだけ原資料を掲載しうるよう努めた。その結果、やゝ読みにくくものになつたことをあらかじめ御了承願いたい。

(2) 摘稿「産銅独占の成立」『三井文庫論叢』第十二号、一九七九年。

(3) 時期別産業別のカルテル設立件数については、「昭和七年末現存」のものについての高橋危吉の調査がある（高橋危吉『日本統治論』改造社、一九三三年、一二七頁）。それによると、一九三〇～三二年に設立されたカルテルは四八に達し、

調査対象八三の約六割にあたる。なお、最近では、三和良一「日本のカルテル」『日本の企業と国家』一九七六年、日本経済新聞)が、一九三二年までに設立したカルテルを整理して表示しているのであわせて参照されたい。

(4) この点については、前記の高橋著でも、「計画経済時代」への移行を説く文脈のなかでカルテルに依る統制に限界があることが論じられていたが(同書、一五四〇~一五五頁)、戦後の研究でも後述の柴垣和夫氏の所説を前提として、とりわけ重要な産業統制法に基づくカルテルの基礎の弱さが一般的な理解となっている。

(5) この点については、さしあたり臨時産業合理化局編『産業の統制に関する資料 其の三』(一九三二年)のなかで、指定を受けず「民間営業者に於て自治的に相當に統制をとつてゐるもの」として、銅鑛業と硫化鐵鑛業が紹介されているので参照されたい。

(6) 「重要産業の採算変化」『東洋経済新報』一四九七号、一九三二年四月。なお、これに基づく要約的な分析は、『日本経済年報』第二二輯(東洋経済、一九三五年)の「恐慌期に於ける合理化の効果」にまとめられている。

(7) 銅についての生産費は、計上利益のうちから煉瓦等の作業以外から生ずる利益(例えは利子配当・収入益など)を推計して差引き、これに製品評価損等がある場合には利益に還元して作業利益を算出し、銅販売量で除して得た単位当たり作業利益を製品販売単価から差引いて生産費としている(同、一四九七号、六〇頁)。作業外利益が全くの推定であることが、銅生産費の推計に留保をつける理由であるが、他の産業についても大略同様の方法によると思われるものの推計方法が明示されていないものが多いなどの問題点がある。ちなみに、この調査によると日本鉛業の決算書から推計された銅生産費は、昭和四年下期七二円八七錢、六年下期三〇円七〇錢で、同じ時期の三菱鉛業の決算報告に関する部内資料は、三菱の電気銅生産費を六四円九九錢、三二円九四錢と報告している(三菱鉛業株式会社『月報綴』一九三〇年、一九三二年、三菱金属株式会社大阪製錬所所蔵)。

なお、同種の調査は、野村証券調査部編『為替低落と上向期の主要産業』(千倉書房、一九三二年)にもみられ、ここでは、昭和四年上期、五年中、六年中、七年上期の四時点が比較され同様の結論を得ている。

(8) 『東洋経済新報』一四九七号、六一頁。

(9) この点については、産銅五大資本についてそれぞれの経営実態に即した分析を行なう別稿を準備中である。

(10) 大恐慌からの早い回復については、從来、日本経済史の研究者には十分に意識されていないようであるが、世界經濟論のなかで、國際比較の視角から問題が提起されている。例えは、「一九三〇年代——ファシズムとは何か」(『経済学批判』5、一九七九年)における馬場宏二氏の発言を参照されたい(同書、一三五頁以下)。もちろん、昭和恐慌を論ずるうえでは、こ

うした国際的な視角とともに、他方、從来から指摘されているとおり、昭和農業恐慌とも言うべき、農業の危機的状況と農村の疲弊とが視野にいれられねばならない。

(11) 筆者自身の見解については、一九二〇年代に関する粗雑な論議ではあるが、「一九二〇年代史研究の方法に関する覚書」(『歴史学研究』四八六号、一九八〇年一月)を参照いただきたい。

(12) 独占分析の方法に関する論争とは、『社会科学の方法』(御茶の水書房)一〇七号に掲載された橋本寿朗氏の「重化学工業と独占——一九一〇年代末「独占体」確立説の方法上の問題」を契機として、これに答えて反批判を展開した高村直助氏との間の論争を指している。高村氏の反批判は同氏の『日本資本主義史論』(ミネルヴァ書房、一九八〇年)第III篇にまとめられている。橋本説については、『社会科学の方法』一〇七号、一二五号所載の論文及び「硫安独占体の成立」(『経済学論集』第四卷第四号、一九八〇年)を参照されたい。

(13) 前掲「産銅独占の成立」一八一~一八三頁参照。

(14) 例えは、後述の柴垣和夫氏の見解を別にしても、山崎広明氏は「カルテルは市場価格引上げ機關としてよりは、むしろ國家的助成に支えられた輸入防退のための共同機關として機能した」と評しており、また、橋本寿朗氏も一九二〇年代の重化学工業部門のカルテルはその「形式を整えたにとどまつた」と述べている(山崎広明ほか『講座帝国主義の研究』6 日本資本主義』青木書店、一九七三年、一六六頁、橋本寿朗『戦間期における重化学工業の展開』日高音書房『マルクス経済学理論と実証』東京大学出版会、一九七八年、二二一頁)。あるいは、安井國雄氏の重化学工業の「カルテルは輸入に対する対抗カルテルの性格が強く、近代的の独占の一形態としてのカルテルとは言ひがたかつた」(山崎隆三編『兩大戦間期の日本資本主義』大月書店、一九七八年、上巻、八三頁)というような極端な論断がある。

(15) 柴垣和夫『日本金融資本分析』東京大学出版会、一九六五年。

(16) 本稿と同様の視角からの柴垣批判としては前掲橋本論文「硫安独占体の成立」がある。

(17) 前掲『日本金融資本分析』三一八頁以下。

(18) 同、三二五頁。

(19) これについては、さしあたり、永田四郎『日本セメント産業史』(建設文化社、一九五七年)を参照されたい。

(20) セメント連合会についての分析は未だ十分ではないが、美濃部亮吉『カルテル・トラスト・コンツェルン』(改造社、一九三一年、一五六~一八〇頁)および木村隆俊『日本独占資本主義研究』(青木書店、一九七八年、七〇~八四頁)がある。木村氏はセメント連合会による生産制限が価格に及ぼした影響について否定的であるが(七六頁)、氏の依拠する美濃部亮吉

1930年代の産銅カルテル(一)

表2 銅 の 生 产

	1929		1930		1931		1932		
生 産	アメリカ合衆国	1,026	48.2	711	40.6	525	35.3	256	25.7
	カナダ	121	5.7	152	8.7	146	9.8	125	12.5
	ローデンア	...		7	0.4	19	1.3	80	8.0
	ベルギー領コンゴ	...		153	8.7	132	8.9	59	5.9
	メキシコ	87	4.1	75	4.3	58	3.9	38	3.8
	チリ	349	16.4	245	14.0	248	16.7	114	11.4
	日本	83	3.9	88	5.0	84	5.6	79	7.9
	世界計	2,128	100	1,750	100	1,488	100	998	100
消 費	アメリカ合衆国	1,120	53.7	809	47.2	601	42.7	336	31.0
	イギリス	165	7.9	160	9.3	131	9.3	145	13.4
	カナダ	23	1.1	20	1.2	17	1.2	26	2.4
	ヨーロッパ	613	29.4	561	32.7	503	35.7	430	39.6
	ドイツ	239	11.5	205	12.0	176	12.5	151	13.9
	フランス	152	7.3	144	8.4	124	8.8	105	9.7
	日本	78	3.7	77	4.5	77	5.5	81	7.5
	その他	86	4.1	88	5.1	80	5.7	67	6.2
世界計		2,085	100	1,715	100	1,409	100	1,085	100
アメリカ年頭在庫		269		403		533		636	

〔出典〕米国連邦取引委員会調査報告『銅産業』1961年（原本は1947年），日本伸銅協会，35, 38-39ページ

産銅カルテルの活動を検討する前提として、この時期の銅市場の動向を概観しておくことが便利であろう。主として国内市場に関する個々の問題の局面についての詳細な検討は、それぞれの問題に即して紹介することとして、とりあえず、価格、需給の動向と、これを見定した世界市場の動き——とくにアメリカを中心とした国際カルテルの動向を概観しておくことにしたい。

## 二 銅市場の構造

### 1 概観

九六年）および、戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』（東京大学出版会、一九六三年）を参照されたい。

### 及び消費

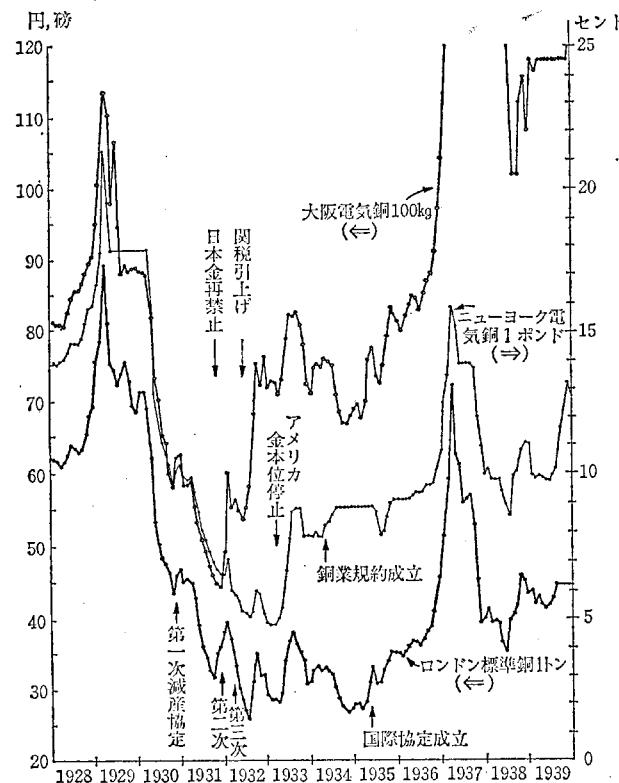
(単位：1000トン、%)

	1933		1934		1935		1936		1937	
234	20.4	240	17.1	380	23.5	615	33.3	835	33.5	
148	12.9	183	13.1	208	12.9	211	11.4	262	10.5	
118	10.3	161	11.5	163	10.1	154	8.3	234	9.4	
73	6.4	121	8.6	119	7.4	105	5.7	166	6.7	
44	3.8	52	3.7	46	2.8	36	1.9	52	2.1	
180	15.7	283	20.2	294	18.2	282	15.3	456	18.3	
76	6.6	74	5.3	78	4.8	81	4.4	84	3.4	
1,146	100	1,401	100	1,617	100	1,849	100	2,495	100	
382	30.7	417	27.8	578	31.9	809	38.7	878	36.5	
160	12.9	243	16.2	266	14.7	285	13.6	335	13.9	
32	2.6	43	2.9	45	2.5	50	2.4	62	2.6	
510	41.0	579	38.6	635	35.0	620	29.7	712	29.6	
187	15.0	244	16.3	230	12.7	204	9.8	252	10.5	
119	9.6	100	6.7	116	6.4	125	6.0	132	5.5	
91	7.3	125	8.3	149	8.2	140	6.7	202	8.4	
70	5.6	94	6.3	141	7.8	184	8.8	219	9.1	
1,245	100	1,501	100	1,814	100	2,088	100	2,408	100	
691		607		479		411		306		

ジ。

- (21) もつとも、氏の指摘する「水曜会（精銅業）における三菱鉱業と住友別子鋼山との対立」は具体的に何を指しているのか全く不明である。そうした事実があつたことすら筆者は不勉強にして知らないので、これについてのコメントは差し控えたい。
- (22) カルテルが独占形態の一つであり、しかもその協調のあり方は、他の独占組織に比してゆるやかな結合に基づくことは常識であろう。従つて、それだけで完全な統制が実現できるものではないことはあらためて言うまでもない。従つて、カルテルの内部に利害対立が生ずる可能性があり、そのため、統制力に限界が画されることがあることも十分に想定しうる筈である。
- (23) これらについては、武田隆夫編『帝國主義の研究(II)』（東京大学出版会、一

図1 銅市価の推移



〔出典〕商工省『本邦銅業ノ趋势』各年。

な産業活動の低迷によるものであった。表3の如く、同国の産業部門別の銅消費量は、大恐慌期には、一九二〇年代に急成長した通信機器(電信電話)関連部門の需要減少が目立っていたとはいっても、部門別の消費構造を大きく変えることなく、消費全般の落ち込みの様相を示していたからである。

消費の急減は、当然ながら過剰在庫を発生させ、その圧力により価格の急速な低下をもたらした。その点は図1にみられるところおりであつたが、この間、アメリカを中心にも市場価格の統制と生産の制限を主な手段とした国際的なカルテル統制が繰り返し試みられたために、市価の動向は右のような需給関係の変化を直接的に反映したものにはならなかつたし、同時に、そうしたカルテル統制がアウトサイダーの生産拡大に好条件となつて在庫の圧縮や生産の全般的な動向に意図に反した影響を与えたのである。

表3 アメリカの銅消費

最終消費部門別 (単位: 1000トン, %)

	1929	1933	1937
電気産業	698	60.2	215
資本財	658	56.8	192
棒線	106	9.1	51
重電機	261	22.5	90
通信機	164	14.1	18
電灯電力線	127	10.9	33
消費財	40	3.4	23
建設	61	5.2	38
自動車	138	11.9	49
造船	2	0.1	2
その他	186	16.1	95
輸出向製品	75	6.5	16
合計	1,160	100.0	415
		100.0	860
			100.0

〔出典〕『銅産業』26-30ページ。

主要国の大半の銅生産および消費の推移は、表2のとおりであるが、生産・消費とも合計でみれば一九三二年を底としてかなり鋭いV字型の変動を示した。こうした変動を規定したのは、アメリカ合衆国における激しい消費の減退と、これに対応する厳しい生産制限であった。一九三七年に世界的には生産・消費ともに二九年水準を上廻ったにもかかわらず、アメリカは約八割強水準に止まっていたことは、大恐慌を契機とする銅世界市場の構造変化を端的に表現するものといつてよい。

生産では、ローデンシアを筆頭とする新興産銅国の急成長がアメリカ産銅資本を中心とする大幅な生産制限の効果を制約する要因となっていたし、消費では、イギリスと日本が一九二九年水準を大きく超える消費国として早いテンポで回復拡大していた。ヨーロッパ市場の消費回復も日立つ回復の遅れなどの理由で、一九三〇年代半ば以後の回復は限定されたものであった。消費動向の変化は、一九三〇年代の各国資本主義の産業的な蓄積の動向・大恐慌からの回復の不均等によるものであったと考えて大過ない。とくに深刻な影響を与えたのは、繰り返すまでもなくアメリカ国内消費の減退であったが、それは、大恐慌による全般的なものといつてよい。

## 2 銅輸出業者組合の価格統制

国際カルテルの動向は、一九二九～三七年の間に、三つないし四つの異なる様相を呈した時期に分けて考えることができる。銅輸出業者組合（一九二六年設立）による統制期——これは、さらに二つの時期に分かれる。一九三〇年春までの価格規制に重点をおいた時期と、三〇年末からの生産制限協定が主軸となつた時期である。次いで、一九三二年夏以降の輸出業者組合崩壊に伴う乱戦の時期。最後が三四春以降のアメリカの全国産業復興法（NRA）に基づく銅業規約を前提とした国際統制の再建期——ここにはNRA違憲判決後、アメリカ国内の統制が自主的協調へ移行した時期も含まれる——がそれである。以下、時期を追ってみておこう。

アメリカの銅輸出業者組合が、国内価格より割高に設定された輸出価格の規制を通して、銅世界市場での価格統制力をロンドンの金物市場・金物商から剥奪し、自ら掌握していくことは前稿でも若干紹介した。<sup>4</sup>こうした組合の方針は、一九二九年春以降、需要の減退によって市場条件が悪化していた時期にも継続させられた。一九二九年三月にボンド当り二二セントに達したニューヨーク相場は、五月以降翌年三月まで組合が国内基準価格を一八セント、輸出価格を一八・三セントに固定したことから、E・M・J・誌（Engineering and Mining Journal）所載のものでも一七・七七五セントが維持され、組合の輸出価格実績も一七・九八セント前後に止まっていた。<sup>5</sup>

一九二九年第一・四半期に月額五〇七万トンを示した組合販売量が、四月七四七〇トン、五月一万二五〇〇トンといいう急減を示し、在庫増による市況悪化が懸念されていたにもかかわらず、このよくな「強硬な」価格規制が採られたのには、それなりの理由があった。ある研究によれば、<sup>6</sup>アメリカ国内の主要な需要部門、つまり銅加工業者は、一九二九年春までに相場の先高に対処するため原料の見越買付を行ない、相当数量の原料ストックを、買付平均価格一九セントで抱えこんでいたという。しかも、そうした加工業者の有力なものは産銅資本の傘下にあつたから、ヨード

ツバ市場の需要家が相場の高騰に反発して買控えた四月以降、組合が輸出価格を引下げて需要を喚起することは、加工業者に原料ストックの評価損という不利益をもたらすことになり、縦断的な結合関係を展開するアナコンダなどのアメリカ産銅資本にとって必ずしも適切な方法ではなかつた。<sup>7</sup> こうした差損を避けるために、右のような「強硬な」価格支持政策が採用されたのである。

しかし、それは所期の効果を生まなかつた。一九二九年秋のニューヨーク株式相場の崩落にはじまる大恐慌のもとで、投資が萎縮し、資本財関連部門の需要に依存する銅市場の拡大は望み薄になつていった。ヨーロッパ市場も同様で、ロンドン相場は下げ圧力が強まって漸落傾向を示していたから（図1）、組合の価格支持政策が解除されれば崩落するのはみやすい道理であった。それは、相場の先安見通しを強め、需要側の買控え方針を継続させた。<sup>8</sup> しかも、他面では組合の価格支持政策が一九三〇年春まで、ロンドン相場の崩壊を支え、市価を高水準に維持することに部分的には成功していたから、在庫増にもかかわらず、新興産銅国などの生産拡大を刺激し、在庫の積増しをまねいたのである。<sup>9</sup> 組合の価格支持政策が失敗した主因は、この生産拡大を統御しえなかつたところにあつた。

銅輸出業者組合は、一九二九年まで、アメリカ国内産銅の九四ペーセント、世界産銅の八五ペーセントを掌握していたといふ。<sup>10</sup> しかし、独禁法への配慮から組合は生産数量に関して積極的な統制規定をもたなかつた。販売量の割り、自主的に自らの生産計画を立案するのが通例であった。従つて生産量についての組合の統制機能は存在したとしても極めて限定されたものであつたし、加えて、販売割当の協定が外国生産者に有利であったことも要因となつて、一九三〇年にかけて主として組合加盟の外国生産者やアウトサイダーの生産拡大を放任することになつた（後

掲表4)。この結果、組合の世界産銅掌握率も七〇ペーセント台に低下し<sup>(17)</sup>、大恐慌期に組合はその致命的な弱点を露呈したのであった。

かくて、一九三〇年四月、組合は輸出価格を一四・三セント、国内基準価格を一四セントに引下げたが<sup>(18)</sup>、この決定は相場の先安感を追認する格好となつたためにかえつて組合の統制力を削減し、市価は組合の価格規制の効果を認めえぬほどに崩壊していった。銅輸出業者組合の価格支持政策は「景気下降がはじまつた時の生産と消費の調整要因としての価格機能を喪失させる結果となつた」のであり、それだけ「銅産業の危機を一層深めた大きな原因となつた」のである。<sup>(19)</sup>

### 3 生産制限協定

不況の深刻化のなかでカルテルとしての機能を失つた銅輸出業者組合に代つて銅協会が世界的な生産調整について主導的な役割を果した。<sup>(20)</sup>一九三〇年一月初旬に銅協会は「銅産業の首脳陣の出席を要請」して産銅業の直面する問題を解決するための会議を開催した。<sup>(21)</sup>協会の中心的な構成員であり、世界産銅の過半を制していたアメリカの三大資産銅資本は、その年すでに三割強に及ぶ国内生産の削減を実行していたが、この会議の結果、アメリカ国内の各産銅本は一九三〇年九月の生産を基準として、その一五ペーセントを削減することに合意した。<sup>(22)</sup>

この協定が滞銅の整理に有効であるためには、減産協定を国外の有力な生産者に及ぼす必要があった。ことの成否を握っていたのはベルギー系のカタング銅であった。というのは、銅輸出業者組合の価格支持政策に乗じて、カタンガ銅はヨーロッパ市場に対し急速に進出し、その低廉なコストによって圧倒的な競争力をもつて「当時の情勢をコントロール」していたからである。<sup>(23)</sup>交渉の結果、カタングの代表者はニーゴのボア鉱山が協定に参加することを条件に減産に同意し、アナコンダ、ケネコットの支配下にある南アメリカの鉱山とも月額七〇〇〇トンの生産削減を行な

う旨の特別協定が結ばれた。かくて、第一次国際減産協定が成立した。

しかし、第一次協定の効果は、予想外の需要減退のために思わしくなく、滞銅の増大をおさえることができなかつた。<sup>(24)</sup>そのため、一九三一年五月に南北アメリカ、アフリカ等の産銅業者がニューヨークに会合し、減産率の引き上げ強化について協議したが合意に至らなかつた。

市況はますます悪化し、ニューヨーク市価は七月に八セントを切り、滞銅は九月末に四八万トンと一九二九年の世界生産の二三ペーセントに達し、逐次増大の勢いであった。一〇月、再度減産協定強化が協議されたが、アメリカ側の五割減産という強硬案は、カタング、カナダ等の欧州諸国系の産銅資本の拒絶にあひ、その結果、「市價ハ實ニ有史以来ノ安値タル六仙二分ノヲ現出シ」<sup>(25)</sup>た。この水準は、減産による操業率の低下に伴うコストの上昇を考慮に入れなくとも、アメリカ国内のほとんどすべての産銅資本にとって採算割れのものであつた。アメリカ国内で銅輸入関税増徴の運動が活発になつたのはそのためであった。<sup>(26)</sup>

減産協定強化の試みが二度にわたり失敗した理由は、第一に、アメリカ産銅業の世界市場における地位の低下についた。一九二〇年代に南アメリカ諸鉱山への投資と世界の電気精銅工場としての地位を利用してヨーロッパ市場に対し圧倒的な支配力を保持したアメリカ産銅業は、第一次協定に際してカタング銅山の協力によってはじめて協定の実効性が保証されたことに示されるように、ヨーロッパ市場での競争力を失いつつあつた。<sup>(27)</sup>新興の低コスト産銅の進出は、それほど急激であったが、それ自体がすでにふれたようなアメリカの手による国際的なカルテル統制のもたらしたものであつた。こうした事情から、世界的な滞銅増加といつても、そのほとんどがアメリカ産銅であるという条件のもとで、ヨーロッパ諸国の資本系列下にある新興産銅国の同意をとりつけるのには困難が大きかつた。<sup>(28)</sup>

しかし、以上の如き困難な条件のもとで、アメリカ産銅資本が状況を改善するためによりうる方法は、国内の減産

を自主的にすすめ、そのうえで国際協定を強化する以外にはなかつた。そこで同じ年の一二月に三度目の協議が行なわれた。この協議によつて各資本は一九三二年一月より六カ月間、その生産能力（月額二十五万トンと査定）の二六・五ペーセント（六万六〇〇〇トン）にまで生産を制限するという大幅な減産協定が成立した。<sup>(34)</sup> この減産率でいえば七割を超える生産制限は、一二月の生産実績に比べても、その三六ペーセントにまで減産するものであつた。市況はそれほどまでに悪化していたからであろう。また、アメリカ国外の生産者からみれば、アメリカの銅関税引上げへの懸念もあつたと思われる。

一二月二一日発表された銅輸出業者組合の声明によれば、この協定には、次のような付帯条件がつけられていた。<sup>(36)</sup>

- 一、それ（減産……引用者注記）がため價格の不當な騰貴を來さざる様次の如き方法を講じる。即ち、(1)在荷が過去四ヶ月間の積出総高以下に減じた場合、(2)並に相場が十二仙以上に騰貴し、十五日間續いた場合には減産を中止すること。
- 一、若し減産が成功せず、一九三二年末の在荷が過去四ヶ月間の積出総高以下に減じない場合は、加盟各社は三十日間の豫告を以て作業を復活することができる。

これは、前例のない程ドラスティックな減産によつて短期間に滯銅を整理するということを目的としつつ、一九二九・三〇年の価格規制の失敗の経験を考慮して、市価高騰を抑えるための供給増加の道を残し、また、増産圧力の強い新興産銅国に対して減産協定の暫定性を示すことによって妥協をはかつたものと考えられる。しかし、逆に言えば、この第二次減産協定は、滯銅高いかんによつては一年経過後に三〇日の予告期間を設けて脱退しうることを明記することを通して、アメリカ産銅業に、その保有する大量の滯銅を短期間に処分することを迫つたものであつた。<sup>(37)</sup>『東洋経済新報』の推定によれば、整理を要する滯銅量は約四〇万トンに上るといわれており、減産協定量の六カ月分、あるいは日本の産銅量の五年分を上廻る大きさであった。

第二次減産協定成立により持直すことが期待された市況は、一九三二年にはいつても好転せず、前年ようやく本格的な生産にはいったイギリス系のローデンシア産銅がアウトサイダーとしてヨーロッパ市場に進出するなどの事情から事態は一層深刻化した。<sup>(38)</sup> そのため、二月には減産率の引上げが決定され、加盟各社は生産能力の一七・五（一説に二〇・〇）ペーセントに生産を制限する第三次協定が成立した。<sup>(40)</sup>

こうした協定は、アメリカ産銅資本が支配する南北アメリカの産銅については、かなり守られたようであるが、それでも事態は改善されなかつた。そのため、アメリカ政府は五月、「上院財政委員会ノ主動ニ依ル」輸入税引上げ法案を成立させ、国内産銅資本の保護に踏み切つた。輸入税額は一ポンド当り四セントで、同月中のニューヨーク相場平均五セント二三七に比して實に七六ペーセントに相当する高率関税であつた。保護関税の設定はアメリカが「國外産銅業者トノ連繫ヲ断チ世界銅市場ノ統制ヲ断念スルト共ニ専ラ自國産銅業者ノ保護方針ニ轉換」したことを意味した。<sup>(42)</sup>

この方針転換の結果、利害を異にするインターナショナルニッケル（カナダ）、チリ、セロ・ド・バスコ（ベル）<sup>(43)</sup>、カタンガ（アフリカ・ベルギー）などの諸会社が銅輸出業者組合から脱退し、組合は完全に崩壊して「減産協定モ有名無實トナリ世界ノ銅界ハ往年ノ無統制状態」となつた。<sup>(44)</sup> 脱退したアメリカ国外の産銅資本はヨーロッパ市場に對して積極的な進出策をはかることになつた。これに加えて、アメリカ国内の中小産銅資本の組織したカスタムスメルタースや、国内需要の不振から輸出に活路を求めていた日本などの輸出攻勢があつて、ヨーロッパ市場は激しいダンピング競争の対象となつた。<sup>(45)</sup>

そのため、植民地に産銅国をもつヨーロッパ諸国はその保護に乗り出し、例えはフランスでは一九三二年八月から従価四分の関税が設定され、ベルギーでも自國領カタンガ銅に対する特恵措置が講じられることになつた。また、同



1930年代の産銅カルテル(一)

## 4 全国産業復興法と国際カルテルの再建

銅世界市場はかくして激しい競争場裡に推移することになった。ニューヨーク銅価は関税設定にもかかわらず、一三年にはいってからであつたが、市況の回復までにはまだ困難が大きかった。

一九三三年第一・四半期におこったアメリカの金融恐慌と金本位制の停止、ルーズベルト大統領の登場によるインフレ的な景気政策への期待などの好材料から、銅市場は三月を底にして反騰し、全国産業復興法が成立した六月までにニューヨーク相場が五セントから九セントに上昇した。<sup>(49)</sup>こうしたなかで全国産業復興法に基づく銅業規約が審議されることになつたが、これが合意に達するのは翌三四年四月のことであった。その間、相場は約一セント下落した水準で保ち合つた。

銅業規約の審議が難航した理由は、規約の根幹ともなる「徹底的減産計画」(生産能力ノ二〇%乃至三〇%)及最低賣資本と国内中小資本とではその負担に差があつたし、最低価格制については買鉱製煉業者と鉱山とで対立が生じたであろう。しかし、相場が横ばい状態を続け、滞銅も減少気味になつてゐたといえ、一九三四年年頭の在庫高は六〇万トンを数え、第一次大戦後の不振時のピークを超える水準を維持していた。全国産業復興法による国家的な統制の実現は不可欠と考へられた。

約十カ月に及ぶ協議の結果、産銅業者の代表によつて作成された銅業規約は、次のような大綱を内容としていた。

- 1、過剰在庫を除き、消費需要に基づく正常生産を、銅産業の雇用をできるだけ高水準に維持することの必要性を考慮して調整する。
- 2、現在の緊急事態において市場の過剰在庫を全面的あるいは部分的に抑制する。
- 3、調整、減産、あるいは割当を業界が同意できる方法により行う。
- 4、生産コストからみた最低販売価格およびこれと関連して販売割当量を定める。
- 5、上述の目的達成上他の手段が考へられる場合は交渉と相互協定によりこれを行う。

この規約は、みられるとおりカルテルの目的・性格を明確に規定していたが、その実行方法は、「行政官と規約管理官等の指導・介入の余地があつたとはいえ業界の自主協定に依存するところが大きかつたのである。

一九三四年四月二六日より、銅業規約は原案通り承認され実施されることになった。伝えられるところによれば、現実に締結された協定は「(一)販賣額割當(一ヶ月新銅生産者二〇、五〇〇噸、再製銅業者九、五〇〇噸合計三〇、〇〇〇〇噸ニシテ生産額ノ二三%)、(二)販賣値段ノ届出及之ガ発表、(三)滯銅額減少ニ關スル事項、其他最大労働時間、最低賃銀制等ヲ其ノ骨子トルモノ」であつた。<sup>(50)</sup>カルテル協定の根本問題と考えられ、買鉱製煉業者との対立点となつた最低価格の規定ではなく、生産制限についても「何等ノ任意的諒解モ成立セズ」販売割当による間接的な規制に止まつた。<sup>(51)</sup>また、輸出についても全く制限がなかつたし、「滯銅額減少ニ關スル事項」も具体的な方策を規定していなかつたようである。しかし、こうした欠陥があつたとはいえ、一九三二年に設定された高関税のもとで、規約に基づく販売基準価格は当初八・五セント、六月中旬より九セントに定められ、ともかくも国内価格の安定を実現したのである。

銅業規約に基づく国内市場の統制は、アメリカ市場を海外市況の変動から分断することに成功した。この点は、規約成立後から三五年初めにかけてのニューヨーク相場とロンドン相場の動向の乖離を示す図1に明らかであろう。しかし、ロンドン相場の低落は、他面で、アメリカ産銅のヨーロッパ市場への進出の結果でもあつた。つまり、アメリ

1930年代の産銅カルテル(一)

表5 アメリカ

	イギリス	ベルギー	フランス			
1928	106,386	20.8	38,716	7.6	86,304	16.9
1929	103,581	25.8	22,874	5.7	88,883	22.1
1930	85,125	25.4	17,236	5.2	71,594	21.4
1931	58,054	25.0	17,133	7.4	56,097	24.2
1932	34,172	27.3	8,209	6.6	32,653	26.1
1933	13,304	10.1	8,049	6.1	37,224	28.1
1934	41,243	14.8	11,033	4.0	58,300	21.0
1935	54,555	19.8	14,718	5.4	32,426	11.8
1936	30,661	13.0	15,943	6.8	41,209	17.4
1937	53,016	17.1	15,399	5.0	39,898	12.9
1938	30,616	7.9	9,173	2.4	32,110	8.3

〔出典〕 東洋経済新報社編『経済年鑑』昭和13年版、280ページ、同15年版、174ページ。

が確認できるであろう。我々の関心からみれば、輸出地域のなかで日本の地位が急上昇していることにも注目しておかねばならない。それはともかく、需要が回復基調にあつたにもかかわらず、こうしたアメリカ産銅業の強い輸出圧力のために、世界市場では低価格が強制されていたのである。

ヨーロッパ市場を中心とする激しい競争状態を克服するため、一九三四年末より国際銅会議の開催気運がもりあがつていった。アメリカ国内では、三四年秋に国内産銅業者が会合して翌三五年一月より二割の減産と対ヨーロッパ輸出の自粛を条件に国外の産銅業者に対する任意の減産を要請するという形で協調回復を試みていたとの情報も伝えられていた。<sup>(58)</sup> この協定の真偽のほどは確認しえないが、アメリカ産銅業が「自ラハ國內ノ自給自足ニ満足シテ海外ノ販賣地盤ハ之ヲ新興産銅國ニ一任スルコトニヨリ其放恣ナル増産ヲ抑制シ足」に満足するといつても、アナコンダやケネコットのように南アメリカに有力な産銅基地をもつ資本にとっては、南アメリカ産銅によるヨーロッパ市場進出が可能であれば、アメリカ国内での厳しい規制は大きな制約ではなかつた。

国際協定締結の最終協議は、一九三五年三月上旬にニューヨークで開催された。その結果、「アフリカ、南アメリ

## 銅輸出相手国別

(単位:トン、%)

ドイツ	イタリア	日本	その他	合計
103,275	20.2	58,274	11.4	16,198
89,440	22.3	42,246	10.5	3,977
46,930	14.0	39,354	11.8	1,607
29,383	12.7	21,463	9.2	116
15,403	12.3	11,672	9.3	263
17,381	13.1	15,047	11.4	14,079
36,381	13.1	27,423	9.9	56,947
24,916	9.1	45,264	16.5	53,143
32,678	13.8	23,850	10.1	39,926
37,259	12.0	20,657	6.7	72,918
74,334	19.3	21,875	5.7	109,990
				28.6
				107,125
				27.8
				385,223
				100

版、174ページ。

カ産銅資本は、国内外市況の安定を前提として、生産及び輸出に対する規制を欠いていたことを利用して、滯銅のダンピング輸出を実行し、さらに、輸出市場をめあてとして生産を拡大し、採業率を高めてコストの引下げをはかったからである。<sup>(56)</sup> しかし、このヨーロッパ市場に対するアメリカの攻勢は、イギリス・フランスなどの植民地産銅保護政策や、後者の場合には金ブロック圏の経済復興の遅れなどの制約条件が存在していたうえ、そうした制約の外にあった最大の市場であるドイツが一九三四年四月から外貨不足と原料自給の必要を理由として精銅輸入を禁止的に制限する方途に出たため、激しい乱売戦による価格の急落をよんだのである。

銅業規約が成立したとき、輸出基準価格はニューヨークFOB価格八セント七七五と定められたが、ニューヨークFAS価格で示される輸出実勢価格は一九三四年一〇月には六セント三一五に低下し、国内価格とは三割以上のひらきが生まれた。<sup>(57)</sup>

アメリカ銅の仕向地先でみると(表5)、一九三三～三四年に倍増した輸出量は依然一九二〇年代末の水準には及ばぬものの、ヨーロッパ各国でそれぞれ急増していた。それまで、新興産銅国中心の競争的市場であったヨーロッパ市場にアメリカ銅があふれ出了こと

カ、ヨーロッパ地域の生産削減と調整に関する覚書」が調印された。協定の大綱は次の通りであった。<sup>(60)</sup>

- 一、米國以外ノ各國ハ五月一日以降現在生産高ヨリ二割、六月一日以降三割即チ年額二十四萬噸(月額二萬噸)ノ減産ヲ行フコト
- 一、供給ノ圓滑ヲ期スルト共ニ滯銅ノ累積ヲ避クル為完全ナル統計ノ蒐集發表機關ヲ組織スルコト
- 一、積極的ニ協定ニ参加セルメンバー以外ノ外國生産者トモ充分協調ヲ確保スルコト
- 一、販賣引渡及支拂條件等取引上諸手續ヲ統一スルコト
- 一、各產銅業者ハ前記制限内ニ於テ行動ノ自由ヲ保有シ、販賣ブール、價格公定ハ之ヲ為サズルモ相場ノ大巾變動ヲ避クル為メ市場ノ安定確保ニ努ムルコト
- 一、本協定ハ一九三六年五月末迄一ヶ年間試験的ニ實施シタル上特別ノ事情ナキ限り更ニ一九三八年七月一日迄二ヶ年間之ヲ延長スルコト

協定に参加したのは、イギリス系のロカーナ、ローン・アンテロープ、ベルギー系のカタンダ、ケネコット支配下のブラー・デン(チリ)、南アメリカのアナコンダ子会社、の五つのグループであり、それぞれのグループの代表によって統制委員会が構成され、協定の実行にあたつた。

覚書の表題が示すとおり、この国際協定にはアメリカ国内の生産については何らの規定もなかつた。しかし、協定による外国産銅の制限を条件として、アメリカ産銅資本は、国内産銅の対ヨーロッパ輸出を自主規制する旨表明していいたという。具体的には、本協定によつて、「外國銅ノ減産ガ行ハルルナラバ……(中略)……歐洲市場向輸出値段ガ九仙以上ニナル迄米國ハ滯銅輸出ヲ中止シ且外國銅ノ三割減産ガ實施セラルル間輸出月量ヲ新產銅四、六〇〇米噸、再製銅三、八〇〇米噸合計八、四〇〇米噸ニ制限スベシ」との合意が成立していたと伝えられている。<sup>(61)</sup>

減産協定が実行に移された一九三五年五月アメリカ最高裁は全国産業復興法に対する違憲判決を下した。銅業規約によつて一年余のあいだ、ようやく国内市場の安定をとりもどしたアメリカ銅産業にとって、この判決は大きな痛手

であつたろうか。答えは否であつた。アメリカ連邦取引委員会の調査報告によれば、違憲判決の約一カ月前、アメリカの大手産銅二社の代表が会合し、「新たに結成される米国銅協会(United States Copper Association)について検討し、米国上院財政委員会が産業復興法のもとで審議中であった法律案に関し、意見書を送付した」。そこでは次のような主張が展開されていた。<sup>(62)</sup>

この法律案は銅産業の要求と必要に応ずることができないばかりでなく、銅産業が非自主的なコントロール——不当手段に従わねばならないので反対である。

銅産業はそのメンバーが自主的に特に生産、過剰在庫の処理、製品の販売、自由競争の原則維持に関し協定のできる法律を制定されるよう要望する。

残念乍ら、審議中の法律案の具体的内容を確認できていないが、一九三四年四月の銅業規約の統制規定の不徹底性を前提として、右の意見書の文脈を捉えるならば、産銅業に対するより厳格な統制を、行政のより積極的な介入・指導によつて実現しようとするものであつたと想定される。産銅資本はこれに正面から反対し、「國家の干渉を受けず、その独占的地位をフルに利用しようとした」のである。こうした全国産業復興法に対する態度からみれば、銅業規約が不徹底とはいえ国家的な統制介入の余地をもつことは重大な障害であり、その廢止はむしろ望ましいものであつた。問題は、その後にどのような形で自主的な統制を実現しうるかにあつた。結成準備中の米国銅協会は六月に設立されたが、それは産業復興法に基づき「規約管理官がこれまで遂行していいた機能を果すこと目的に準備されていた」ものだったのである。国際カルテルの再建の試みも、その点では「NRAの無効を予想したもの」であり、違憲判決と踵を接して減産協定が発効したことは注意すべき点であろう。このように、全国産業復興法違憲の判決まで、アメリカ産銅業は自主的な統制への移行準備を整えていたのである。<sup>(63)</sup>

もつとも、違憲判決による銅業規約の失効は、一時的には市況に動搖を与え、ニューヨーク銅相場も五月から七月

1930年代の産銅カルテル(→)

表6 國際協定に基づく生産調整

—四半期別各月平均—

(単位:トン)

	外国の生 産量 A	協定に基づく生 産		B/A	アメリカの 無税銅輸出	アメリカ國 内期末在庫
		生 産 枠	生 産 実積 B			
1935年 I	91,369	—	—	(%)	15,147	(1000トン) 582.7
	II	88,748	②48,926	②48,312	54.4	10,834
	III	79,442	45,931	45,769	57.6	2,927
	IV	81,600	45,930	46,349	56.8	1,798
1936年 I	78,285	46,061	46,671	59.6	2,633	483.4
	II	76,646	46,061	46,000	60.0	3,955
	III	73,810	48,189	46,919	63.6	4,103
	IV	93,309	63,431	59,867	64.2	7,458
1937年 I	111,471	①	77,635	69.6	4,124	308.4
	II	119,412	①	85,147	71.3	6,647
	III	108,491	①	69,140	63.7	6,174
	IV	110,339	③68,479	69,829	63.2	3,986
1938年 I	105,452	68,479	65,190	61.8	7,076	540.3
	II	105,930	68,479	66,037	62.3	8,912
	III	98,885	61,056	58,927	59.6	14,130
	IV	120,999	①	78,880	65.2	11,624

(出典)『銅産業』160-161ページ, 193-200ページ

注) ①協定枠限度, ②5, 6月2カ月の数値, ③12月より生産枠復活。

にかけて一セントほど下落した。しかし、その後は一転して強気気配となり、減産協定の影響もあって、一月には九セント台に回復し、翌一九三六年一月には一〇セント台から三七年春には一五セント台へと急騰したのである。他方、国際カルテルの再建によってアメリカのダンピング攻勢が緩和されたヨーロッパ市場の立直りは、ロンドン相場の上昇にみられるとおりである(図1)。むしろ、三六年後半から三七年春にかけての急騰相場の出現、その後一年余の急落は、一九二九年前後の変動と比べても短期間に鋭角的で大幅な変動となっていることが注目される。

右のような市況の変化は、一九三五年一〇月に勃発したエチオピア戦争の影響によって軍需関連資材としての銅の買付

が促進されたことや、アメリカ、ヨーロッパの景気の好転などによって需要が急速に回復したことが原因であった。<sup>(67)</sup>

しかし、同時に、国際カルテルの生産制限、アメリカ国内の自主的統制の効果も見逃しえない要因であった。

国際協定発効後、外国生産者の生産量は着実に減少し、表6の如く、報告された限りではほぼその生産枠は守られていた。このような生産制限は、各加盟会社に対して割当てられた基準量に対する生産許可率、あるいは同じことだが、減産量の割当によって実行された。アメリカ銅の「無税銅輸出」も一九三五年の二万七四二九トンをピークに七月以降三〇〇〇トン足らずにすぎなくなり、国際協定の前提となつたアメリカ産銅の輸出に関する紳士協定は守られていたとみることができる。協定成立時に伝えられていた新銅輸出量枠の四六〇〇トンを相当下廻っていたからである。とくに国際協定に子会社が参加し、統制委員会に代表を送っていたケネコットとアナコンダの両社は「無税銅輸出」を三八年六月まで停止した。この間の輸出の主力は協定不参加のヘルプスドッチとアサルコであったという。<sup>(68)</sup>

国内需要の回復と減産によって、国際協定成立時に約五八万トンを数えたアメリカの精銅在庫も着実に減少し、一年後の三六年六月には四六万トン、三七年四月には二八万トン余と二年足らずの間に半減した。とくに精銅業者在庫は、三六年八月にはすでに当月分販売量の四五日分にまで減少していたのである。この水準はやや過少な在庫量にまで到達していたとも考えられるほどであり、同年末から翌年三月にかけての相場急騰の遠因となつた。

在庫の減少は需給関係の改善を反映したものであつたから、ロンドン相場も着実に回復した。アメリカの対ヨーロッパ市場向輸出価格も好転し、三六年一〇月中旬には一〇セントを上廻るようになつた。<sup>(71)</sup>しかし、アメリカの主要な産銅資本は、中小のアウトサイダーが生産を再開、あるいは拡大するのを抑えるために、国内価格を九セント台にすえおく抑制的な対応をとつた。<sup>(72)</sup>その結果、三六年八月より、国内価格を輸出価格が上廻るようになつたのである。

他方、市価の高騰を抑制するために、国際カルテルは、生産許可率をそれまでの七〇ペーセントから三六年八月

1930年代の産銅カルテル(一)

一日より七五ペーセント(すなわち減産率二五ペーセント)に、一〇月一日より八〇ペーセント、同一五日より八五ペーセントにと順次引上げ生産の拡大をはかった。さらに、一月上旬には、これを一〇五ペーセントに引上げ、基準量を上廻る生産を許可した。そして、三七年一月から、ついに生産制限に関する規定は一時撤廻されたのである。<sup>(23)</sup>

しかし、こうした対応は三七年三月までの価格の急騰や「価格が上昇してからの買付量の減少、在庫の増加にともなう半恐慌状態をあらかじめ防止するにはすでにおそぎた」のである。<sup>(24)</sup>ここでも再び国際銅カルテルは市場の安定に関して十分な効果を發揮しえなかつたといえよう。国際カルテルが生産枠の拡大に慎重であり、それに対応してアメリカ国内ではアウトサイダーの生産を刺戟しないような「低価格政策」が採用されたことが、供給不足と在庫減少により一九三七年ブームの時期に銅価格の激しい動搖をもたらした基本的な要因であったことは否定できないからである。

景気局面との対応でいえば、銅相場の崩壊は一九二九年と同様に、景気後退よりかなり早い時期(三七年四月)におとされた。これに対して、一九三七年九月にヘルプスドッヂが自発的に「割の減産をする旨声明したのをうけて、国際カルテルは一〇月以降減産協定を復活し、基準量に対する許可率を一二〇ペーセントと決定し、さらに一月一五ペーセント、一二月一〇五ペーセント、三八年六月九五ペーセントと順次引下げ、市況の悪化に対処していくのである。<sup>(25)</sup>その後は市況の変化に応じて許可率を操作し、生産を統制したことによって、「需給の均衡が比較的良く取れた」といわれている。国際カルテルは、三八年六月に協定が満期を迎えた後、さらに三年間延長されることが決定され、結局、一九三九年にイギリスが英帝国ブロック内の銅統制を実施するまで存続したのである。<sup>(26)</sup>

以上の如く、一九二九～三七年の銅世界市場は、その初めと終わりに激しい価格の暴騰を記録し、二つの相場

の高い山にはさまれた低迷期にあった。しかも、それはアメリカ産銅資本と新興産銅国との対抗を中心として、その協調と反発のなかで再三にわたり国際的な統制が試みられた時期であった。

日本は、この間、いく一部の時期を除いて国際カルテルの統制に直接参加することはなかつたが、もちろん、それから自由ではなかつた。銅世界市場の動向に規定されながら、その枠組のなかで水曜会を中心に日本産銅業がどのような対応をみせたのかを明らかにするための準備は、国際的な枠組の説明という意味ではひとまず整つたものと思われる。すでに行論中に、この時期に消費拡大の目立つた地域として、あるいは三四、三五年ころからアメリカ産銅の輸出が顕著に拡大した地域として、日本が位置していたことを指摘しておいた。そこで水曜会活動の分析にはいる前に、これらの点を、日本に即して確認しておくことにしよう。

(1) 銅の最終消費別でみて、通信機器関係は、一九二〇年の六万一〇〇〇トン(八・九ペーセント)から二九年には一六万四〇〇〇トン(一四・一ペーセント)に急成長していた(米国連邦取引委員会調査報告、日本伸銅協会原料委員会証『銅産業』一九六一年、二六二～八頁)。

(2) 国際カルテルの動向については、主として前掲『銅産業』によつた。また、一九三三年までについては、Elliot, W. Y. International Control in the Non-Ferrous Metals 1937 New York The MacMillan Co., も参照した。このほかTNEC公聴会記録およびHerfindahl, O. C. Copper Costs and Prices: 1870-1957 1959 Baltimore. があるが未見である。

(3) 行論で明らかにされるが、この第三の時期は、国際協定の成立前後で、とりわけヨーロッパ市場での競争状態に大きな差異があり、区分する方が適當であるかもしれない。ここでは、さしあたり、銅業規約によりアメリカ国内市場が一応安定したことが国際協定の前提となつたという意味で、再建の第一段階とみなしておく。なお、立ち入った検討が本格的におこなわれるべきであろう。

(4) 前掲「産銅独占の成立」二四六頁。詳しくは『銅産業』一三七～一五二頁参照。

(5) 前掲『銅産業』一五〇頁。

(6) 『本邦銅業ノ趨勢』昭和四年、一一七～一八頁おもむ Routh, G. A. ed., The Mineral Industry during 1930, 1931 McGraw-Hill Book Co., p124. による。

- (7) 輸出実績は、前掲『銅産業』一四八〇—一四九頁所載の第36表による。
- (8) 同右。
- (9) Elliott, op. cit p441—442.
- (10) エリオットは、「これをバイヤーストライキ(a buyer's strike)と呼んでいた。
- (11) 例えばアナコンダは、一九二二年に株式を取得して支配子としたAmerican Brassより、一九二九年に電線ケーブル製造部門を分離して設立した子会社Anaconda Wire & Cableを中心とする加工部門をもち、「世界屈指の産銅会社」の一つであり、また銅製品の最大加工会社であった(『銅産業』一〇二頁。なお、アナコンダグループの概況については同書一〇一—一二〇頁、二三五—二六六頁参照)。
- (12) 銅などの非鉄金属は、その価格動向が投機的で相場取引商品的性格をもつてゐる。銅の場合、ロンドン金物市場での仲買出価格を高位に維持してヨーロッパ市場へ統制力を及ぼすとしたのは、ロンドン市場の投機的取引を封殺するところが目的で、大恐慌の前までに、その方策はほぼ成功を収めていたが、この時期には実需の極端な低落と組合の価格政策とに大きなズレが生じたことから、ロンドン金物市場の独自性が再現しつつあり、その動向が、需要家の原料購入に強い影響力をもつようになつてゐたようであつた。
- (13) 「価格高騰期にはカルテル加盟、非加盟を問わず外国における低コスト銅の生産が刺激された。しかし、価格の下降期にはカルテル非加盟会社は需要の減少と同一歩調で生産量を削減せず、在庫は正常在庫の約六倍に増加し、これは不況期の底における約一年分の供給量に相当した」(『銅産業』一五二頁)。なお、Elliott, op. cit p442—444. を参照されたい。
- (14) 『銅産業』一四三頁所載の第35表によると。
- (15) 組合の生産に関する統制については、『銅産業』一四二〇—一五二頁参照。
- (16) 詳細は略すが、「組合と協定を結んでゐる、米国あるいはその領土以外で生産される銅の輸出市場における販売業者」と定義される外国組合員のうち、ヨーロッパの外國組合員については、協定の規則運用書に「ある月のヨーロッパ外國組合員の販売量がその月の生産量よりも少ない場合はその旨を翌月の五日までに事務所に報告すれば外國組合員は販売量の追加が認められる」との規定があつた。追加には一定の限度が考慮されたとはいゝ、ヨーロッパ外國組合員は生産の拡大に応ずる販売割当の増加が保証されていたのである(『銅産業』一四三頁)。
- (17) 一九三〇年には七九・五パーセント、三一年には七七・七パーセントであった。またアメリカ国内は三一年に九一・四パーセントと若干の低下にとどまつた(『銅産業』一四三頁)。
- (18) 同、一五〇頁。
- (19) 同、一五三頁。
- (20) 銅協会は一九二七年一一月に設立されたもので、「其の目的とする所は、南北米に於ける銅及び銅製品の生産—加工一分配—消費等を調査研究し以て銅界需給の改善を期するにあつた」(『國際銅カルテル崩壊の危機』『東洋経済新報』昭和七年三月十二日、第一四九〇号)。具体的には、「銅輸出業者組合員を含む米国の産銅業者、熔鍊業者および精鍊業者で組織され、(1)鉱石生産量、(2)熔鍊用に他の業者から購入した鉱石からの生産量、(3)精銅の生産量、(4)販売量(国内および輸出)、(5)受注残(国内および輸出)および在庫量」について会員より報告を受け、これを協会が集計して各会員に送付していた。しかし、『東洋経済新報』が組合を対外的カルテル、銅協会を対内カルテルと呼んだように、統制機関としての性格をもつてゐた。この点については、一九三〇年後半の調査により、連邦取引委員会と法務省が協会は減産協定における指導的役割を果したと結論しているという(『銅産業』一五一頁)。
- (21) 会議の直接的な問題は「買銅精鍊業者と精鍊業者の鉱石買付量をいかにして減らすべきか、またE.M.J誌に報告される毎日の公開市場相場で精銅をオフファスすることをいかにして停止するかであつた」。これについて会議は、前者の買付量減少のために熔鍊業者が協定を結び、これに外國の業者も協力するよう要請する趣旨の勧告文を決議した。この勧告に基づき、銅協会役員会は、「全代表者会議で消費量を見合つた生産調整の実施を合法的に行う計画であるとの決議を採用し」減産協定締結へと進んだのである。
- (22) 『本邦銅業ノ趨勢』昭和五年、一二二頁。なお、反トラスト法への配慮から減産率は公式には発表されなかつたようであるが、前掲「國際銅カルテル崩壊の危機」も第一次協定を一九三〇年九月の「世界生産高十五萬一千噸を基準とし其一割五分に當る二萬三千噸を減産せんとする」と紹介している(二三頁)。『銅産業』によると、銅協会の当初案は月二万トンであったが、結局、二万三六六トンに決定されたという(一五一頁)。協定の方法が、率によるものか、減産量によるものかは判然としないが、三〇〇年九月生産を基準に一五パーセント減、その総量二万三千トン余というのが第一次協定の内容であったことは間違いない。
- (23) 『銅産業』一五一頁。なお、同じ趣旨であるが、「米產銅業者が一〇仙臺割れを動機として愈減産の決意を固めて其計畫にはカタシガ銅山の参加をかく重大視する所以は同社が年産一二萬噸で其推定生産原價が七仙見當であると云はれてゐるが茲二三年中には年産二〇萬噸を越へるであらうと云ふ事が米產銅業者をして同山の進退を重大視するに至つたもので、殊に同社

は近來歐洲市場で壓倒的進出をなし米國よりの歐洲輸出が減じた事は同社の進出が非常に影響している」と述べられている

(「銅の世界的減産問題」『日本鑄業會誌』五四七号、一九三〇年一月、一〇七〇頁)。

(24) 当時、第一次減産協定については、「何様四ヶ月近い在庫をかゝへて僅か世界で二〇、〇〇〇噸やそこらで」これを改善して行かうと云ふのであるから心細い話である」というように、その効果を疑問視するものがあつた(「世界産銅カルテル減産施行後の状況」『日本鑄業會誌』五五〇号、一九三一年二月、但、原資料は『日刊工業』一九三一年一月「四日記事」)。前掲

「銅の世界的減産問題」にも同様の指摘がある(一〇七〇頁)。

(25) 『本邦鑄業ノ趨勢』昭和六年、六八頁。

(26) 五割減産提案については、松平博氏が「水曜会小史」(『わが國銅産業史に関する小論集』一九七一年、二五頁)に記しているが、典拠が示されておらず、管見の限り、これを明示した他の記事等を見出しえなかつた。このときの協議内容について

は、松平氏の右の資料以外に知りうるところがないので、とりあえずこれに従つておく。

(27) 『本邦鑄業ノ趨勢』昭和六年、六八頁。

(28) Barbour, P. E. によると、一九三〇年においてアメリカ産銅会社のボンドあたりコストは、Caumet and Hecla の六セント七一を最低として、アナコンダ八セント六三、ユタ八セント四七、ネバダ一〇セント八五などで、掲出されている一四社のうち七社が一〇セント以上、二社が九セント台、四社が八セント台、一社が六セント台であつた(Routh, op. cit p117)。

(29) 銅輸入関税増徴運動の詳細は不明だが、一九三〇年の初めにミシガン州を中心にはじまつた運動は、減産会議の度重なる失敗によって拡大し、第二次協定成立後も、その実際上の効果への危惧が加わって止むところがなかつたという(Elliott, op. cit p474)。

(30) 「銅・亜鉛の國際協定」『日本鑄業會誌』五五八号、一九三一年一〇月、一〇三四～一〇二五頁(但、『商工月報』第七卷九号よりの転載抄録)。なお、これによると、一〇月の協議失敗後、「アメリカに於けるカタンガを先鋒として米國側と利害を異なると共に限産協定に致命的打撃をもたらすに至つた」と報じられている(一〇二四頁)。

(31) 一九三一年五月以降ロンドン相場はトン四〇ボンドを割つていたが、エドワード・ディビス(Edward Davis)の調査では、アメリカの銅山のうち、四〇ボンド以下でも採算がとれるものは僅か七ヶ所で、他の三九銅山は不採算であった。しかし、これに対して、カタンガのユニオン・ミニエールは三四ボンド(七月の相場)でも利益があるといわれた(「銅市場近勢とユニオン・ミニエールの業態」『日本鑄業會誌』五六〇号、一九三二年一二月、一一〇九頁)。やゝ後になるが、古河鉄業合名によ

る一九三三年についての生産費調査では、一ポンドあたり減価償却前コストは、アメリカ七セント三一、カナダ五セント三六、南アメリカ五セント四六、アフリカ五セント〇一となつており、アメリカ国内産銅の割高はおおうべきもなかつた(岡田完二郎「世界經濟復興と銅需要の増進」『日本鑄業會誌』五九九号、一九三五年三月、一六二頁)。

(32) 一九二八～三三年の世界的な銅在庫に関する統計表によると総計に対するアメリカの在庫量の比率は一九二八年の六二パーセントから三二年の七〇パーセントに上昇し、この間を通じて全世界の約三分の二強の在庫がアメリカに集中していた。これは、この時期のアメリカの生産及び消費(表2)に比して著しく高いものであつた(Elliott, op. cit p511, Table No. 10)。

(33) カタンガ銅山については、このほか、「其株式の六、七割を白耳義政府が所有し同國財政と密接な関係にある為徹底的な限産協定に大きな暗影を投げて居る」と指摘されている(前掲「國際銅カルテル崩壊の危機」二二三頁)。

(34) 同、三三頁。協定は比率によるもので、減産後の生産額については資料によつて若干異同がある。例えば『本邦鑄業ノ趨勢』では「減産協定ハ一カ月ノ世界產額ヲ六万五千米噸、消費高七万米噸ヲ目標トセルモノ」としているが、これは協定参加者の產額でアウトサイダーを含む世界產額ではないのではないかと思われる(昭和七年、七五頁)。また、住友合資の調査では、「一カ月生産高を五五千噸に制限して」、「協定加盟外の產銅國たる獨逸、露西亞及日本の生産を加えて、一カ月の世界產銅高は七五千噸に減少する」と記述されている(全國經濟調査機關聯合會編『昭和六年日本經濟年誌』一〇九～一〇〇頁)。基準となる生産能力の査定額について十分な情報がなかつたためと思われるが、ここでは、その実数を明示した『東洋經濟新報』の記事によることとした。

(35) 『本邦鑄業ノ趨勢』昭和六年、六九頁。

(36) 前掲「國際銅カルテル崩壊の危機」二三頁。なお、同様の記述は『銅限産協定発表』(『日本鑄業會誌』五六一號、一九三

二年一月、七五頁、外務省『海外經濟事情』四一五二より転載)にもみられる。

(37) 価格上昇を抑えようとした理由は、需要側の反発への配慮とともに、限界的なコストをもつ中小銅山の生産拡大、操業再開を抑制することによって、需要回復の成果を最大限享受しようとしたことにもあつた。

(38) 前掲「國際銅カルテル崩壊の危機」二三頁。

(39) 『本邦鑄業ノ趨勢』昭和七年、七五頁。

(40) 全國經濟調査機關聯合會編『昭和七年日本經濟年誌』三〇頁。なお、スケルトンは、この第三次協定率は二〇パーセントとしている(Elliott, op. cit p475)。

(41) 『本邦鑄業ノ趨勢』昭和七年、七五頁。

- (42) 三菱鉱業「金属市況並ニ営業成績概要」(昭和七年九月、第二十七期、三菱鉱業セメント所蔵) 一頁。
- (43) 『本邦鉱業ノ趨勢』昭和七年、七五〇七六頁。なお『銅産業』一五〇頁も参照されたい。
- (44) 同、七六頁。
- (45) 同、七六頁。なお、前掲『昭和七年日本經濟年誌』は「佛國は八月一日から自國領カタンガ銅の輸入に付、特恵的待遇を與へる等」と記しているが、厳密を欠くようである(三〇頁)。
- (46) 前掲『昭和七年日本經濟年誌』三〇頁。
- (47) 『昭和九年版日本經濟年誌』三二頁。
- (48) 大恐慌期の農産物がそうであつたように、価格の低下をカバーするための生産の拡大が市況を一段と悪化させるという第一次産品の悪循環に類似した様相を新興国産銅は示していた。
- (49) 『本邦鉱業ノ趨勢』昭和八年、七九頁。および前掲「金属市況並ニ営業成績概要」第三〇期、一九三三年三月。
- (50) 『本邦鉱業ノ趨勢』昭和八年、七九頁。
- (51) 産業復興法の銅業規約については『銅産業』一五三〇一五八頁を参照。引用は一五四頁。
- (52) 同、一五三頁。
- (53) 『本邦鉱業ノ趨勢』昭和九年、八四頁。
- (54) 若干敷衍しておくると、最低価格は具体的に規定されたものはなかつたが「行政官が規約管理官の勧告する最低価格、生産規制につきしかるべき審問を行なつてこれを認める場合に限つて定め」ことができるようになつていていた。こうすることでの規約上の最低価格制(大綱の四項)と実際の協定事項の矛盾を隠蔽していた。生産規制については、「生産者は規約の趣旨にそつて生産量を制限し、販売量に適合させなければならぬ」とうたわれていたが、販売割当は国内ついてだけであつたし、その対象となるのは Blue Eagle Copper と認定された新産銅だけで、滯銅在庫は割当に充当することができなかつたから、これによつて生産を間接的に規制することには困難が大きかつた(『銅産業』一五四頁)。
- (55) 銅業規約について三菱鉱業は「其内容ヲ見ルニ産銅業者ト買鑛製煉業者トノ間ニ意見對立ノ焦點タリシ最低價格ノ規定ヲ削除セルコトヲ初々輸出ニ制限ヲ加ヘサリシコト、滯銅ノ處分方法ヲ規定セサリシコト等稍微底ヲ缺ク」と評している(『金属市況並ニ営業成績概要』第三十二期、一四〇一五頁)。
- (56) 『本邦鉱業ノ趨勢』昭和九年、八四〇八五頁。
- (57) 『銅産業』一五七一九二頁。
- (58) 「金属市況並ニ営業成績概要」第三十三期一九三四年九月、一八頁。なお、『銅産業』は、このような協定があつたことについて何のコメントも記していない。その記述に従えば一九三五年五月に再建された国際カルテルの起源は、前年一二月にローヌ・アンテローブの支配人からケネコットの社長にあてて照会があつたことだとしている(一五九頁)。
- (59) 同、一九頁。
- (60) 三菱鉱業「金属市況並ニ営業成績概要」第三十四期、一九三五年三月、四〇六頁。
- (61) 『銅産業』一五九頁。アメリカ三大資本のうち、ヘルプスドッヂが不参加だった理由は不明だが、他二者に比べて、国外生産の基盤が弱かつた同社が、国外生産者間の協定に参加しなかつたものと思われる。
- (62) 前掲「金属市況並ニ営業成績概要」第三十四期、五頁。
- (63) 以下の記述は『銅産業』一五四〇一五七頁による。
- (64) (65) 同、一五七頁。
- (66) アメリカ産銅資本が銅業規約の何に最も制約を感じたかは、本稿ではまだ明確ではない。通常、産業復興法について指摘されているように、労賃に関する規定が制約であったことは予想しうるが、銅業規約の市場統制に関する規定と、これに基づく協定が本稿で示したように妥協的かつ不徹底であつたことからみると、カルテル行為それ自体に対する国家介入についても、制約条件とみていたようと思われる。
- (67) 一九三七年の相場急騰については、「一般の景気好調に加へるにイギリスの四億磅國防公債発行、十五億磅大國防計劃、並に米國の軍備大擴張案の報を入れて市場の情勢は根本的に強調であつて、輸出、國內両相場共矢繼早に新高値を更新し三月に至り輸出相場一七仙五五國內相場一七仙丁度と云ふ何れも一九三〇年來の最高値を唱へた」と記録されている(『昭和十三年版日本經濟年誌』五一頁)。
- (68) この語の意味については必ずしも明確な説明はないが、アメリカの銅輸入関税は国内消費税の形式をとつており、輸入原銅には銅分一ポンド当たり四セントが、輸入半製品についても同様の税率になるよう一連の税率が課せられていた。従つて無税銅というのは、この国内消費税(関税)を課せられない国内産銅および輸出品再輸入契約のもとに輸入された輸出製品原料銅の両者を指すものと思われる。
- (69) 『銅産業』一八一頁。なお、一五九〇一六〇頁にかけて主要輸出業者としてケネコットがあげられているが、前後関係からみても、ヘルプスドッヂの誤りである。
- (70) 同、一六三頁。

表7 銅

	原 料 銅 需 給					製	
	生産高	輸入高	輸出高	引渡高	年末在庫	輸	
						A	銅
						銅	真鍮
1926	65,566	14,133	136	79,965	4,626	2,397	3,850
1927	63,384	9,789	74	72,635	5,090	3,369	2,970
1928	66,036	14,664	117	79,902	5,771	5,800	3,600
1929	74,608	4,936	2,135	70,382	12,798	3,562	2,675
1930	79,762	1,181	20,568	69,017	4,156	1,279	1,108
1931	76,408	209	3,263	70,421	7,089	1,865	1,063
1932	70,646	296	2,767	72,171	3,093	1,671	1,682
1933	69,120	13,326	153	82,514	2,872	4,291	2,223
1934	66,490	46,991	1,090	113,428	2,773	4,378	4,627
1935	69,407	65,261	694	134,170	3,199	4,366	4,330
1936	78,614	47,794	7	127,524	2,076	5,536	4,950
1937	86,727	92,562	5	180,529	831	13,177	8,153
1938	95,241	98,780	19	(194,002)	?	5,950	5,412
1939	96,050	112,971	111	(209,132)	?	4,253	395
1940	99,840	142,095	274	(242,209)	?	3,327	683

〔出典〕原料銅(1926—1936)は、銅真鍮研究会『本邦銅統計表』(『日本銅業年鑑』各号巻末付表より)。

注) (1) 年末在庫1938年より不明。

(2) 真鍮製品の輸出入量は、製品重量に対して銅分2/3として算出。

生産高は一九三〇年をピークに三四年まで約一五パーセント減少し、三七年に至つてようやく三〇年を超える水準に回復した。もつとも、その減少の幅は、厳しい減産を実行したアメリカに比べて軽微であり、他方で、その回復のテンポは、アメリカ、メキシコなどに次いで緩慢であった。

これに対して消費では、原料銅引渡高が二八年から三〇年にかけて生産高と逆に一万トン、約一四パーセント減少したが、以後、回復基調となり、三三年からテンボを早めて増加し、三四四年には一〇万トンをこえた。その後、三六年に一時的な落ち込みを経験した後、三九年には二〇〇万トンを超過した。その結果、三二

需給表

(単位:トン)

入	半製品貿易(銅分)					差引国内純需要高 A+B-C	
	輸出						
	小計B	銅板	銅線	その他銅製品	真鍮製品		
6,247	597	1,640	165	4,040	6,442	79,770	
6,339	671	1,857	187	4,712	7,427	71,547	
9,400	605	1,996	249	4,984	7,834	81,468	
6,237	1,269	2,341	2,512	4,263	10,385	66,234	
2,387	521	2,671	10,682	4,307	18,181	53,223	
2,928	552	1,260	21,528	4,207	27,547	45,802	
3,353	1,050	2,891	16,414	5,039	25,394	50,130	
6,514	645	6,071	1,642	5,608	13,966	75,062	
9,005	1,614	6,640	3,278	8,251	19,783	102,650	
8,696	1,487	12,874	2,761	8,697	25,819	117,047	
10,486	1,567	8,046	2,785	6,612	19,010	119,000	
21,330	1,073	8,886	2,730	3,879	16,568	185,291	
11,362	361	4,796	1,631	749	7,537	197,827	
4,848	265	6,110	1,072	472	7,919	206,061	
4,010	609	5,369	1,447	1,543	8,968	237,251	

他は商工省鉱山局『本邦銅業ノ趨勢』各年版より。

一九二〇年代末から三〇年代にかけて、日本国内の銅需給は、表7に示されるとおり、かなり大規模な変動をこうむ

- (71) 『昭和十二年版日本經濟年誌』四九頁。  
 (72) 「大陸銅需要ノ活況ニ伴ヒ米國歐洲向輸出値段ハ最近一〇仙—一〇ト昂騰シ遂ニ○仙臺ヲ示現シタルニ不拘アトサイダ」  
 要產銅會社ハ國內賣值ヲ依然九仙3/4ニ据置キ市況觀ノ態度ヲ堅持セル……」(『金屬市況並ニ營業成績概要』第三十七期、一九三六年九月、五頁)。  
 (73) 同、三十七期、五頁、三十八期、五頁。  
 (74) 『銅產業』一六四頁。  
 (75) 「金屬市況並ニ營業成績概要」第三十九期、五頁。  
 (76) (77) 『昭和十四年版日本經濟年誌』八六頁。  
 (78) 『銅產業』一五九頁。

年から連年、引渡高は生産高を上廻り、

## 1930年代の産銅カルテル(一)

三七年以降、その二倍強の高水準に達している。

このように、生産高と引渡高は、乖離した動向を示したが、年末在庫はこれを反映して、一九二九年に一万トンを超えた。しかし、その後は三年を例外として、需給が逆転する以前に相当量の在庫減をみ、三二年以降は、二七三〇〇トン水準が維持された。生産に比べると、在庫高は一九二九年でも一ヶ月分にすぎず、三二年以降は二〇日以下であったから、その圧力も、アメリカ市場の滯銅水準からみれば軽微であったと言えよう。

在庫調整・滯銅処分を可能にしたのは、一九三〇年の多量の原料銅輸出と三〇・三二年の製品輸出その他項目に含まれるワイヤロッドなどの半製品輸出であり、後述するようにどちらもダンピング輸出と言つてよいものであつた。

右のような原料銅需給の変化は、製品・半製品に含まれる銅分の輸出入を考慮すると、さらに大幅なものになる。他方、引渡高の増大に伴つて生じた需給ギャップは、三三年から急増する原料銅輸出によつて充足された。

輸入では、銅および真鍮製品は、ともに故・屑類が多く、半製品等の形態をとつていてものの、実質上は精製して原銅として使用されるものであつた。従つて、本来の意味での製品輸入は無視しうるものであつたが、故・屑銅は、

のに役立つた。なお、故・屑銅類では、表に含まれないが、国内で供給される故・屑銅類のウェイトが高く、加工部門にとつて不可欠の原料供給先となつてゐたことも忘れてはならない。

輸出製品では、先にふれた半製品のダンピング輸出に加えて、三〇年代に銅線輸出を中心と増加したことが注目される。この製品輸出増加は、アジア市場で競争国であったドイツが三四年に為替不足から原料銅輸入を制限した結果、輸出余力を失つてアジア市場から後退したためであつた。<sup>(4)</sup> こうした好条件に支えられて増加した製品輸出は、しかししながら、内需急増のために三七年以降制約されざるを得ず、銅需給全体のなかでは、大きな比重を占めてはいな

かつた。

原料銅需給を製品輸出入を総合して国内純需要高を推計すると、この間の変化はより明確に表われる。一九二八年に八万トンを超えていた純需要は、昭和恐慌期に、三一年まで急減し、四万六〇〇〇トン足らずとなつた。約四四パーセントの減少である。同じ期間の世界銅消費減少率は約三〇パーセント、アメリカのそれは三九パーセントであつたから、昭和恐慌による内需減退の影響はかなり深刻なものがあつたと考えてよい。それにもかかわらず、生産高の減少が軽微であり、引渡高もそれに見合つて動いていたのは、恐慌下に大量の半製品輸出が敢行され、需要の急減をカバーしたからである。これに原料銅輸出が加わったために、生産が世界的にみれば相対的に高い水準で維持されたにもかかわらず、三二年以降、二〇年後半よりも少ない在庫量のもとで回復基調に転じたのである。

昭和恐慌による需要減少は、以上の如く、短期に鋭く表われたが、他面で、三二年には早くも増加傾向に転じ、純需要は三四五年には二〇年代後半の水準を二万トン以上凌駕する一〇万トン水準に達した。世界市場での消費減が三二年まで続き(表2)、二九年水準に達するのがようやく三六年であったことを考えれば、日本の消費の立ち直りは早く、その拡大のテンポはそれ以上に急激であった。この内需急増が輸入増加の主因であり、生産の伸び悩みのもとで、国内生産の内需充足率が五割を切るまでになつた。一九二〇年代とは質的に異なる意味で、日本は銅輸入国化したと言つてよい。

以上の如く、昭和恐慌から日中戦争期にかけての銅市場の変化は、内需の大幅な落ち込みと、その後の急速な回復・拡大をもつとも目立つ特徴とし、これに比べて小幅な生産の変動のもとで、大規模なダンピング輸出が敢行された時期と、大量の原料銅輸入期という異なる二つの局面をもつていたことがわかる。

国内需要の右のような変化の原因を、前項でみたアメリカの場合と同じように最終需要用途にまでたどつて検討す

表8 産業

	1930		1931	
銅塊・錠	金属工業	54,232	95.4	18,503
	製銅業	49,747	87.5	13,539
	その他の機械器具工業	4,485	7.9	4,964
	うち電線業	2,551	4.5	5,496
	造船業	671	1.2	4,021
	その他の機械器具工業	756	1.3	446
	合計	68	0.1	52
	合計	56,851	100.0	24,051
	合計	56,851	100.0	24,051
	合計	56,851	100.0	24,051
銅材	金属工業	18,181	39.9	9,290
	製銅業	12,529	27.5	6,381
	その他の機械器具工業	5,652	12.4	2,909
	電気機械	27,235	59.8	7,974
	電線	1,781	3.9	3,710
	電車輪	23,470	51.5	3,906
	造船	203	0.4	22
	その他の機械器具工業	445	1.0	333
	化学生産	1,336	2.9	3,003
	その他	143	0.3	117
	合計	8	0	88
	合計	45,567	100.0	17,469
	合計	45,567	100.0	17,469

〔出典〕商工省『工場統計表』(昭和5—10年)所載の指定原料及材料使用額調から算出。

銅材として、電線などに加工製品化されるが、消費経路の中軸は、製銅業→電線業である。この銅材使用高が極端に減少し、それが製銅業の原料銅使用高の減になつて、全体として、国内需要の急減をもたらしたと言つてよい。

その後の回復過程では、製銅業→電線業という経路が回復拡大して、消費増加をもたらしたが、そのなかで、原料

ら、できるだけ検討しておくことにした。

時期が限られるが、『工場統計表』の指定原料及材料使用額調から、銅需要の産業別構成を知ることができ(表8)。一九二九年以前の数字が使用できないので、恐慌による影響を論ずることには問題があるが、三〇と三年で銅塊・錠・銅材ともに使用高は四割前後に減少している。銅塊・錠は製銅業で、荒引線・棒・板などの半製品に加工されるか、その他金属工業で主に真鍮などの合金材料となる。半製品はさらに

1930年代の産銅カルテル(一)

別 銅 使 用 高	(単位:トン, %)			
	1932	1933	1934	1935
57,092	88.9	76,671	93.1	92,330
40,972	63.8	60,410	73.4	62,462
16,120	25.1	16,261	19.7	19,868
7,119	11.1	5,581	6.8	3,718
5,113	8.0	2,528	3.1	—
754	1.2	1,196	1.5	1,470
28	0	92	0.1	60
64,241	100.0	82,344	100.0	96,108
31,201	64.3	14,362	34.4	29,654
27,318	56.3	10,713	25.6	23,904
3,883	8.0	3,649	8.7	5,750
16,985	35.0	27,021	64.7	47,418
1,861	3.8	6,069	14.5	5,190
12,082	24.9	16,060	38.4	34,402
127	0.3	163	0.4	421
578	1.2	1,073	2.6	1,604
2,337	4.8	3,656	8.8	5,801
259	0.5	184	0.4	357
87	0.2	204	0.5	89
48,532	100.0	41,771	100.0	77,518
				100.0
				113,302
				100.0

ることは、資料的な制約から出来ない。しかし、一九二〇年代の国内需要の七割強が線に加工され、電灯電線など電気事業や、通信線ケーブルとして逓信省の電信電話事業に用いられていたこと、従つて電線業を中心の消費構造を原料銅市場が備えていたことを、我々はすでに知っている。従つて、この時期の内需変化を検討するためには、この銅線・電線関連需要の動向にひとまず注目しなければならない。興銀の調査によると、一九三五年の銅需要のうち線用は約五割で、二〇年代とは、様相を異にしていることが窺える。こうした比重の低下が、内需の激しい増減のなかで如何に生じたかを、中間的な加工部門についての資料のうちか

銅についてはその他金属工業の比重が頭著に増大したこと、銅材使用高では電気機械、造船なども着実に増加していったことに注目すべきであろう。前者は、一九二〇年代に不振であった伸銅圧延、銅合金加工などの伸銅業がこの時期急速に拡大したことを意味し、線用消費の相対的な後退に結びついたのである。後者については、一九三〇年代の産業的発展との関連を考察する手掛りとなると思われるが、電気機械の電線消費などを考慮すれば、そうした部門の消費拡大にもつ意味はさらに大きかったと予想される。一九三七年の銅電線の消費部門別調査によると、電力業三〇パーセント、通信事業一・一パーセント、電気機械一・一パーセント、「特需品」一・三パーセント、その他(官庁等)二〇パーセントと言わわれて <sup>(10)</sup>いる。一九二〇年代との対比を論ずるために必要な同種のデータが存在しないが、「電気事業の銅消費高は、銅総消費高の約六割五分を占めている」といわれた一九二〇年代と比べて、三〇年代には銅消費構造はより多面的、迂回的となつたとみて誤りはないであろう。過剰電力の発生と投資の停滞という当該期の電力産業の事情を考えれば、一九二〇年代に電力主導の産業発展のもとで成長した電線業は、一九三〇年代にはいつて依然銅消費部門としては最大の部門であったとはいえ、産業構造の変容と主導部門の変化のなかで、その位置を若干落としたことは事実であった。

一九三〇年代半ばからの消費拡大の要因としては、さらに、軍需の位置をみておく必要がある。『工場統計表』には官営工場が含まれていないので、表8には反映されていないが、先述の銅電線消費でも「特需品」のウェイトは少なくなかつたからである。元来、銅は軍需品としての性格を強くもつており、真鍮は弾丸薬莢や砲弾等に、また伸銅品のうちとくに銅大板は艦船の甲板、底板等に用いられる。一九三〇年代に銅合金製造での銅消費が拡大し、伸銅部門のウェイトが増大したことの背景には、一五年戦争遂行に伴う軍需の増加があつたことは否定できないであろう。しかし、利用しうるデータは、こうした軍需の拡大の影響について、直接的に示してはいない。表9は、表8と類似した統計であるが、銅の一次的な加工部門を念頭において各産業の生産高から銅消費量を逆に推計したものである。従つて、消費高には表8でいう銅塊・錠と銅材の両者を含むものと考えられる。ここでも、三四年に至つて、銅線の地位の相対的後退、伸銅真鍮製品の急増が確認できるが、直接軍需に供されるものは陸海軍合わせても数パーセントにすぎず、その構成比の増加も認められない。原料銅市場に対する軍需の影響力は間接的なものであり、加工部門の製品市場を介する迂回的なものであつた。もっとも、軍工廠の銅購入は、入札方式によつて一時に大量の発注をみることが多かつたから、それが市場の需給関係に与えた影響は無視しえないものがあつたし、自家消費が大きなウエイトを占めていた原料銅市場では、通常の市場取引のなかで与えた影響力は少なくなかつた。

原料銅市場における直接軍需の比重の小さいことは、三〇年代の銅消費増加に関して、軍需のもつた役割が小さかつたことを意味しないことは繰り返すまでもない。二次的なあるいは最終的な消費にまで及べば、電線、伸銅品等のかなりの部分が、軍需に関連していたことは容易に推定しうるし、とりわけ、三七年以降、内需が再度急増に転じたことと戦争の拡大とは無縁ではない。しかし、逆に、この時期の内需拡大を単純に軍需拡大に帰すべきではないであろう。それは、関連部門の拡大という産業構造上の変化のなかで生じた事態であつたからである。

ところで、表9において、もう一つ注目すべき点は、原料銅供給における電気銅(新産銅)と故・屑銅との構成である。故・屑銅の供給量にはそれほど大きな変化はないが、そのため、二〇年代末と三四年では、その原料銅供給量に対する割合に五八・八パーセントのひらきがあつた。後に述べるように、二八年末から二九年にかけて、水曜会は故・屑銅の出廻り増によって市価統制力を制約されることになったが、それはこうした需給関係を背景としている。ただ、故・屑銅の消費量や原料銅消費に対する比重は、部門によつて異なつていたことにも注意すべきであろう。その消費部門の中心は伸銅真鍮品製造業と鉄物工業であった。二九年には銅線製造での故屑消費が絶対的にも相対的に

1930年代の産銅カルテル(一)

表9 産 業 別

	1928										
	電	氣	銅	故	・	屑	銅	計	電	氣	銅
銅 線	55,932	70.2	2,184	6.3	58,116	50.8	46,129	66.6			
銅 板	7,839	9.8	4,421	12.7	12,198	10.7	7,230	10.4			
銅 管・棒	2,630	3.3	520	1.5	3,150	2.8	2,354	3.4			
小 計	66,401	83.4	7,125	20.5	73,464	64.2	55,713	80.4			
伸銅真鍮製品	7,175	9.0	19,455	56.0	26,630	23.3	6,879	9.9			
鑄 物 工 業	0		7,896	22.7	7,896	6.9	0				
造 船	1,420	1.8	0		1,420	1.2	1,560	2.3			
電 機・車 輛	?		?		?		600	0.9			
その他の工業	1,440	1.8	240	0.7	1,680	1.5	1,500	2.2			
陸 軍	815	1.0	0		815	0.7	639	0.9			
海 軍	2,039	2.6	0		2,039	1.8	1,835	2.6			
その他の官需	351	0.4	0		351	0.3	530	0.8			
合 計	79,641	100.0	34,717	100.0	114,358	100.0	69,256	100.0			
輸 出	117	0.1	0		117	0.1	2,134	3.1			
総 計	79,758	100.1	34,717	100.0	114,475	100.1	71,390	103.1			

〔出典〕 1928, 1929年は銅真鍮研究会編「銅真鍮需給表」昭和4年、5年、1934年は、水曜会「昭和9年注」(1) 屑・故銅には真鍮屑等も銅分60%として換算して合算してある。

(2) 1934年の造船は造艦を含む。

(3) 各消費高は各工業の生産高より推定したもの。

の動向によって知ることができる。

この間、大阪相場が三一年末から三年にかけて海外相場と乖離した動きをみせた原因は、金輸出再禁止以降の為替の低落と、三二年六月の関税引上げであった。為替に関しては後に述べることにして、このときの関税引上げについて若干説明を加えておこう。銅輸入関税が一九二三年三月に一〇〇斤あたり七円に引き上げられたことは別に機会にふれたが、三二年六月の関税引上げは産銅業保護という特定目的に沿っておこなわれたものではなかつた。為替の低落に伴い生じた從量税と従価税の税率不均衡に対し、「輸入税の從量税率引上げに関する法律」を制定し、当分の間、從量税品目について

も増大し、二四木会を中心とする水曜会の市場統制の直面した困難をうかがわせる。三四には故・屑銅の出廻り量が伸び悩んだため、銅線製造での消費は大きく後退し、さらに、故・屑銅の二大消費部門の原料銅消費が急増した結果、電気銅の消費をも拡大させたのであった。このように、伸銅部門の拡大は、故・屑銅供給に依存したそれまでの原料購入から、電気銅購入量の拡大という形で、銅需要を押し上げていったのである。

1929				1934			
故・屑銅	計	電 気 銅	故・屑銅	計	電 気 銅	故・屑銅	計
3,187	9.2	49,129	47.5	64,690	57.0	1,000	2.5
3,271	9.4	10,501	10.2	9,700	8.5	6,840	17.4
476	1.4	2,830	2.7	9,840	8.7	360	0.9
6,934	19.9	62,460	60.4	84,230	74.2	8,200	20.9
15,612	44.9	22,491	21.8	18,796	16.5	24,875	63.3
11,088	31.9	11,088	10.7	1,226	1.1	5,247	13.3
0		1,560	1.5	2,554	2.2	371	0.9
200	0.6	800	0.8	1,625	1.4	0	
280	0.8	1,780	1.7	1,115	0.1	623	1.6
0		639	0.6	1,616	1.4	0	
0		1,835	1.8	2,392	2.1	0	
0		530	0.5	21	0	0	
34,774	100.0	103,399	100.0	113,575	100.0	39,316	100.0
0		2,134	2.1	?	?	?	?
34,774	100.0	105,533	102.1	—	—	—	—

中ニ於ケル銅ノ国内用途別消費状況(昭和10年6月)より。

1930年代の産銅カルテル(一)

とにしたのである。<sup>(13)</sup> この結果、銅輸入税は一〇〇斤当り九円四五銭（一〇〇kg当り一五円七五銭）と改訂された。引上額は二円四五銭（同四円九銭余）であった。

為替低落と関税引上げによつて、それまで海外相場に追随して下落していた大阪相場は、相対的には高い水準に維持された。海外相場が二八年水準をはるかに下廻っていた三三年半ばには一時的ではあるが八〇円台という二八年初めの価格水準を回復したのである。

しかし、その後、三四年から内需が急増したにもかかわらず、国内相場は停滞的で下降氣味であった。その原因は前項で述べたとおり、銅業規約によつて国内価格の安定をみたアメリカ産銅業の対欧ダンピング輸出によつてロンドン価格が下落したことの反映であった。アメリカの攻勢は日本にも及び、需要増大の果実は、アメリカ銅の輸入に狩りとられた。海外市場に強い輸出圧力が存在する以上、輸入採算に基づく建値方針は放棄せなかつた。その結果、価格の低迷状況が続いたために生産の拡大が阻止され、需給の拡大テンポに大きく水があつたのである。

一九三五年の国際協定成立後、海外相場が回復基調にはいつたことによつて、大阪相場も上昇に転じた。そのため、国内産銅も、三六年には対前年比一三パーセント増と急速に拡大し、以後年を追つて増加した。もっともすでにふれたように、内需増加がこれをはるかに上廻つたために輸入は急増し、三七年には国内生産を超過したのである。こうしたなかで海外相場は三七年三月をピークに一年余り急落していつたが、大阪相場は三七年後半から反転上昇し、十二月には三月のピークを超えて、三八年二月以降二〇〇円台、七月には三四〇円という超高値を記録するに至つた。<sup>(14)</sup> その原因是日中戦争による内需の増大にもかかわらず、三七年八月に大蔵省が為替管理の見地から同年中の銅輸入を抑制する措置に出たためである。<sup>(15)</sup> こうして大阪相場は水曜会建値と五割以上の開きが生じるほどになり、水曜会の市場統制に大きな転換が迫られ、市場安定に新たな対策が必要となつたのである。

(1) 貿易統計では銅の輸入については、「塊及び錠」と「その他」の二分類しかないので確言できないが、銅製品として分離しうるもののが少なく、故・屑類が主流であつたためと思われる。真鍮については、例えば一九三四年の総輸入量六九四一（銅分四六二七）トンに対し故・屑輸入六八三三（銅分四五五五）トンと九八パーセントを占めていた。

(2) この点を考慮すると、すでに一九三五年には輸入原料（原料銅輸入と故・屑輸入の計）が国内生産を上廻つていたということができる。

(3) 銅真鍮研究会の調査によると、一九二〇年代末の数字であるが、故・銅類供給の約六割、故真鍮類供給の約八割が国内供給分であつた。故・屑銅類は主として加工屑で、主な供給先は、電灯電力会社（五割強）、電鉄会社・電信電話（各一割強）、造船（五分）などであつた。故・屑真鍮類の供給は六割以上が問屋等からの故真鍮類で、その他、仲銅会社（一割五分）、陸軍（一割弱）、造船（五分強）などの加工屑であつた（『本邦銅需給表』昭和三年および四年）。

(4) 『本邦鍛業ノ趨勢』（昭和九年、八五頁）によれば、「下半期ニ於テハ獨逸ガ外國原料銅輸入禁止及制限ノ為從來其ノ地盤タリシ印度、中華民國、南洋方面ニ對シ製品ノ輸出能力ヲ失ヒタル結果輸出を増加シ一層活況ヲ呈シタリ」と記されている。

(5) 前掲『銅産業』三七・三八頁より算出。

(6) 抽稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」『土地制度史学』七七号、一九七七年、一三一・一七頁。

(7) 日本興業銀行調査部『戰時下我邦產銅界の動勢』一九四二年。これによると電気銅の直接消費別で、電線・ケーブル五一パーセント、仲銅三六・パーセント、合金鋳物二三・パーセントとされている（一二二頁）。

(8) 『工場統計表』では一九二九年から指定原料及材料使用高が掲載されているが、二九年については原料銅と銅材の区別がないこと、また、電線業の使用高が過大でそのほとんどが大阪であるなど疑問の点があるので掲出しなかつた。

(9) ここで製銅業と呼んでいるのは、金属工業のうち、銅精錬業及材料品製造業であり、それ以外は、鋳物・メッキ等も含めて全て「その他」としている。真鍮品関係の精錬及び材料品製造業を分離することが不可能ではないが、そうすると、三三・三四年にデータの連続性に疑問をもたざるを得ない結果が生ずるので一括した。

(10) 前掲『戰時下我邦產銅界の動勢』一二一・一三頁。

(11) 全國經濟調査機関聯合会『日本經濟の最近十年』一九三一年、三五九頁。

(12) 前掲『第一次大戦後の銅市場構造の変貌』一〇頁。

(13) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 V 税税』東洋經濟新報、一九五七年、二九五・二九六頁。

(14) 『本邦鍛業ノ趨勢』昭和一四・一五年、一五〇頁。

- (15) 「大蔵省ハ國際收支適合ノ見地ヨリ外銅ノ輸入ニ付テハ頗ル慎重ナル態度ヲ持シ、本年上期ニ於ケル輸入實績ヲ考慮シ本年中ノ需要ハ既輸入量ヲ動員シテ之ヲ貽ハシムルノ方針ノ下ニ本年（一九三七）八月初旬以来直接軍需用以外ノモノハ為替許可ヲナサズ、之ガ為メ一般ノ輸入商談ハ全然停止ノ状態ニアリ 従フテ期近物ノ佛底ニヨリ市中相場ハ最近水曜会建値ヨリ三〇圓乃至三五圓高位ノ異常相場ヲ示現シ居リ……」「金属市況並ニ營業成績概要」第三十九期九頁。
- (16) 『昭和十三年版日本經濟年誌』五三頁。

### 三 昭和恐慌期

#### 1 住友との販売協調

##### 1 住友のオブザーバー参加

水曜会の席上で、対住友交渉が正式に話題となつたのは、一九二八年一〇月の東西連合水曜会が最初のようである。<sup>(1)</sup>もちろん、それ以前から水曜会側に住友別子鉱山と市場統制に関する協調関係を樹立する希望がなかつたと言うわけではない。しかし、前稿で述べたとおり、住友別子の市場販売余力が小さく、市場統制に対する制約とならなかつた限りでは、この問題はそれほどさし迫つた課題とはならなかつたと言うにすぎない。

一〇月一五日に開かれた東西連合水曜会では、「入札ニ関スル方針打合ノ件」が論議され、藤田鉱業の土井清委員より「官廳入札ノ場合並ニ市中賣值等ニ於ケル住友社ノ態度ニ付實例ヲ舉ケテ説明」（『大阪水曜会議事録』一九二八年十月十五日、以下、「大阪水曜会一九二八・一〇・一五」と略記）があつた。協議の詳細は不明であるが、その結果、「大阪側ニ於テ一度住友ト會見ノ機會ヲツクリ入札及市中賣值等ニツキ豫メ先方ノ意向ヲ聽クコト」が決定された。こうして、市場統制に関する対住友交渉が開始された。

この時点での住友との協調を図ることが話題にのぼつた理由は何であつたろうか。この年の春、国内需給の逼迫から二四木会を通して購買会に対し原料銅の輸入を要請した水曜会は、その「損失補償」に関して八月末に購買会とよくやく妥協点を見出したところであった。<sup>(3)</sup>とはいへ、この妥協は損失負担の根本に係わる論点を素通りしたまま、単に見舞金を支払つたに過ぎなかつたから、同様の問題が再燃しないようにするためには、市場価格と輸入採算の値開きがあまりに大きくならないよう、市価統制力を強めていく必要があつた。ところが、二八年頃から、国内產銅の増産がすすめられて供給が増大していくなかで、水曜会の払出量が停滞し、五カ月後の在貨予想が増加するようになつた。<sup>(4)</sup>消費の伸び悩みの原因は、銅加工部門のうち、主として伸銅部門が依然不振を続けていたことに加えて、ニューヨーク相場に規定されてジリ高傾向にあつた国内相場に対する警戒から需要側の買控えもあり、さらに、故銅・屑銅の出廻り増に伴う原料置換によつて、結果的に新生銅消費が抑制されたことなどが指摘できる。かくて市況がその基底では軟弱化する条件を醸成しつつ、海外相場におされて水曜会建値が強含みに推移するという乖離が生じた。その結果、主として中国からの屑銅、故銅の輸入が増加し、水曜会の市価統制力を制約することになつた。この輸入に住友が関係していると考えられていた。従つて、故・屑銅輸入問題が対住友交渉の焦点と一つとなつた。

二カ月後の一二月一五日に開かれた東西連合水曜会では、その間の交渉にあたつた藤田鉱業宮原清委員より経過の説明があり、「住友販賣店ノ自由裁量ノ出来得ル範囲ノモノハ協調スル旨」住友側より回答のあつたとの報告を受けた。これに対し、同日の水曜会は「内地銅過剰ノ場合故銅銭流塊ヲ輸入スルコトハ全体ノ相場ニ影響スルコトニテ水曜会側ノミナラズ住友トシテモ自山ノ產銅ニ損失ヲ及ボスモノナレバ之ガ輸入ヲ中止スルコトヲ交渉スルコト、シ若シ之ニ應ゼザレバ購買會側へ交渉シテ適當ノ處置ヲ取ルコトニ申合セ、」あわせて「値段ノ協定」についても交渉することに決定した（東京水曜会、一九二八・一二・一五）。これに対する住友側の回答は次のようなものであつた。

1930年代の産銅カルテル(一)

## (1) 銅銭流塊ノ輸入ニ就テ

(水曜会の輸入中止希望に対して住友の) 小山氏ハ其點ハ充分ニ諒解シ居ル處ニシテ從来モ決シテ多量ノ輸入ヲナシ居ラヌ特來モ亦其意志ナシ只別子ニ於テ冷却剤(委托製煉銅ヲ含ム) トシテ六十屯位ハ之ヲ要スルヲ以テ是位ノ数量ハ已ムヲ得サルモノト諒解セラレタシ

## (2) 販賣値段協定ニ就テ

小山氏ハ自分トシテモ望ム處ニシテ從来モ敢テ賣リ崩ス意味ニハアラザルモ金解禁問題ノ銀行家ノ決議ノ際ハ為替ノ急騰、銅價ノ下落ヲ見越シ問屋ヘ値頃ニテ預ケル意味ニテ賣リアビセタル點ハアリタルモ其他特ニ賣リ焦ルト云フ意味ノコトモナク将來ハ水曜会ト協調シテ市場ニ望ミタシ

(ハ) 住友ノ市中賣銅數量ニ就テ

現在ハ市中賣銅四百五十屯位ナリ

「」のように、住友の回答は極めて協調的で、「非常ニ明瞭ニ水曜會側ノ申出ニ共鳴セラレタルモノ」と受け取られた<sup>(6)</sup>。

順調に進展するかにみえた交渉は、しかしながら、年が改まつても目立った進展を示さなかつた。市況が暴騰を演じていたことが背景となつたものであらうが、後の経過からみて、住友の内部調整に手間取つたことも考えられる<sup>(7)</sup>。それは、主として住友側が水曜会の活動の実態に十分な知識情報をもつていなかつたために、様々な懸念を生んだことによる。

交渉開始以来、水曜会は建値方針等住友と協調の必要な事項については、二四木会の関係を通して住友電線より、あるいは大阪水曜会委員が住友別子等に説明し、諒解を求めていた。しかし、前述の如き住友側の懸念を一掃し、「至急完全ナル協調ノ機運」に達するよう事態を進行させるには不十分であつた。そこで水曜会は一月初旬に「水曜

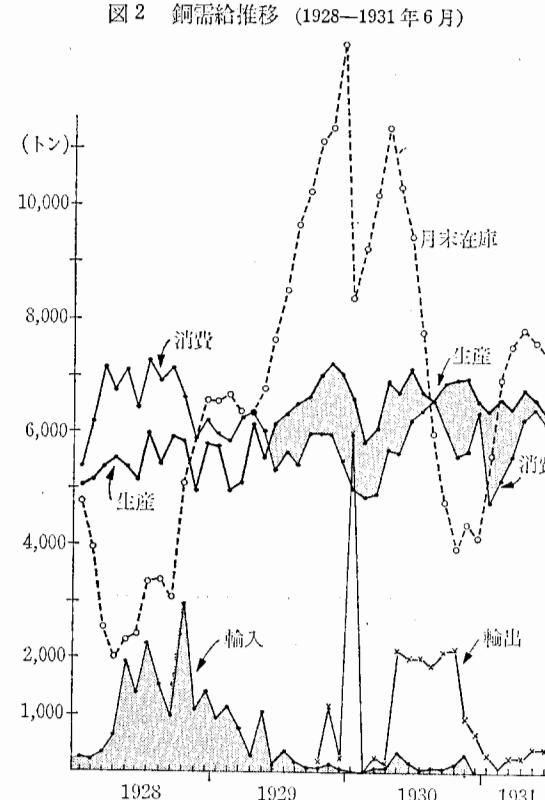
會ノ會日ニハ住友當事者ニ何等拘束ナキコトトシテ出席ヲ勧誘シ水曜會ノ現状ヲ實見セシムルヤウニ」するとの方針を決定した(東京水曜会、一九二九・二・六)。

その結果、三月にはいって住友小山より水曜会出席を承諾する旨回答があり、三月八日の大阪水曜会、同一四日の東京水曜会から住友のオブザーバーとしての参加が実現したのである。これは、まだ、二年に及ぶ住友加盟交渉の第一段階が刻印されたにすぎない。住友は、水曜会の協議にオブザーバーとして参加したにすぎず、何の義務も負わなかつたからである<sup>(8)</sup>。しかし、同時に、両者が恒常に協議のテーブルを同じくすることが、その後の市況悪化のもと

での交渉に有効であったことも間違いなかつた。

## 2 市況の悪化

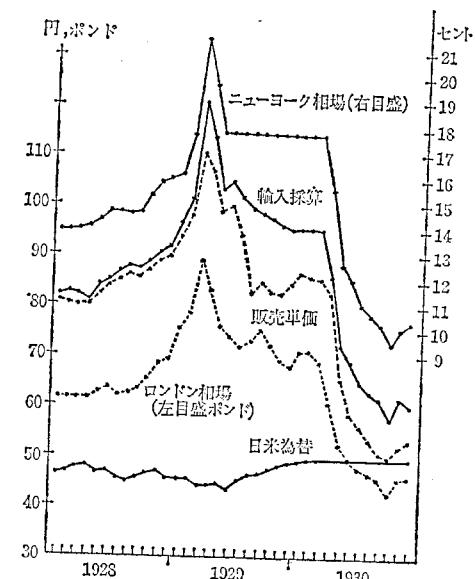
住友のオブザーバー参加が実現した



相場上昇は、国内消費の増加による需給関係の変化を反映したものではなかつた。すでに述べたように、二八年秋

1930年代の産銅カルテル(一)

図3 銅相場



曜会三社（古河を除く）払出量は月二八〇〇～二九〇〇トンであったが、年末の二カ月間には三〇〇〇トンを超えた。水曜会は、前稿で述べたように、購買会からのお望をうけて輸入採算からの値引額を増加させて、銅価騰貴に伴う需要側不満を緩和し、国内市場の安定に努めた。

しかし、その後、海外市場の軟化をうけて需要側の買気が薄れていった。四～六月間に国内消費は約一〇〇〇トン減少し、水曜会払出量も四月三四六三トンから、六月一九九五トンとなつた。

調にあり、六月には国内消費を上回って、以後これが常態化した。この結果、在庫高が急増し、年末には一万二〇〇〇トンを超えることになった。こうした需給関係の変化は、銅相場にも強い衝撃を与えた。とくに七月以降、市中相場の急落によって、水曜会も販売価格の引下げに応じざるを得ず、輸入採算との値開きは一五円以上にも及んだ。相場

から国内消費が落ち、在庫が増加していた。同年末から二九年四月までは、需給保合の小康状態にあったが、この間に、海外相場上昇に追随して建値が引上げられ、その結果、水曜会販売単価も急上昇していった。水曜会は、前稿で述べたように、購買会からのお望をうけて輸入採算からの値引額を増加させて、銅価騰貴に伴う需要側不満を緩和し、国内市場の安定に努めた。二八と二九年のかわり目の市況の小康状態はそ

うした対応のささやかな成果であったといえよう。それは、水曜会にとって、払出量の上昇という利益をもたらした。国内消費が高水準にあった二八年年央の水曜会は、水曜会にとって、払出量の上昇といいう利益をもたらした。国内消費が高水準にあった二八年年央の水曜会は、

の急落は七月に成立した浜口内閣が十大政綱の柱として金解禁方針を発表し、為替水準の修正をはかったことにも大きく影響されていた。六月四四円余であった日米為替は年末までに約一〇パーセント引上げられて四九円となつた。このため、基準となるニューヨーク銅価が輸出業者組合によつて釘付けされていたにもかかわらず、輸入採算は六～一二月に約九パーセント下落したのである。

以上の如く、二九年三月を境に銅市場は一転し、価格の下落、滞貨の増大に苦しめられることになった。市況の悪化に対処するためには、市場統制の強化、生産削減などが必要となつていつたのである。一九二九年六月に水曜会が住友別子に対して、改めて販売協調の樹立について申し入れ、交渉が再開されたのはそのためであった。

### 3 交渉の再開

交渉再開の契機となつたのは、市況悪化の一因として故・屑銅の輸入、とりわけ中國厘錢銅の輸入増がとりあげられ、これに関して住友が関与しているのではないかとの疑いが再燃したことであつた。東京水曜会は六月一九日に「現時ノ如キ滯銅過増ノ場合ニ於テハ水曜会トシテ非常ニ迷惑ノコトナレバ技術上必要ノ量ハ別トシテ其他ハ之ヲ停止セラルコトヲ希望スル」旨申入れることに決定した（東京水曜会、一九二九・六・一九）。

しかし、問題はそればかりではなかつた。この二日後、非公式にではあるが、藤倉電線から「住友ヨリ藤倉社へ銅販賣ノ交渉アリタルニ就テハ買入テ差支ナキヤ」との打診が東京水曜会にあつた（東京水曜会、一九二九・六・二二）。住友・小山大阪支店長の説明では、住友産銅の二九年上半期実績月一四五〇トンのうち住友仲銅と住友電線へ引渡量一〇〇〇トンの残四五〇トンについて、「浮遊銅問題等ノコトモアル故自社ト密接ナル関係アル方面即チ藤倉ヘナドモ若シ種々ノ関係ガ圓滿ニ行ク様ナレバ幾部分遣り度キ考ヘナルモ強ヒテト云フニモアラズ」（大阪水曜会、一九二九・六・二二）という程度のものであつた。もつとも東京支店が對藤倉元銅に意欲的であり、藤倉もこれを希望していた

1930年代の産銅カルテル(一)

表10 住友の対藤倉受注高 (単位:千円)

	製銅販売店	東京支店	小計
1924	352	375	727
1925	534	536	970
1926	—	—	—
1927	113	113	226
1928	?	—	187
1929	?	—	—
1930	?	1,174	1,174
1931	?	929	929
1933	?	895	895
1936	?	1,081	1,081

〔出典〕 麻島昭一「両大戦間における住友財閥の販売部門」『専修経営学論集』第26号、1978年、p48-55より作成。

藤倉電線は、一九一七年に株式の三分の一(二〇〇万円)を住友総本店に譲渡し、資本系列からいえば住友傘下の企業であった。<sup>(11)</sup>しかし、その関係は稀薄であり、原料銅も主として東京市場で購入している。麻島昭一氏の研究によると、住友の製銅販売店および東京支店の大口受注先として藤倉電線が計上されているのは表10のとおりである。<sup>(12)</sup>一九二四、二五年に七〇~九〇万円の受注があるが、この全てを原料銅としても年間一〇〇〇トン前後にすぎず、二五年の水曜会の藤倉販売量四三〇〇トンが圧倒している。<sup>(13)</sup>また、二六年には大口受注先から姿を消すなど、原料銅取引での両者の関係は安定的ではなかった。さらに、二四木会の成立以後(一九二七年一〇月)、藤倉電線と住友との取引は行なわれなかつた。二四木会協定に基づいて自家産銅として住友銅を藤倉が購入することは原則としては認められなかつたし、この協定によつて、水曜会以外から国産銅を市場購入することも認められていないなかつたからである。従つて、二四木会の協定を前提として藤倉の住友銅購入を認めるとすれば、住友が水曜会に加盟して協定に参加するか、あるいは、それを自家産銅の消費として住友電線と同様に扱うかの二様の方法がとられねばならなかつた。

水曜会は、藤倉電線からの打診に対し住友銅の買入を認める意向であった(東京水曜会、一九二九・六・二五)。住友が、その分だけ市場に放出し、問屋等の投売を誘発するよりは、実需筋への販売を認める方がその統制方針に適合的だつたからである。そして、この点で水曜会として譲歩の姿勢をみせることで、対住友交渉を全体として有利に導こうとした。

ところが、この住友別子銅の藤倉電線への販売に関して、ほかならぬ住友電線からの強硬な反対に遭遇した。小山の説明によると、「電線社ハ自社ノ利益ニ於テ全部ヲ住友ニ仰グ積リナク矢張リ水曜会ヨリ相應ノ買付ヲ繼續スル方針ナルコト、同一意味ニ於テ藤倉ニ住友ガ供給スルヲ不可ト極言」していたという(大阪水曜会、一九二九・六・二三特報)。文意が必ずしも明快ではないが、「同一意味ニ於テ」を「自社ノ利益ニ於テ」と解すれば、住友電線は藤倉が住友銅の供給をうけることが自社の不利益につながると考えていたことになる。住友別子の壳銅方針がコンツェルン内部で利害の不一致を生んだのである。こうして、問題は住友内部の調整へと移され、一時棚上げとなつたが、ともかくも販売協調に関する具体的事項についての協議がこれを契機に開始されたのであり、しかも、そのなかで住友別子と住友電線との利害の対立が生じたことは、その後の交渉の進展にとって重要な意味を持つたのである。

交渉再開の第一歩を踏み出した水曜会は、販売協調に関する本格的協議にはいるために市場対策の具体化をすすめた。水曜会は、すでにふれたとおり厘銭銅輸入について住友に実情をたたず方針を決めていたが、六月一九日の二四木会で滯銅の輸出製品原料への使用を協議したのをうけて、二七日東西連合水曜会において、対住友交渉の方針第二点として「線、板原銅トシテ犠牲輸出方針ニ對シ賛同ヲ求ムルコト」(東京水曜会、一九二九・六・二七)を決定した。

翌二八日の交渉で住友は、これに対して、①支那銅溝(厘銭銅)の輸入に関しては、四月にすでに買約を中止しているが、四五六月に各五〇〇トンほど既契約により買入れたこと、「此持込阻止ノ不手際ナリシ失敗ニ對シテハ已ニ

1930年代の産銅カルテル(一)

自觉シ居ル」こと、将来はともかく「只今ノ處買入ヲ為サザルコトハ明言致シ得ル」こと、②「犠牲輸出ノ件ハ最近銅界ノ實情ヨリ餘儀ナシト思フ故量ニハ限度アルモ方法公正ヲ得バ敢テ参加ヲ辞セザル故協議ニ預リタシ」との回答を行なつた（東西連合水曜会、一九二九・六・二八<sup>(15)</sup>）。

「犠牲輸出」に関して原則的な同意をとりつけた水曜会は、さらにはすんで、販売方針等の協調に関し、住友側と次のような要項に基づいて交渉することを決定した。

## 住友小山氏ニ對シ左記要項ニ付懇談スル事

一、水曜會ガ購買會トノ協定ヲ為シタル以來大產銅家ハ相一致シテ優先的ニ内地產銅ノ處理ニ精進シ以テ國內產銅業ノ安定ヲ期スベキノ一點ハ已ニ御了解ヲ得タル所ナルガ此方針ノ達成ニツキ此上トモ猶一層努力スルコトニ力ヲ籍サレ度キコト

二、且又右ノ取極ニ伴ヒ妥當ナル市價ノ維持ニ努ムベキコトハ共同ノ希望タル事

三、銅相場ノ激變ニ伴ヒ種々ノ事情相錯綜シテ今ヤ水曜會側ニアリテハ著シキ滯銅ヲ抱キツ、アルノ現況ナルヲ以テ此場合ニ於其實行方法等ハ追テ御協議ノ上適宜處理可致事

四、如上ノ協調ニ點晴ノタメ更ニ一步ヲ進メ水曜會賣銅方針ニ順應セル具体方法ノ御協定ヲ願ヒ得ザルヤ

「賣リ得ベキ機會ニハ必ズ賣ル」トノ貴社ノ御方針ハ畢竟貴社自主獨往ノ立場ヨリ定メラレタルモノナルベキモ其機會トハ要スルニ水曜會ノ方針ガ市價統制上市場ニ於テ進ンデ相競合スルコトヲナサマル状態ニケル機會タリシニ過ギザルヲ以テ今後水曜會ガ其事情ヨリシテ此點ニ就テ自制スルコトヲ得ザルガ如キ場合ニアリテハ同一ノ結果ナリトハ斷シ難ク同時ニ妥當ナル市價維持ヲ達成スルノ至難ナルベキハ言ヲ俟タザルベキナリ從テ此點ニツキ特ニ甚深ナル考慮ヲ希望スト云フニアリ

而シテ具体的方法ニツキテハ固ヨリ改メテ論議セラルベキ處ナルベキモ之ヲ例セバ、生産消費販賣ニ關スル數字ノ交換、先物

ツキテノ協定、等々ノ如キ點ナルベシ

五、之ヲ要スルニ水曜會ハ銅界安定ニ關スル責任ヲ果スタメ貴社トノ協調ヲ得ルニツキテハ充分ノ用意ヲ以テ協議シ且努メテ市

(単位:t)

	住友	日鉱	藤田	三井	三菱	その他	計	住友のシェア
1924	1,005	418	333	111	45	310	2,222	45.2
1925	515	184	—	92	30	296	1,117	46.1
1926	1,577	445	113	240	105	35	2,515	62.7
1927	1,511	1,304	95	107	218	404	2,639	41.5
1928	2,021	293	—	115	483	203	3,115	64.9
1929	1,322	729	—	165	270	238	2,724	48.5
小計	7,951	3,373	541	830	1,151	1,486	15,332	51.9
比(%)	51.9	22.0	3.5	5.4	7.5	9.7	100	—

〔出典〕『東京水曜会議事録』1929、1930年。

場ニ於ケル競合ヲ避ケントスルノ覺悟ナルモ此點ニ關シ實行上貴社ノ御同意ヲ得度シ云フニアリ 以上

(大阪水曜会、一九二九・六・二九)

この要項の主眼は第四項にあったことは明らかであろう。住友別子は、それまで「ノーストック主義」を標榜し、売値・売先についても水曜会の販売方針と対立する面があった。例えば、表11の如く、軍官需等の入札に際して住友の落札量が多かったのは、水曜会がその建値方針にそって入札価格にあまり手加減を加えなかつたからであり、それに乘じて住友がやや低い入札価格を呈示したからであった。水曜会からみれば建値の規制力を保つためには、自ら建値から大きく値引した入札価格を定めることはできなかつたし、もともと海軍と密接な関係のある住友の位置を考慮すれば、藤倉への供給を認めたと同じ理由で、その市場販売を軍官需にむかわせ、販売余力を削減しておく方が市場統制からいって好都合であった。

しかし、住友の自家消費が減少し、その販売余力が増加すれば、こうした方法に限界のあることは明白であった。住友の販売先が「ノーストック主義」のもとで拡充し、金物問屋等の実需筋以外にも及んでいくと、ブローカー売を制限して市場の投機的な価格動向を抑制しようとし

## 1930年代の産銅カルテル(一)

表12 各社別生産高  
(単位:t)

	日鉱	古河	三菱	藤田	住友
1927年	15,967	14,262	10,279	8,782	12,630
1928年	14,970	14,513	11,563	8,954	13,244
1929年	19,302	14,163	12,885	9,563	16,374
第1・4半期	4,178	3,752	2,913	2,573	2,908
第2・4半期	4,861	3,548	3,383	2,422	3,863
第3・4半期	4,662	3,364	3,154	2,261	4,971
第4・4半期	5,601	3,499	3,435	2,307	4,632
1930年	21,178	14,791	14,911	9,946	12,490
第1・4半期	4,906	3,677	3,172	2,303	2,685
第2・4半期	5,513	3,724	3,415	2,518	3,516
第3・4半期	5,438	3,732	4,131	2,485	3,235
第4・4半期	5,321	3,658	4,193	2,640	3,054

〔出典〕三菱鉱業『月報』各年及び『日本鉱業会誌』各号所載の統計より作成。原資料は商工省鉱山局発表。

ていた水曜会の販売方針に抵触せざるを得なかつた。浮遊銅と呼ばれたものには、そうした経路で発生したと思われる市場在庫が含まれていたのである。前述の第四項で水曜会が屢々述べている事情や、それに対する具體策の例示は、一九二九年春以降顕著化したこうした事態を考慮したものだつたのである。

水曜会の要望に対する住友の回答は芳しいものではなかつた。住友・小山は、水曜会側の希望は個人としてはおおむね了承しうるとしながらも、「四項ノ競合云々ノ事柄ガ住友トシテハ稍自給自足ヲ為シ得ル状態ニアルガ故ニ異論ノ存スル所ナリ」と述べ、協定の締結にはやや消極的であり、当面する事態を一時的とみなしているようであつた。また、水曜会の態度についても「水曜會トシテ滯銅ノ状勢ヨリ犠牲輸出ヲモ為サントスルガ如キ重大ナル時機ニ於テ一方努メテ増産ヲ企テ材料ノ買入ヲ競合スルガ如キ事實ヲ聞及ビ居ル點ハ如何ナル意味ニ解釋スベキヤ、之レハ徹底ヲ缺ケル重要ナル一點ニシテ自分ノ了解ニ苦ム所ナリ、畢竟各社事業所ノ計畫ナリ都合ナリニ属スル事ニテ俄ニ其統制ヲ期シ難キモノナランガ此點ニ付キ獨り住友ガ其必要ナル限度ニ關スル論議ヲ受クベキニアラズヤノ感想ヲ持ツ次第ナリ」と批判的であった(大阪水曜会、一九二九・七・二特報)。

住友の反論のうち、増産云々については、前掲図2によつて、一九二九年五月頃から国内産銅が増加していることから明らかなるように、事実であつた。しかし、仔細に検討すれば、それは事態の一方的な解釈であつた。水曜会は、三月下旬の東西連合会で一九二八年実績の一割程度の増産を認める旨決定し、これに沿つて日本鉱業が八月より増産実施を通告、了解を得ていた。<sup>(16)</sup>この方針が結果からみて失敗であつたことは間違いないが、そうした方針もあって、表12の如く、各社の生産量は日鉱・三菱・住友の三社が目立つて増大していいた。つまり、二九年後半期の生産拡大は、水曜会加盟の二社増産を住友が追いかける形で実現したのである。滞銅処分に苦しみながらも水曜会が生産を拡大していたことは事実であつたが、他面住友の主張にも無理があつた。後半期の住友の生産増が、予想される生産協定締結に際して有利な地位を得ようとしたものであることは、十分に推定しうるが、住友は、交渉に際し、二九年上半期実績は月産一四五〇トン平均と称していた。しかし、実際にこれが達成されるのは、下半期の増産後に属することができた。上半期では自家消費月一〇〇〇トンを認めるにすれば、第一・四半期に販売余力はほとんどなく、第二・四半期でも月二七〇トン余りで、住友申し出の四五〇トンの六割でしかなかつたのである。つまり、販売可能量を多く申し出ることによつて、販売比率等の決定の場合に有利な方向に運ぼうとしたのであり、それに適合させるために、増産を敢行していた。二九年下期の市況の悪化には、こうして生じた過剰生産が強く影響してゐたのである。従つて、住友は自給自足的であり、販売協定への加盟は当面する市況悪化への一時的な対応であるとする住友の主張はそれなりに正当なものであつたが、その要求する市場割当は、実態とは乖離したものであり、交渉の引き伸ばしをはかつたものと考えられなくもなかつた。<sup>(18)</sup>

このような住友側の対応を受けて水曜会は、とりあえず両者が合意している「犠牲輸出」の具体的方法についての協議にはいった。その経過は後述するが、それとは別に七月下旬、水曜会は、あらためて対住友交渉の方針を協議し

た。その結果、住友から批判のあつた増産問題については、水曜会の「生産ニ關スル取極」はまだあいまいであることを考慮し、「住友トノ協調ニ付テハ此點ノ解決ヲ前提トスルガ如キ點ヲ避ケ當面ノ販賣銅ニ關スル取極メヲ以テ出発シ自然生産ニ關スル取極メハ共同考究事項トシテ共々ニ協議致シ度合理的ノ解決ハ充分可能ナリト信ズル旨ヲ以テ了解ヲ求ムル事」となつた（大阪水曜会、一九二九・七・二三）。もつとも、その本音はこれまで同様、「要スルニ住友ハ賣銅處理ノ上ニ於テ水曜會ト類似ノ義務ヲ負フコトナクシテ水曜會ガ支持セル市場ノ反射的利益ヲ享受スルノ結果ニアル從來ノ方針ヲ一擲願ヒ度事」という点にあつた。

こうした主張には、住友内部でも反発があり、「反射的利益」云々については「當方ノ關知セサル結果」との異論もあつたようである（同上）。そのため、両者の交渉はダンピング輸出の具体化をにらみつつも、約一ヶ月間何ら進展をみせぬままに終わった。

#### 4 販売協定の成立

交渉打開の糸口は、九月上旬にはいり、購買会の協力のもとにひらかれていった。

九月三日、古河電工の鈴木元は電気銅共同購買会を代表して古河鉱業松葉谷長太郎と会談し、次の三点を申し入れた。

- (一)入札ニ就テハ從来通り餘ニ安値ノモノ多シ、将来ハ購買會ヘノ賣値以下ニテハ入札セザルコト、セラレタシ
- (二)市中賣ハ建値以下ニテハ絕對ニ賣ラヌコト、セラレタシ
- (三)市中浮遊銅ノ買入ニ就テハ自由ニ確定量ト置キ替得ルコト、セラレタシ

（東京水曜会、一九二九・九・三）

市場統制力を強化するように求め、さらに、浮遊銅買入を認めさせることによつて購買会非加盟の中小電線資本が市

中浮遊銅の安値を利して競争力を強化するのに対抗しようとしていた。

購買会はこうした要求を水曜会に申し入れただけでなく、九月六日には住友電線北沢敬二郎が住友別子の小山と会談し、同様の主張を伝え協力を求めた。<sup>(21)</sup>

こうして、購買会からの市価統制強化の要求をうけ、かつまた、後述するダンピング輸出割当に関する住友別子の辞退申入れなどがあつて、販売協調に関する交渉は新たな段階へと進んだのである。

水曜会は、一方で購買会の浮遊銅買入希望については、対住友交渉をらみつつ、これを原則的に拒絶し（四木会、一九二九・九・二八）、住友電線を介して購買会が住友別子に対して販売協調に積極的な姿勢を示すよう側面から働きかけることを期待した。また、他方で、ダンピング輸出割当辞退に関しては、住友側の品縁逼迫という申出に対し、市中販売余力がない（つまり、市場売を止める）ならば、辞退を認めるが、そうでなければ、販売統制に關して共同の責任をもたない限り、「分擔ヨリ脱退セラルルコトニ異議」があると解答した（東京水曜会、一九二九・九・九）。

また、住友伸銅への輸出向原料供給にも応じ難いと申出ていた。このように、水曜会は、住友三社のそれぞれに対して、要求をつきつけていたのである。

住友別子がこれに反発したのは当然であった。別子としては、ダンピング問題とは切り離して交渉を行なうことを中心とし、住友が不参加でも「犠牲輸出」「決行ノ考ナリトノ意向ヲ承知セルタメ其處迄ノ決意ニ對シ或程度ニ同様滯銅ヲ負荷シ居ル際ニモアリ参加ヲ辭スルハ心苦シキコトナルヲ思ヒ参加セル次第」と反論した（大阪水曜会、一九二九・九・六、九・一七）。

住友電線の立場は、これとは異なつてゐた。當時住友電線は、ロンドンからワイヤロッド（荒引線）の引合があり、一〇月より各月一五〇トン六カ月計九〇〇トン乃至は各月二〇〇トン四カ月計八〇〇トンの長期契約に關し、水曜会

に対して輸出原料の値引供給を希望していた（大阪水曜会、一九二九・八・三〇、東京水曜会、一九二九・八・三一）。水曜会の輸出方針からすれば先物契約を含むこの住友電線の申出は認めがたいものであった。<sup>(22)</sup>しかし、不況下で作業量の減少に苦しんでいた住友電線は、是非とも受注したいと希望し、再三水曜会に申し入れていた。

そこで水曜会は、別子の分担辞退問題を一時棚上げとしたうえで、この住友電線ロンドン向輸出については住友別子も参加することを条件として、月一〇〇トン四カ月間の契約を認めるとの方針を決定した（東京水曜会、一九二九・九・一〇）。その結果、「住友電線ガ住友別子鑛山ト話合ノ上内部的ニ或数量ヲ別子鑛山カラ出荷スルコトニシテ住友ヲ輸出ニ参加サセルコト、シ残量ヲ水曜会ヨリ供給」することとなつた（東京水曜会、一九二九・九・一二）。割当辞退問題は水曜会が実をとる形で妥協がはかられたのである。

さらに住友電線は、市価統制強化という購買会の希望を体して、住友別子の販売方針について種々要望し、「別子ガ水曜會建値ヨリ安キモノヲ市中ニ賣レルガ如キ場合ニハ同時ニ同値デ同量ヲ電線ニ仕切ランムルコト」を認めさせた（大阪水曜会、一九二九・九・二八）<sup>(23)</sup>。こうして住友別子の販売方針には住友電線を介して種々の制約が加えられていつたのである。つまり、住友電線は、二四木会を基盤とする自らの利害を、住友財閥内部での調整機構を介して強力に主張し、アウトサイダーとしてカルテル協定に消極的であった住友別子を産銅カルテルとの協調へと誘導していくのである。

かくして一〇月にはいると、交渉は一気に最終の詰めの段階にはいった。水曜会側の交渉担当者であつた藤田鉱業宮原清は、「水曜會ガ住友別子鑛山會社ニ対シ希望ヲ申出ヅルニ付キテノ信念」と題する私見をまとめて、各社の了解を得ていて。<sup>(24)</sup>

そのなかで宮原は、まず、水曜会設立の経緯を述べ、当時の状況とは異なつて「其ノ後ノ状勢ニハ幾多ノ變化ヲ來

タシ購買會ノ組織等ト相俟テ今ヤ住友社モ市場賣リノ大手タルニ到リ同業者間ニ於ケル水曜會ノ協調ト因縁關係スル所頗ル多キニ至」り、「大ニ販賣上ノ協調ヲ必要トスル事情ニ在リ」と指摘している。さらに協調の必要性について、住友の堺銅が「小額ト雖モ其方針ノ相違ヨリ市價統制ニ間隙ヲ」与え、その結果、「等シク自家產銅全部ニ對シ其影響ヲ見ルベキハ自明ノ理」であり、市場の統制は自らの利益であると同時に「加工業全般ニ對スル利便」ともなると述べる。そのあとに、從来からの「反射的利益」に類する論をつづけ、水曜会の統制方法の不合理な点は協調実現後、共同して合理化することを約束し、第一歩として「名實共ニ同一歩調ニ於テ協同セラレタク少クトモ實質上ニ差別ヲ置カズシテ協調」することを切望し、六月の交渉再開以来、すでに十分に検討に要すべき時間も経過していることに加えて、市況が悪化しており「電線業者ノ組織セル購買會トノ關係ヨリシテモ急速右希望ニ對スル決定ヲ希フ次第ナリ」と結んでいる。みられるところ「私見」の骨子は、対住友交渉開始以来の水曜会の主張にそつものであったが、それに加えて、「加工業者ノ利便」を云々し、購買会関係を持ち出して、加工部門として住友電線を傘下とする住友に対し、カルテル協定への参加が、財閥全体としても利益であることを強調したものになつていて。

宮原はこの「私見」を携えて、當時住友合資会社常務理事の職にあつた小倉正恆と一〇月七日に会見し、水曜会の要望を伝えた（東京水曜会、一九二九・一〇・九）。会見後、小倉は、住友電線秋山常務や別子鉱山に対して意見を聴取し、住友合資としての方針決定へと歩を進めた。その間の内部事情は不明であるが、一〇月一八日に、藤田組田中隆三総理事と小倉との会談が行なわれ、田中よりの入会勧誘に対し、小倉は「直チニ入會ハ困難ナルモ協調又ハ提携ノ形ニテ本曜會ト握手スル考ナリ」と表明した（東京水曜会、一九二九・一〇・一八）。こうして住友合資の方針が確定した。同じ日、住友・小山は、水曜会四社委員と協調に関して細部の検討に入り、住友側として、「從来通り支那銅津ノ輸入シタシ」、関税問題など「新シキ問題ニ對シテハ住友ハ自由ノ立場ニ居タシ」などを希望したほか、販売協調

に閑し次のような希望を表明した。

住友社トシテハ一ヶ月一四五〇噸見當ハ是非共生産スル必要アリ、而モノ<sup>ニ</sup>ストックニテ行キ度シ、社外賣ハ關係工場消費ノ弛張ニヨリ一定セザルモ生産ノ約三分ノ一（官廳入札ヲ除ケバ月平均二〇〇噸見當ナリ）且住友ハ是等從来ノ賣場ニ對シテハ優先的立場ニアリタシ、且藤倉ニ對シテハ一ヶ月一〇〇噸十一五〇噸ヲ供給シタン等

これを受けて旬日の間、別子の鷲尾常務も加わり折衝を統けた結果、住友の販売量は、月產一五〇〇トンと見做して仲銅・電線の自家消費一〇〇〇トンと住友の希望した藤倉分一〇〇トンを控除した四〇〇トンと決定された。これに水曜会側の一ヶ月分販売可能量（四ヶ月実績による）をもつて翌三〇年一月までの三カ月間にについて暫定的に両者の販売比率を算定することとした（大阪水曜会、一九二九・一〇・二八）。かくて、一〇月末には、両者の販売協調にて次のような具体案がとりまとめられた。

### 一〇月二六日対住友交渉に基づく具体案

- 一、建値ノ件
  - (一) 東京、大阪賣主勝手置場渡値段ヲ原則トス
  - (二) 地方賣ハ右建値ニ諸掛費ヲ加算ス
  - 掛費ニ就テハ住友社對水曜會ニテ都度打合ヲナスコト
- 一、先物賣限月、値段、取引ニ関スル件
  - (一) 期間ハ當月ヨリ三ヶ月ヲ限度トス
- (二) 値段ハ建値ヲ原則トス
  - 小口賣ニ對シテ相當上値ヲ附スルコト
  - 先高見越ノ明瞭ナル場合ハ特ニ打合ヲナスコト
- (三) 問屋、仲介者ヘノ商談ハ可成局限スルコト

### 四粗銅ノ委託製煉ハ統制上絶對ニ禁止スルコト

#### (五) 商談成立ノ場合ハ

成約月日、成約者、賣先、渡月、数量、單價

ヲ地方賣ノ場合ニハ其向先等ニツキ即時通知交換ヲナスコト

### 一、成約量ノ配分、調節ニ關スル件

#### (一) 住友社ハ個々ノ成約ニ付比率分擔ノ取扱ヲナサズ

毎月ノ成約總量ニ付テ水曜會トノ間ニ一定ノ割合ヲ豫メ協定シ置キ實績ニ據リ相互ノ過不足量ヲ算出シ直チニ此ヲ調節ヲ翌

月ニ於テ行フコトトシ其販賣見込量ヲ算定ス

(二) 住友社ノ賣約豫定見込量ハ十一月以降三ヶ月間毎月四百噸トシ毎月總賣約量ニヨリ（住友、水曜會成約量合算）過不足量ヲ

算出シ翌月ノ賣約豫定見込量ヲ加減ス

右ニ對比スベキ水曜會ノ販賣見込量ハ十一月販賣比率算定ニ用ヒタル販賣可能量ヲ以テ此ニ充ツ、尚右數量ニヨリテ生ジタル

比率住友一三%水曜會八七%ハ十一月以降一月迄便宜此ヲ變更セザルモノトス

### 基本數字左記

住友	日礦	三菱	藤田	計
販賣可能量	四〇〇	一、三八三	六五七	六七六
百分比	一三%	四四%	二一%	二二%

（大阪水曜会、一九二九・一〇・二八）

この他、入札に関しては別途協議のうえ、從來のシェアにかかわらず、住友が三分の一見当を落札することが認められた。<sup>26)</sup>

こうして、販売協調に必要な懸案の処理はすべて終了し、一一月一日に開かれた東西連合水曜会の席上において、水曜会および住友の代表が先の協調に関する具体案について異議のない旨表明し、協調関係が樹立されたのである。

これに付隨して、住友別子の二四木会への出席、住友東京販売店の東京水曜会への出席も正式にみとめられた（東西連合水曜会、一九二九・一一・一<sup>(27)</sup>）。住友別子を代表して出席した小山九一は、「直チニ入會セザルハ心持良ク入會シ一旦入會シタル上ハ輕々シク進退スル如キコトナキヤウニシタキ為ニテ今少シ研究ノ時日ヲ與ヘラレタシ」と述べ、住友別子の本曜会入会間近かしの感があつたのである。

一一月に成立した住友と水曜会の販売協調の内容についてみると、建値の遵守、ブローカー売の自肅などの点で水曜会側の主張が容れられ、他方、販売数量に関しては住友の主張を入札を除いては全て認める形で結着がつけられたと言つてよい。入札については、住友は過去の実績（六割）からみて四割は落札したいと希望していたが、これを若干下廻つた。なお、落札量は当然のことながら、割当販売量に含まれるものとされた。

数量面で住友の主張が認められたことは、別子が年央から後半にかけて生産を拡大し、市場販売余力を増大させていたことが効を奏したことを意味した。割当の前提として認められた自家消費月一一〇〇トン（藤倉を含む）は、一九二八年の住友の生産実績とほぼ同じであり、二七年実績を上廻っていた。つまり、二七・二八年実績からみれば、

藤倉電線へ自家消費扱で供給を認められた一〇〇トンほどが住友別子の市場販売割当量の水準だったのである。もつとも、水曜会側も、七月に対住友交渉に際して生産協定を棚上げする以前から、すでにふれたように、三菱・日鉱が増産の方針を採っていたから、販売比率の点から言えど同じような利益を受けたとみられなくもない。しかし、自家消費分の大きい住友にその利益の大きかったことは否定できないのである。

このように販売数量面で水曜会が譲歩したことには、それなりの理由があった。購買会からの要求に応じて市価統制を強化するためには、何よりも住友が建値を守ることが必要であつたし、そのブローカー売を規制することで浮遊銅を抑制することが必要だったからである。しかも、販売割当は、比率によつて分配されるものであつたから、そのままの譲歩は、輸出製品向原料供給にさかのぼつて次に検討することにしよう。

(1) ここでいう対住友交渉とは、住友別子鉱山ないしは、製銅販売店を相手とするものだが、残されている『水曜会議事録』には、二八年末以前に正式な交渉を行なつたという記録はみあたらない。もつとも、成立後数年および、一九二七年についての資料を欠いているので、断定することはできない。但し、一九二七年の二四木会成立時には、後述の注(5)に示される事情で、住友電線が独自に参加した上で、住友合資や、別子の関係者はこれに関与したとは思われない。

(2) 抽稿「産銅獨占の成立」二五二頁。

(3) 同、二五九・二六五頁。

(4) 同、二六〇頁、表24を参照されたい。

(5) この点は「銅線協定ノ際（二四木会成立時と思われる）」には、住友電線より、住友別子の市中販売量を二五〇トンと申し出たことにに対する事実の確認であった。小山の説明によると、この住友電線の報告が同社の独自の見込によるもので、別子としては問合せを受けていない、従つて、意図的に数量を少なく申し出たわけではない、ということであった。

(6) そのため、水曜会側から出席者の「私見」として、「住友銅ヲ先ツ賣ラシメテ後水曜會銅ヲ賣ルコトトン値段ハ施迄協定ヲ維持スルコト」でも良いとの判断が示されたほどである。この「私見」は後に水曜会で同意を得ている（東京水曜会、一九二八・一二・九）から、水曜会の公式の提案と受けとつてよいが、その後再論議されていない。しかし、こうした提案があつたことは、交渉の焦点が住友のシェアの拡大への対策というよりは、価格統制力の強化があつたことを示すと考えてよい。

(7) 交渉担当者の住友小山支店長の協調的対応は住友別子、あるいは大阪支店内部で必ずしも同意を得られたものではなかつ

1930年代の産銅カルテル(一)

たようである。その点は、一九三〇年に小山がその職を離れた後の交渉経過で大きな問題となつてあらわれた。

(8) 例え、交渉担当の小山は、一九二九年一月にそれまでは「水曜会ガ直接需要家以外恩怨筋へ絶対ニ賣約」しない方針であることを確信していなかつたために「時トシテ行進ヲ生ジタ」と述べていたほどである(大阪水曜会、一九二九・一・一)。また、この年一月の販売協調成立時に、住友は協定にあたり、「水曜会ハ、(1)中間商人ニ販賣シナカ、(2)先物資ヲナス考ヘナキヤ、(3)現在在銅ニ如何ナル対策ヲ有スルヤ、(4)明文ノ規約アリヤ」を質している(東京水曜会、一九二九・一〇)。

(9) 住友の出席に先立つて、水曜会は「今後ノ實務處理方針」を協議し、「先方ニ於テ同一義務ヲ負ハザル期間ト雖モ全然水曜会ノ員タルト同様ノ氣持ヲ以テ會同シ萬事何等ノ制限ヲ設ケザル方針ヲ以テ進ミ度シ」と決定した(大阪水曜会、一九二九・三・五)。

(10) 拙稿「產銅獨占の成立」二六〇頁参照。

(11) 『藤倉電線社史』一九七三年、一七四〇—一七六頁、『社史住友電氣工業株式會社』三〇四—三〇七頁。なお、当初は藤倉

株は住友總本店所有であったが、一九二〇年の住友の改組に際し、電線製造所が株式會社住友電線製造所に組織変更されるに伴い、住友電線所有に移されたようである。藤倉の『事業報告書』によると、二〇年下期まで株主名簿には住友吉左衛門個人名義となつており、二一年上期よりこれに、住友電線製造所社長の居書が付されるようになつていている。また、麻島昭一氏の研究では、藤倉株は住友電線所有有価証券とされている(『住友財閥の有価証券所有』『専修大学社会科学年報』第十三号、一九七九年、一六九頁)。

(12) 麻島昭一「兩大戰間における住友財閥の販売部門」『專修經營學論集』第二六号、一九七八年。

(13) 水曜会販売量については、拙稿「產銅獨占の研究」二五〇頁(第19表)、二六八頁(第25表)より集計。

(14) 二四木会覺書第一條は、購買会が「所要スル國產銅ノ全部」を水曜会から買うことを定めていた(拙稿「產銅獨占の成立」二五六頁)。ただ藤倉については、一九二七年八月二二日の水曜会と購買会の協議に際し、二四木会覺書作成と関連し、必要があれば水曜会の承認を受けて住友から買銅することを認める旨合意していたようである(大阪水曜会、一九二九・六・二二)。同年中の水曜会資料が残されてなく、合意事項に関する資料を欠くため確言しえないが、「原則として」と限定したのはその意味である。しかし、実際には、二四木会成立以来両者の取引は行なわれなかつた。

(15) 銅真鑑研究会(水曜会が銅需要喚起のために設立した、銅販路等の調査宣伝機関)の岩佐が水曜会に報告した「大阪市況概況」では「住友ハ銅錢類ノ輸入ニヨリ相當損失多ク且目下ハ係争中ノ由風聞ス」といわれている(東京水曜会、一九二九・一)。

## 七・一〇)。

(16) 拙稿「產銅獨占の成立」二三八頁、注(6)参照。

(17) 別子の生産拡大は一九二七年八月完成の端出場選鉱場が翌二八年一〇月より本格操業に入り、また、二九年六月にはペデルゼン式硫酸製造設備が完成するなど、製煉部門の隘路が打開されたことを基礎とするものであつた(『本邦鎌業ノ趨勢』昭和三年、二六〇—二六三頁、昭和四年二八〇—二八三頁参照)。

(18) 住友の小山は個人的見解と断わつたうえで「販賣上ノ協調關係ニ於テハ……水曜會ニ於ケル古河ノ立場ト同様ナルコトガ尤モ良キヤウニ考ヘル」と述べている。この見解を認めるとすれば、住友は自家消費への供給を第一とすべきであり、一方で住友電線に水曜会から銅を買入れさせつつ、他方でそれによって生ずる販売余力で割当を受けるという同社の要求は、それまでの水曜会の基本的な考え方とは相容れないものだつたのである(東西連合水曜会、一九二九・七・一〇)。

(19) 生産制限問題の擱上げは、前述の二九年後半における生産拡大を誘発した原因となつたことは否定できない。

(20) この申出は、二四木会覺書第二條(甲ハ豫メ乙ト協議ノ上市中浮遊銅ヲ購入スルコトヲ得)に基づくものであつた。

(21) 九月六日の大阪水曜会では「小山氏ヨリ日本電線北澤氏来店大体只今宮原氏報告ト同様ノ話アリ購買會ヨリ提出條項ニ就テモ協調實行方希望アリタルヲ以テ本條項ノ本筋ニ就テハ希望ニ副フ様スベシ唯各項トモ事務的ニモ種々問題ヲ存スル故猶克ク考察ヲ要スベシ旨報告」があり、また、北澤より小山に対し「市中賣ニツキ絶對ニ建値以下ニ賣ラズ」よう申入れたのに対し、小山は建値に発言權がないことを理由に留保したという(大阪水曜会、一九二九・九・六)。

(22) もつとも長期先物契約を全く不可としていたわけではないが、この時点では、古河電工、経山等の製品輸出は全て直物売であつた。なお、販売価格からみると、住友電線の条件は輸入採算より一五円五銭引で、八月二七日成立の申合(八〇頁参照)より有利であつた。従つて、販売条件からみてこの商談を断る理由は稀薄であつた。

(23) 『二四木會議事録』によると九月初めの購買会申入三項のうち、(1)については住友も「其後ハ確守シ居ル旨居ル」と購買会から説明されている(一九二九・九・二八)。

(24) この「私見」が何時作成されたものであるかは正確には確定しえないが、その内容からいって、住友合資幹部へ向けたものであると考えて大過ないと思われる。

(25) その経過については、一〇月九日の東京水曜会に住友電線からの情報として報告されている。

(26) この点は、一〇月一八日の住友側希望を受けて、一一月一日の住友との協調成立時に水曜会側が同意の旨通告した(東西連合水曜会、一九二九・一一・一)。

1930年代の産銅カルテル(一)

- (27) なお、二四木会覚書との関係では、覚書の条項を変更することは住友の入会後として、奥書の形式で覚書末尾に、「下名社ハ前掲契約ノ條項ニ付水曜會ト同一歩調ヲトルコトニ付異議ナキヲ以テ茲ニ奥書ス 小山九一」と記すことで処理された（大阪水曜會、一九二九・一一・三〇）。
- (28) 住友の主張は、一〇月八日の砲兵工廠入札を前にした両者の協議で明らかにされたものである（東京水曜會、一九二九・一〇・五）が、実際は表11の如く、約五割の実績であった。

## 2 原料銅のダンピング輸出

### 1 輸出製品向原料供給

厘銭銅輸入問題について住友別子に申入れを行なうことを決定した六月一九日、水曜會に対し古河電工を通して購買會より「輸出銅線ノ註文相當量アル故、此際水曜會に於テ保稅物ト見合ヒ得ル値段ニテ供給セラルル意志ナキヤ」との問合せがあつた（東京水曜會、一九二九・六・一九）。これは、二四木会の席上で水曜會より「輸出原料ニ就ハ犠牲輸出ノ意味ニテ或ハ特別値段ニテ供給スルコトモ考慮」していると提案したのに対し、購買會が条件によつては応じるとの考え方を明らかにしたものであつた。<sup>(1)</sup>

それまで、輸出製品向の原料銅に関しては、国内産銅が関稅分だけ割高であるために、戻稅制度を利用して輸入銅が使われていた。水曜會の申出は一定の値引により国内銅を輸出原料とするよう求めたものであり、購買會はこれを戻稅分（つまり関稅相當分）だけの値引があれば応ずると回答したのである。こうした方法により国内産銅を輸出原料とする方法は必ずしも目新しいものではなかつたが、水曜會がカルテルとして輸出製品向の原料供給に組織的かつ継続的に取り組んだのは、一九二九年六月からであつた。

水曜會は、二四木会において購買會と協議する一方で、六月二八日の対住友交渉で「犠牲輸出」（当初、水曜會はこ

の原料供給をこう呼んでいた）方法の協議に住友が参加することを確認したうえで、東西連合水曜會を開催し、次のような方針を決定した。

製線、伸銅方面ノ輸出原銅供給ノ件ニ付協議セルガ原料ノ振替使用ニ付キ適當ナル照合方法ナキヲ以テ勢ヒ専ラ相手方ニ對シ絶對信用ヲ拂フ意味ニ於テ其範囲ニ限ルノ外ナカルベク、絶對内秘ニ扱フ必要ヨリ相手方トシテハ第一次ニ購買會各社、住友伸銅、豊崎伸銅ニ限り、若シ其方法ニツキ成案ヲ得レバ日本伸銅ヲ追加スルコトモ差支ナカルベシ、

（大阪水曜會、一九二九・六・二八）

こうして、輸出製品向原料銅供給によって、滯銅をダンピング輸出して整理する方針が決定したが、その実行には、解決すべきいくつかの問題があつた。一つは、供給相手先のうち伸銅業者への供給方法、二つは、二四木会覚書との関係、三つは、水曜會内でのその負担分配の方法であつた。

第一の伸銅関係については、電線関係を二四木会関係四社に特定したのに対応して、右の如く、住友伸銅、豊崎伸銅に限定し、日本伸銅については監督方法が成案をみれば認める方針であつた。つまり、水曜會が自家消費と認めている関係の深い伸銅資本へと供給を限定することが企てられた。その理由は、輸出ダンピングに対する加工業者の不満をかわすために、その実情を隠蔽し、国内価格についての建値の規制力を維持することが必要だったからである。手続的にみて、輸出製品向原料の供給であることを証明するのが煩雑であるなどの理由もあつたが、後の経過（一九二九年末からの伸銅會との交渉経過等）からいって、それは、ある程度まで克服可能であった。しかも、産銅資本を中心とするコンソーシアム支配下にある加工部門に対して供給を限定することは、加工部門の作業量を確保し、操業を維持していく利益があつたから、滯銅処分を必要とするカルテルの利害と一致する点が多かつた。この点は電線部門に対し、供給相手を購買會四社に限定していたのも同じ理由であったと考えられる。

伸銅業に対する輸出製品向原料供給の具体化は、次に述べる二四木会関係のそれよりも、やや遅れてスタートし

1930 年代の産銅カルテル(一)

た。二四木会によつて密接な関係を保持してゐた購買会に供給する方が右に指摘した理由に適合的だつたからである。しかし、七月中旬に至り、輸出銅線原料の供給がともかく開始されると、「銅線ノミニテハ数量少ナキ故、銅板ノ輸出原料トシテモ、住友、古河、藤田(庄延)、日本伸銅位ニ限定シテ之ヲ外銅ノ代リニ使用」することが本格的に検討されることになり、豊崎伸銅に輸出採算等の計算例の提出を求めた(東京水曜会、一九二九・七・一七)。

これに対して、大阪水曜会は「先般打合ノ如キニ、三主ナル先ノミトセズ、……一般伸銅業者ニ迄及ボスヲ以テ数量ヲ纏メル上ニ於テモ旁至當トセザルヤ、猶方法ニ就テハ……供給銅量ニ該當スベキ輸出免状ノ提示ヲ受クルヲ以テ我慢ノ限度トシ……計算例ノ如キヨリモ相當高値ニ引受ケシムルコトトスルヲ時宜ニ適セズヤ」との見解をまとめた(大阪水曜会、一九二九・七・一八)。この大阪の意見は、輸出数量の拡大と値引額の圧縮を考慮したものであつたが、同時に、中小伸銅業者の集まる大阪市場で、当初案のような差別的な供給をすることが「物議ヲ醸ス虞レ」があり、市場統制上不利益が多いと考えられたことを背景としていた。しかし、大阪案のように「輸出免状ノ提示」で「我慢」するとすれば、すでに輸入原料を保税物として持つ加工業者は、水曜会から輸出原料名目で供給を受けることによつて保税分だけ、国内市場に安い手持原料を取得しうることになる。それが国内市場統制に悪影響を及ぼすことは十分に予想されたから、これを回避するためには、供給相手先の保税関係を把握し、保税銅と水曜会供給銅の区別を明確化したうえで輸入を禁止し、水曜会供給銅が国内市場に出廻るのを防がねばならなかつた。そのためには相手先への十分な監督が必要であり、取扱の細部にわたる規制が準備されねばならなかつた。こうした事情から、大阪水曜会の見解をめぐつて東西で協議を重ねた結果、結局、当初案に沿つて取扱方針が次のように決定された。

供給先ノ信認ヲ基調トセザルニ於テハ實行ノ期シ難キハ固ヨリ反テ弊害ヲ生ズベキ虞レアルヲ以テ其供給先ノ範囲ニ付テハ本件發案當初ノ取極通り住友伸銅、豊崎伸銅、日本伸銅ノ三社ニ限ルコトシ、住友伸銅ハ住友別子社、豊崎伸銅ハ藤田社、日本

伸銅ハ古河社ヲ取扱擔當社トシ夫々自社滯銅處理ノ意味ニテ供給ヲナス建前トシ其他ノ伸銅業者ニハ極秘ニ扱フコトニ打合セタリ  
(大阪水曜会、一九二九・七・二二)

つまり、伸銅向輸出原料供給は、対外的には水曜会の組織的活動の形式を採用せず、それぞれコンツェル内での資本関係を利用して「自社滯銅処理」の名目で行なわれることになった。カルテル活動がコンツェルンを利用した好例であろうが、その点を、日本伸銅との関係についてやや立ち入つて紹介しておこう。

日本伸銅については当初から条件付きであり、他の二社とは事情が異なつてゐたことは前述の六月二八日の水曜会決定から窺い知ることができる。その理由は、同社の役員株主に阪根武兵衛など大阪の伸銅業者が加わつており、筆頭株主であった古河合名の支配力が他の二社における住友合資、藤田組に比べて相対的に弱いと考えられたからである。そのため、他の伸銅業者に極秘とする方針は、監督の方法等を誤まれば、日本伸銅への輸出原料供給から崩れる危険があつた。そこで水曜会は古河合名を通して日本伸銅と協議のうえ、「①外銅ト置替ハセザルコト、②原則トンテ輸入セザルコト、輸入セネバナラヌ場合ハ水曜會へ相談スルコト、③何時ニテモ工場内ヲ見テ貰フコト」を原則として(東京水曜会、一九二九・七・二八)、七月末、古河合名査業課長と日本伸銅神戸支配人との間に次のような細目協定を締結することとした。

### 一、銅供給者側ハ水曜會ト別子鑛業株式會社ナリ……

銅供給者側ハ犠牲輸出値段余リニ安値ニ下ル時ニハ割當ヲ辞退スルモノ生スルヤモ知レス

### 二、實行方法

1、伸銅業者ハ海外ヨリ製品ノ引合ヲ受ケタル時ハ直チニ製造数量ノ割當ヲ定メ各水曜會ヨリ地金ニ對スル犠牲輸出値段ノ以上ヲ日本伸銅ニテ豫メ了承スルコト

工質ハ地金値段ノ下ル時ハ之ニ應シテ引下ヲ考慮スヘシ

此場合實際上ハ三井物産又ハ古河電工ヨリ伸銅組合ニ製品ノ引合アル筈ナルカ伸銅組合ニテハ日本伸銅、豊崎伸銅共水曜會トハ契約ヲ秘シ從來通りノ方法ニヨリ製造量ハ割當ヲ協定スヘシ、即チ支那向ニ就テハ他ノ伸銅業者カ割當ヲ希望スル場合アルヘキモ之ハ從來通リノ率ニテ與ヘ他ノ伸銅業者ノ希望ナキ支那向及印度向ヲ兩者ニテ引受け水曜會犠牲銅ヲ引當ツヘシ

2、日本伸銅ハ古河ヨリ豊崎伸銅ハ藤田ヨリ委託加工ヲナス形式ヲ取ルヘシ、但シ委託當事者ハ伸銅側ヨリ代金收入後之ヲ水曜會ニ支拂フヘシ

3、製品輸出成約ノ上ハ伸銅業者ハ水曜會側ヨリ銅ノ引渡ヲ受ケ水曜會内地賣時價ニテ假仕切ヲ受ケ代金ヲ支拂フ、輸出手續完了後伸銅業者カ銅ノ免稅ヲ受ケサル輸出免狀ヲ水曜會側ニ提出セハ水曜會側ハ前ノ假仕切値段トノ差額及其差額ニ對スル假仕切期間ノ金利ヲ伸銅業者ニ支拂フ

4、伸銅業者ハ水曜會トノ間ニ犠牲輸出銅加工ノ契約アル間ハ免稅輸出ノ為ニ外國ノ銅、眞鍮及其等ノ屑ヲ輸入セス、特別ノ事情ニヨリ輸入セントスル時ハ水曜會ノ同意ヲ要ス、但シ日本伸銅ハ支那向輸出由狹板ノ原料トシテ月々最高五〇、〇〇〇斤迄ノ眞鍮屑ノ輸入ヲナスヘキモ之ハ例外トシテ水曜會ニ於テ承認スヘシ

#### 5、監督方法

日本伸銅ニ對スル監督ハ古河ニ一任ス、豊崎伸銅ニ對スル監督ハ藤田ニ於テ之ヲナス  
當社ハ以上各項ニ基キ日本伸銅ノ監督ニ任スヘキカ其ノ實行方法ハ左ノ通リ日本伸銅ト協定セリ

一、日本伸銅ニ於テ水曜會銅ヲ爐ニ入レル際及右ノ製品入庫ノ際古河大阪支店ヨリ立合員ヲ派遣ス

二、古河大阪支店ハ何時ニテモ日本伸銅ニ於ケル水曜會銅ノ加工操業ヲ巡視スルコトヲ得

三、古河合名會社査業課ハ日本伸銅ノ帳簿ニ就テ監督ヲナス

(東京水曜會、一九二九・七・二九)

この協定は供給期間（あるいは解約予告期間）や供給価格の基準を定めていない点などで次にみる二四木会を通ずる銅線輸出原料供給に比べて水曜會側の恣意性が強かつた。<sup>(3)</sup> 実行方法では、極秘とする方針から伸銅組合の割当を前提

とすることとし、輸出促進という観点からすれば不利な面を残した。代金決済の方法は国内価格での仮仕切をするなど厳格に規定され、加工業者の輸入も原則的に禁止された。<sup>(4)</sup> こうしたなかで、とくに注目に値するのは、古河合名による日本伸銅に対する監督方法であり、入炉・入庫時の立会、工場立入調査権の容認、帳簿の検査の三点にわたる監督はコンツェルン的支配を前提とした相當に厳しいものであった。水曜會は、滯銅処分の必要に迫られて輸出ダンピングを敢行するに際し、その活動の基盤として、各産銅資本のコンツェルン支配を利用し、有力な伸銅業者への統制力を強化し、その組織性を強めたのであった。こうした準備の後、八月五日に対中國輸出引当原料として住友伸銅へ五〇トン（七八円三三銭）の売約が成立し、これを初商談として伸銅業向供給が開始された。

銅線向の輸出原料供給の初商談はこれよりやや早く、七月二六日に古河電工に対し五〇トン（水曜會手取八四円八銭）で成約したものであった。すでに、七月初めの二四木会で輸出製品向原料の供給を開始することが原則的に合意されており、対購買会については伸銅とは異なって從来からの関係から共同行為をすすめるうえでの障害が小さかつたからである。

しかし、取扱の細目に関する協定が成立するのは、両者の見解の調整に時間を要したこと也有つて、初商談より一ヵ月後の八月二七日であった。

購買会は七月下旬に「製品輸出ノ原料銅供給ニ關スル申合」案を水曜會に提案した。それは、「水曜會手持殘銅ノ增加趨勢ニ鑑ミ購買會ハ當分ノ内覺書第四条ニ依ル製品再輸出ノ目的ヲ以テ購入スヘキ外銅ニ代ヘテ總テ水曜會ノ國產銅ヲ購入スヘタ、水曜會ハ米棹、輸入採算並ニ輸出肩銅採算ヲ參酌セル犠牲特別値段ヲ以テ之カ供給ヲナスヘシ」との前文にはじまり、七項目にわたる詳細な内容をもつものであった（東京水曜會、一九二九・七・二七）。そこでは「特別値段」が輸入採算より一六円二九銭引（閏稅分プラス四円六二銭）とされ、仮仕切等の代金決済方法や輸出製品

明細表（輸出免状の代り）の内容が規定され、製品ロス三バーセント、製造期間六ヶ月、打切予告期間二ヶ月などが定められていた。このうち、価格については、七月中旬の二四木会席上で購買会の輸出採算計算例を検討し、「利益ヲ得ントスル如キ考ハ全クナク極端ニ切詰メタル計算ニヨルコトヲ信頼セラレタク」との購買会の説明を諒としてその申出に沿うことで合意していた（二四木会、一九二九・七・一三）。しかし、水曜会としては、あまりに厳格な協定を結び、値引供給に拘束されるようになることに対し警戒的であった。その点で伸銅三社への対応と異なっていたようみえるが、伸銅との協定では、期間、価格等で水曜会の恣意性が許されており、実際の運用でいえば、各輸出商談の度に供給するかどうかの決定権を握っていたのである。二四木会の提案は、予め価格の算定方法を定めておき、輸出原料銅として成約の際にはまず国内価格で仮精算を行ない、輸出証明をもつて事後的に割引額を返却するものであった。従って、水曜会からみれば、数量が予測しえないし、輸入採算の動向によっては著しい低価格でも供給する義務を負うなど懸念すべき材料が多く<sup>(6)</sup>た。

こうした事情から水曜会は、八月中旬に購買会案とは別に対案として「簡略ナル取極メ條項ヲ起案」することとして、東西協議を進めた（東京水曜会、一九二九・八・一四）。その結果、八月二七日の二四木会では次のような水曜会案に基づく「申合」が成立したのであった。

- 輸出製品向原料銅ニ關スル申合
- 一、購買會ハ當分ノ内製品輸出ノ為メニ原料銅ノ輸入ヲ行ハズ水曜會ヨリ其供給ヲ受クルモノトス
- 二、原料銅ニ關スル價格、數量其他ノ條件ハ輸出商談ノ都度之ヲ協議決定スルモノトス  
但小口ノモノハ適宜取纏メ協議スルコトヲ得
- 三、原料銅ノ價格ハ特ニ協議ヲナサマルトキハ左ノ算式ニ據ル
  - (1) 免稅銅ノ取扱ヲ受クル場合 米銅輸入採算一一圓五〇＝供給價格

## (a)然ラザル場合

- 四、購買會ハ原料銅ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ四ヶ月以内ニ製品ノ輸出ヲナシ且其事實ヲ證明スルコトヲ要ス
- 五、水曜會ガ本申合ニ依ル原料銅ノ供給ヲ停止セントスル場合ハ二ヶ月以前ニ其旨ヲ購買會へ通知スベシ
- 本項以外ノ細目ニ就テハ其都度協議スルコト

(二四木会、一九二九・八・二七)

「申合」は、購買会が外銅輸入を中止し輸出原料を水曜会より購入することとし、その供給条件は商談の都度協議することを前提として価格算定の基準を定め、製造期間を四ヶ月とし、予告期間二ヶ月で解除しうるものとなっていた。条件の決定方法・製造期間の短縮などが購買会案を修正したものとなつたが、その反面、価格算式を示すことで購買会側に譲歩していた。とくに、「免稅銅ノ取扱ヲ受クル場合」というのは購買会が八月にはいってから新たに提案したものであった。当初案では保稅銅の所有分については、輸出数量から控除し、残余を水曜会によつて供給することになつていたが、それを関税分だけの値引によつて全て水曜会から供給することとし、保稅銅については購買会が自己の計算で製品輸出しうる余地を残した。それがどれほどの意義をもつたかを確定しうる資料を欠くが、こうした形で両者の妥協が成立し、水曜会は二四木会を通して輸出銅線原料の値引供給を開始したのである。

以上のように加工部門とダンピング輸出に関する協定を結んだ水曜会は、これと並行して、その実行上の第三の問題である、輸出原料供給の割当・分担の協議を続けていた。分担の原則については、七月一三日の東京水曜会で、「犠牲輸出ノ割當標準ニ就テハ半額ヲ滯銅比ニヨリ半額ヲ生産比ニ依ルコトトシタシ」との意見が大勢を占めていた（東京水曜会、一九二九・七・一三）。しかし、これに対する水曜会四社のうち、古河が分担に参加の意志を表明したものとの比率決定に関して態度を保留していた。古河の場合には、販売割当に不参加であったことから知られるとおり、生産を上廻る自家消費を有し、滯銅量も大きくなかった。従つて「犠牲輸出」に対して消極的であったが、右の

表13 輸出製品向原料銅供給分担比率

	生産量	比	滞銅量	比	総合比	決定比率
藤田 三日 古河 住友	773	12.7	1,747	20.1	16.4	16
	922	15.1	1,763	20.3	17.7	18
	1,640	26.9	4,154	47.9	37.5	37
	1,331	21.8	479	5.5	13.6	14
	1,432	23.5	542	6.2	14.8	15
計	6,098	100.0	8,685	100.0	100.0	100

〔出典〕『東京水曜会議事録』1929年8月14日、8月21日。

注) (1) 生産量は1929年1~6月実績の月平均(但各社申出による)。

(2) 滞銅量は6月末。

(3) 総合比は生産比と滞銅比の平均。

ような分担比率となるとすれば、生産比率が関係するだけに、滯銅量に比べて過大の負担となると考えられたのではないかと思われる。そのため、東京水曜会は、七月二五日の協議で、右の方法(滯銅比と生産比との合併)によることを決定したうえで、これに但書を付し、「但、各社間ニ割當数量ノ増減ヲ希望セラル場合ニハ同意ノ上其数量ヲ融通スルコトヲ得」との規定を設けた(東京水曜会、一九二九・七・二五)。

こうした分担比率算式の方針は、大阪水曜会の同意を得たうえで、大阪側で住友に説明し協議が進められた。その結果、住友は比率算式については水曜会提案に同意し、その基礎数量について一九二九年一~六月の生産及び六月末滞銅の各量を基準にすることを希望し(大阪水曜会、一九二九・八・九)、この方針に沿って、八月二一日に分担比率が表13のように決定された(東京水曜会、一九二九・八・二二)<sup>(7)</sup>。

その後、比率決定の「但書」に基づいて古河は、他社に希望があれば割当を譲渡する旨申出たが、その処理をめぐって、東西の水曜会で意見が対立し、紛糾することになった。東京側の説明によると、「問題ハ他ノ両者ニ於テ賣銅数量ノ多キコトヲ望マレタル處へ古河ハ其比率ヲ譲リテ差支ナシトノコトヨリ其當時藤田社ニ於テハ其引受ニ参加ノ意思不明ナリシ故取敢ズ日本鑛、三菱五・五トシテ古河社ハ四ヲ出荷スルコトニ申合セタル處藤田社ニ於

テモ引受ニ参加ノ希望アルコト明カナリタル故残リノ四ヲモ譲リテ差支ナシトノコトニテ五・五・四トシタ」と言われ、その結果、古河分担比率は一四パーセントがゼロとなり、藤田二〇、三菱二三、日鉄四二、住友一五と改訂された(東京水曜会、一九二九・八・二九)。これについて大阪側は、この譲渡期間を定めること、古河にも少量の引受けを残すこと、譲合比率は内地販売比率によるべきことなどを主張し、八月二九日の東京水曜会に大阪幹事の日鉄山縣吾一が出席して意見を開陳した。これに対し、東京側は譲り合いは関係会社間相互の取扱であり、譲受けた方が何時でも一方的に返上しうること、水曜会として古河に負担を残すことは強制できないこと、三社共同で譲受けるものでないこと(従つて一定比率で振分けられないこと)を主旨とするものであると説明し、種々協議の結果、結局、東京側が押し切った形で結着された。<sup>(8)</sup>

両者の対立点は、分担比率決定に関する「但書」の解釈にかかっていたようにみえる。しかし、それはすでにふれたように古河への妥協の産物であり、その運用によって古河が割当を実際上免れたとすれば、滞貨輸出の負担を負う三社ないしは住友を加えた四社と古河との対立でもあった。ところが、事態は東京と大阪の両水曜会の対立として現われ、大阪幹事の山縣が「大阪デハ永年東京側ノ支配者氣分ニ惱マサレ同様水曜會將來ノ為メニ憂フベキモノ」と発言したのに対し、同じ日鉄の椎名委員が「大阪側ハ物事ヲ事務的ニ考ヘルガ今少シク政治的ニ考ヘテハ如何」と反駁するなど、同一会社内ですら意見が不一致となっていた(同上)。水曜会としての分担比率を加盟会社が自由に譲渡しうるというのは、カルテル協定として不自然であることは十分に認められよう。その限りで大阪の主張は首肯しうるものであった。問題の鍵は、椎名の「政治的ニ考ヘテハ」という表現にあるように思われる。この言葉が、「但書」が古河との妥協の産物であつたことを雄弁に物語っているが、同時に、進行中の住友との協調交渉をにらんでいたことは疑いえない。そして、その点では大阪側も、交渉の直接担当者として十分意識していた筈である。住友は販売協

調に対して古河と同様の立場に立つことを希望していたが、そうであれば、この割当に、形式的に古河も参加することが住友の協力を得る前提として不可欠であった。「但書」はそのための方策であつたが、大阪側は、それによつて古河の実質負担が皆無となるのは、住友との交渉のうえで不利と判断して、いたように思われる。国内市場で販売割当を希望する住友と、そうでない古河とでは立場に相異はあつたが、ともに自家消費の大きい両者の取扱いが、この輸出割当を通じて大きな問題点となつたようであった。

分担比率が東京案で結着をみた一週間後、大阪側の懸念は、住友の輸出割当辞退という形で現実のものとなつた。九月四日、住友は大阪水曜会に対し、「最近季節的ニモ著シク伸銅方面の銅需要増加セルタメ自社ノ在荷状態モ特ニ犠牲的賣銅ヲナス必要ナキ程度トナリタルヲ以テ甚ダ乍勝手目下話懸り中ノモノヲ除キ十一月分以降ハ右分擔方辭退致シ度」と申し出、一〇月まで一五〇トンを限度として引受け、以後不参加の態度を表明した(大阪水曜会、一九二九・九・四)。これが、住友と水曜会との販売協調をめぐる交渉に大きな影響を与えたことはすでに述べた。住友の辞退が、古河の取扱いに対する不満によるものであつたかどうかは確言しえない。住友伸銅の操業が比較的好調を持続していたのは事実であつたし、辞退をめぐる論戦のなかで、住友は割当を負担することに関し、いつにても返上しうるものとして参加していたという態度を崩さなかつたからである。<sup>(11)</sup>

住友辞退に伴う一ヶ月以降の比率については、一〇月初めに、前回同様の方式で、古河一七、日鉄四三、三菱一九・一〇・四、一〇・七)。

かくて、輸出製品向原料供給実施に必要な準備は整えられた。すでに七月末から八月初めにかけて商談が開始され、八月中には古河電工向成約一七四六トンなど約二六〇〇トン分の商談が成立していた。しかし、住友の分担辞退

などの事情もあつて九月にはいる、輸出商談に円滑を欠くようになり、九月中成約九〇〇トンと大幅減退を余儀なくされた。そして、対住友協調が成立し、本格的に実施されようとした時には、水曜会は新たな問題に直面し、これを一時断念せざるを得なくなるのである。対米原料銅輸出問題がそれであった。

## 2 原料銅の対米輸出

水曜会が原料銅(カソード)のまま対欧輸出を実行し、滞銅の処分を促進することを検討しはじめたのは、九月半ば頃のようであった。九月二八日に開かれた東西連合水曜会は日本鉄業、三菱、藤田の三社が「カソード輸出ヲ為シ速ニ状勢ノ転換ヲ必要トスベシ」との意見に一致したことを見出し、古河にも同意を求めた(東西連合水曜会、一九二九・九・二八)。原料銅輸出となれば、加工部門の操業上の利益は失われるわけで、古河と他三社とは利害を異にしていたからである。しかし、三〇日の大阪水曜会で、古河は原料銅輸出に異議のない旨申出、実施の方針が決定された。なお、実施の具体案、分担比率等については「目下進行中ノ住友交渉ノ見極メツキタル後」に決定することとして、同日、次のような方針が決議された。

### カソード輸出ニ關スル協議事項

- 一、数量 約七千噸位
- 二、時期 至急①住友トノ應酬後早急  
②遲クトモ十二月積出迄ニテ
- 三、取扱委託先 三菱商事  
三井物産
- 四、値頃ニ對スル限度ハ豫メズ都度考量スルコト

これに基づき、翌一〇月一日付で、三菱鉱業より三菱商事に対し、ロンドン向カソード一五〇〇トン（手取七七円五〇銭）直積で交渉することを依頼した。この交渉は、一時に大量の輸出商談を実行するのは相場を崩すおそれがあるという三菱商事倫敦支店の意見もあって、一〇月積二〇〇〇トン（手取七七円三三銭）で契約し、残一三〇〇トンは一〇月九日より一週間七七円〇八銭でオッファーを貸すことになった（東京水曜会、一九二九・一〇・九）。他方、三井物産に対しては日本鉱業単独の依頼として、ハンブルグ向一五〇〇トン輸出の交渉を進めたが、一〇〇トン（手取七五円）だけ引取の返事を受けただけであった（大阪水曜会、一九二九・一〇・一八）。このように、三井物産、三菱商事を介する歐州向輸出ダンピングは、はかばかしく進まなかつた。その理由は、水曜会の輸出価格が国内相場八九円前後に比べて相当低かったとはい、ロンドンC I F八〇ポンドを上廻り、アメリカ輸出業者組合の価格支持政策にもかかわらず下げ圧力を強めていたヨーロッパ市場で必ずしも安いとは言えず、他面、輸出促進のために価格を引下げる場合には相場先行を崩す不安があつて踏み切れなかつたためであつた。

そのため水曜会は、一〇月一六日に方針を変更し、「歐洲へ直輸シテ市況ヲ崩スヨリハ寧ロ米國輸出組合ヘ其處理ヲ相談スルコトガ適當」として、三菱商事紐育支店を介して交渉することに決定した（東京水曜会、一九二九・一〇・一六）。そこで水曜会は、交渉方針としてとりあえず、輸出業者組合が日本銅の対ヨーロッパ向輸出をどうみているか、さらに七〇〇〇トンを輸出する計画であるが「其市況ニ及ス影響ニ付組合ハ如何ニ見ル」か、を問い合わせることとし、その際「若シ貴地組合ガ市價安定ノ便宜ノ為ニ日本ノ餘リタル銅ヲ自己ノ統制ニ歸セシメ度シト思フナラバ水曜會ハ手數料ヲ拂ヒテ歐洲市場ニテノ賣却ヲ組合ニ依頼シテモヨシ、或又一定値段ニテ賣切リニシテモ良シト思フガ組合ハ不當ナラザル條件ニテ引受ケ興レル可能性アリヤ」を交渉担当の三菱商事にて「探リヲ入レテ貰フ」ことにした（東京水曜会、一九二九・一〇・一八）。

このように水曜会と三菱商事で対輸出業者組合交渉の打合せをすすめていたさなかに、グッゲンハイムの代表が三菱商事紐育支店に対して銅販売につき会談を申し入れてきた。<sup>(13)</sup> 水曜会はこの機会に乗じて右の方針の実現するため、七〇〇〇トン売切、八一ポンド（手取七九円前後）以上を希望することとして、商事に対し交渉開始を依頼した。

一〇月二〇日から二三日にかけての交渉で組合側の提示した条件は予想外に厳しいものであった。<sup>(14)</sup> 組合は、ドイツ向輸出価格が一六セント九〇であることを理由に、買取価格ボンド当り一六セント八分の七（水曜会の希望は、一七セント二分の一に当る）とし、タコマ着C I Fでトン三七〇ドル一〇セントであると主張した。これは、水曜会手取値段と比較すれば約八円安の七一円前後と希望の一割強安値であった。しかも、この他には「当分輸出の必要はない」という水曜会の申出に対し、買取条件として五ヵ月間、ヨーロッパおよびアメリカ市場に対して原料銅、銅半製品・製品の輸出を中止することが付されていたのである。

数日の間、価格をめぐって交渉が続けられ、組合側も譲歩の姿勢をみせたが、二四日、世界恐慌の引金となつたニューヨーク株式相場の崩落があつて状勢一変し、一〇月末に組合側の当初に示した条件で合意することになった。その後、船腹の手配、為替、積出地等々、契約の細部にわたる交渉が続けられ、販売価格に関してタコマC I Fから、大阪ないし横浜F O B価格に変更になるなど若干の曲折はあつたが、一一月一三日に第一便一〇〇〇トンが積出されたのを皮切りに、一二月九日二五〇〇トン、翌三〇年一月二二〇日三五〇〇トンの計七〇〇〇トンが輸出された。

この輸出に関する各社分担量は、前述の製品輸出向原料供給の割当に関する、住友辞退後の比率によつて決定され、日鉱三五〇〇トン、藤田一三三〇トン、三菱一四七〇トン、古河七〇〇〇トンとなつた（東京水曜会、一九二九・一〇・三〇）。住友との販売協調成立後、同社の参加をも希望したが、実現しなかつたようである。<sup>(15)</sup>

原料銅七〇〇〇トンの輸出契約は、九月に一万トンを超えていた国内滞銅の処分にとつて極めて大きな意味をもつ

1930年代の産銅カルテル(一)

た。価格の点からみれば、国内相場が八九円前後にあった時期に、手取七一円余で輸出したのであるから、大幅なダンピング輸出と言つてよい。それが可能であったのは、水曜会が共同し、三菱商事を窓口として交渉にあたったことばかりでなく、それ以上に、アメリカ銅輸出業者組合が、ヨーロッパ市場の統制に強い関心をもち強硬な価格支持策を続けていたからであった。水曜会は、その統制に協力する態度で臨み、自らがかかえていた大量の滞銅を処分することにひとまず成功したのである。

しかし、市況は水曜会の予想を超えて悪化していた。二九年下期に生産が高水準にあったことも原因となつて、滯銅は各月一〇〇〇トン余り増加する勢いをみせていた。そのため水曜会は、一二月にはいると、製品輸出を含めた滯銅処分策の再検討に着手せざるを得ず、輸出業者組合との協定が切れる三月末をめどに輸出計画の練り直しを迫られた。そして他方では、住友との販売協定の暫定期間が一月末に到来することもあって、国内統制の強化のために、同社の水曜会加盟問題への取組みを積極化していくのであった。

- (1) この提案の月日について、『二四木會議事録』には記事を欠いているので、正確ではないが、おそらく、六月一四日ではなかつたかと思われる。
- (2) 例え、一九二五年一月には、住友伸銅を除く大阪伸銅会に対し、インド向真鍮板の「犠牲輸出」について「特別値段の取扱めをなし、輸出向原料銅について便宜を供与」していた(前掲「水曜会小史」一八頁)。もっとも、この時には戻税額が一〇〇斤当り五・八〇円と、二二年三月の閑税引上額だけであった。その後、二五年一〇月に閑税全額七円(一〇〇kg一円六七錢)の戻税が認められたこともある、この「特別供給」は一時的なものに止まつたようである。
- (3) 解約予告については日本伸銅の神戸より水曜会に対し「大体値頃ノ相談ニテ自然解決スペク」別に必要ない旨申出があつた(東京水曜会、一九二九・七・二七)。もっとも、豊崎伸銅、住友伸銅がどういう対応したかは不明であるが、両者とも「計算例」の呈示に際し量的にまとまつてゐることなどを要望している。また、住友伸銅では、一・二カ月の短期ではなく継続した取引を希望したため、他の二社とは異なる取扱いとなつたようである。
- (4) 假仕切については七月末の大坂提案によつて八月二三日の東京水曜会において、手続の簡略化のために廃止されることが

決定された(東京水曜会、一九二九・八・二二三)。

(5) なお、価格については第七項で「海外市場ニ於ケル製品市價ガ右輸出原料銅ノ特別仕切値段ノ範囲ニ於テスルモ尚外國品ト對抗シテ成約不可能ノ場合ニ於テハ水曜會ハ其仕切値段ニ就キ更ニ考慮スルコトアルヘシ」と規定されていた。

(6) 提案を受けた水曜会の席上では、輸出免状の添付、製造期間の短縮(四カ月)、予告期間中の供給数量の限度設定などの修正意見が出され(東京水曜会、一九二九・七・二七)、また、大阪でも、「住友ノ参加モアルコト故同社ノ了解ヲモ考慮」し、供給期間を予め設定し、一ヶ月の引受数量、最低価格等を定めるなどの修正意見が出された(大阪水曜会、一九二九・七・三一)。

(7) この割当の基礎となつた住友の生産量八五九二トン(月平均一四三二トン)は、交渉中に申出されていた住友の月一四五〇トン産出と見合うものであつたが、前掲表12の商工省発表一・六月計六七七一トン(月平均一一九トン)に比べれば二七・三百分の余り過大な申告となつてゐた。

(8) こうした結論となつたのは、予め、割当分担率については東京水曜会で協議決定することで東西の合意があつたためである。

(9) 大阪側の反対意見のうちには、譲合によつて滯銅輸出に積極的に取組むと、国内販売において第二比率がマイナスとなつて国内比率が減少するので非合理だといふものがあつた。これに対し、東京側は、「外國向トシテ安ク賣リ高ク賣レル内地賣銅率ガ減少スルトモ夫レハ譲合各社覚悟ノ上ノコト」と反駁している。実際の運用としては東京側の主張の方が好都合であり、各社の利害に一致するところが大きかつたようであるが、山縣の「割當比率ハ會ノ割當比率テ各社デ勝手ニ授受出來ヌ性質ノモノ」という主張も原則論としては的を射たものと思われる(大阪水曜会、一九二九、「舌代」山縣吾一)。

(10) 一九二九年の住友伸銅の操業状態については、新鋭工場である「桜島工場の非鉄製品は前年より二割一二六トン増加し、尼崎工場の鋼管製品も四割以上の増産成果を挙げてゐる」と報告されている(『住友金属工業株式会社五十年史(未定稿)』第六分冊、四一六一七頁)。

(11) これに關し住友小山は、大阪水曜会で「古河ノ責任率ハ嚴存セルコト等ニ誤解ナシ又其レニ關聯シテ彼此考へ居ルガ如キコトナシ」と言明していた(大阪水曜会、一九二九・九・六)。

(12) 三井物産と三菱商事の仕向地をハンブルグとロンドンに振り分けたのは両者の「競合ヲ回避」するためであり、ヨーロッパ市場の中心であるロンドン向輸出を担当した三菱商事に利するところが大きかつた(大阪水曜会、一九二九・一〇・一一)。

(13) 一〇月一九日付でニューヨーク支店から送られた二通の電文には、同日、グッゲンハイム社代表が三菱商事支店を訪問

し、日本銅のヨーロッパ輸出につき協議したいと申入れてきたことが伝えられている。ニューヨーク支店の観測では、組合側が日本との交渉の主導権を握ろうとして積極的に動き出したものであり、これに対し商事は、水曜会の意向をみせたまま、条件によっては組合が日本との交渉に成功を収めうるかもしないと回答したという（大阪水曜会、一九二九年）。

(14) 交渉経過については、三菱商事大阪支店とニューヨーク支店間の電文が『大阪水曜会議事録』に合綴されているものによる。

(15) 具体的には、組合側は當初案より八分の一セント高の一七セントで内部的な調整を進めていたようであった。

(16) 協調後の住友の輸出分担率については、一二月一日より、同年八月二一日に決定された古河譲合前の比率が適用されることになったが、これは「今後ノ輸出」ということで既成約分には適用されなかつた（大阪水曜会、一九二九・一一・三〇）。

## 一九三〇年代の産銅カルテル(二)

武田晴人

日次

### 一はじめに

### 二銅市場の構造

#### 1 銅世界市場と国際カルテル

#### 2 国内市場の構造

### 三昭和恐慌期

#### 1 住友との販売協調

#### 3 住友加盟と生産制限協定

### 1 住友加盟交渉の開始

一九二九年一二月、東京水曜会は「滯銅増加対策トシテ将来ノ輸出計画」について協議し、次のような結論に達し

た。

内地賣銅益々不良ニシテ過般米國へ七千屯ノ大量輸出ヲ断行シタルモ滯銅ハ再ビ三月末ニハ約一万屯ヲ突破スル形勢ニアリ引續キ相當量(月約壹千屯乃至千五百屯位)ノ輸出ヲ敢行スル必要アリト認メラル、ガ歐米ヘハ明年三月末迄ハオッファード為ザル約束アリ一方南洋、支那、印度等ヘハ右期間輸出自由ナルモ到底右ノ大量ヲ消化スル事困難ニテ結局明年四月早々歐米ヘ輸出ヲ為スノ外ニ途ナキヤニ思ハル、ガ其場合英獨等ノ消費工場ト其原料銅ノ供給契約ヲ取締ブ如キハ最モ市價ニ影響スル事少キ方法ト思フモ斯タル場合ハ先方モ相當長期ノ契約ヲ希望スペク此點現在ノ内地不況ガ何時迄繼續スルヤノ見込立チ難キ時ハ多年輸入國ナリシニヨリ内外値段ニ多大ノ開キアル實狀ヨリシテ慎重ナル考慮ヲ要スベタ尚又現ニ米國ガ動モスレバ脅カサレントスル十八仙ノ相場維持ニ全力ヲ注ギ歐洲市場ニ於ケル僅カノ賣物ニモナーバスノ態度ヲ取り居ル様ノ情勢ナルト全國ノ世界銅界ニ於ケル地位等ヨリシテ將來ノ輸出ハ米國ト協調シテナスコトガ最モ適切ナル方途ナルベシ何レニスルモ歐米ヘノ輸出ハ日下ノ急務タルベキモ其下話ヲ今直チニ歐米市場ニ對シテ試ムルハ現ニ輸出実行中ノ對米輸出ノ完了ニ惡影響ナキヲ保シ難ク少クトモ明年一月末右輸出完結迄ハ之ヲ陰忍シ其上ニテ具体的ニ進捗ヲ圖ルヲ可トスペク豫メ諸種ノ方法ニ付各社研究ヲ重ヌル事ニ申合セタリ

(東京水曜会、一九二九・一二・一八)

かくて、一九三〇年三月末の対欧米輸出禁止解除をめどに水曜会は滯銅増加対策の検討をはじめた。<sup>(1)</sup> 輸出禁止期間中の当面の対策として採り上げられたのは、滯銅の棚上案と伸銅組合に対するアジア市場向製品輸出原料の供給であった。

前者は、日本鉱業より「採算上餘リ不利ナル輸出ヲナスヨリハ寧ロ一定ノ數量ヲ藏蓄セバ生産モ自社ノ如キハ減產ノ傾向ニアル故需給ノ均衡ヲ得テ建値ヲ維持スルコトヲ得ベク計算上輸出ヲナスヨリハ有利ナルベキ故各社一致シテ其方針ヲ取リタシ」と提案されたものであつた(東京水曜会、一九二九・一二・二三)。しかし、日鉱の提案は生産制限に関する規定を欠くなど実効を期し難い点も多く、結局、一月末に、(一)棚上案、(二)生産制限、(三)製品トシテノ輸出

ヲ併用シテ調節ヲ圖ルヨリ外致シ方ナカルベキ」との結論を得ただけに終わつた(東京水曜会、一九三〇・一・二七)。併用となれば減產協定の基準年等論ずべき点は多かつたし、その協議の前提として住友の同意が必要だつたからである。

後者については、先の方針決定以前の一月に、伸銅組合幹事佐渡島商店より大阪水曜会に対し、「同ジ輸出ヲサルルナラバ我々加工業者ヲ通シ製品トシテ輸出アル様願ヒタク」「内地不況ノ際ノ輸出向製品ノ操作ニヨリ仕事ヲ得タキ希望」が申入れられていた。<sup>(2)</sup> 具体的には、中国、インド向の定尺円板等月三〇〇~五〇〇トンの原料を特別値段で供給を受けることとして、その「供給ガ惹ヒテ内地市場ニ悪影響ヲ及ボスベキ御懸念ノ点モアラバ其取扱方ニ付テハ如何様ニモ御納得アル様指示ニ從フベキ旨ヲ申添」えていた(大阪水曜会、一九二九・一一・一九)。

これに対し水曜会は、七月以来の伸銅三社の差別的取扱を中止し、伸銅組合の協力を得てアメリカ輸出業者組合との協定枠外にあるアジア向製品輸出を拡大する方針に転ずることとした。そのため、前述の如き供給先拡充に伴う難点を克服するため、原料供給に関して次のような条件を付すこととして、一二月下旬にその旨回答した。

伸銅會ニ對スル回答要旨

- (一) 原銅供給ノ前提トシテ製品輸出商談ニ付伸銅會トシテノ統制ヲ確保スルコトニ付引受アルヲ要ス
- (二) 特別値段ヲ以テ供給スベキ輸出製品向原銅量ハ普通値段ニヨル買約量ノ三分ノ一以上ニ超ユルコトヲ得ザルコト
- (三) 輸出製品向原銅ノ値段取極ハ製品賣約ト同時ニ此ガ取極メラスヲ妨ゲザルモ原銅ノ引渡期日ハ製品免状ノ提示ニヨリテ相當含有銅量ヲ都度引渡スコト(即チ原銅ノ引渡ハ製品積出ノ直後ナルコト)故ニ當初ノ原銅ハ假ニ工場ニテ手當ヲ要スル譯ナリ  
〔原銅供給ノ約定期限ハ常月込ノ三ヶ月トスルコト〕
- (四) 每月供給最高量ノ限度ヲ置キ且ツ値頃ニヨリ何時ニテモ水曜会ノ都合ヲ以テ本特別供給ヲ打切り得ルコト(三ヶ月間ヲ容認スル意味ガ實質上ノ豫告期間ニ相當シ何時打切ルモ先方ニ實害ナキコトナル為メ)
- (五) 本特別供給ヲ為ス期間中ハ目的ガ税済ト保税ノ如何ニアルヲ問ハズ、外國ヨリ、銅、真鍮地金及スクラップノ買付ヲナサザ

1930年代の産銅カルテル(2)

ルコト

(b) 本特別供給ノ開始期迄ニ各供給先ノ有スル保稅數量ヲ申出テ同時ニ保稅原簿ト照合シ置クコト、尚保稅權利ノ使用ニ付テハ都度帳簿ニヨリ此ヲ立證スルコト

(大阪水曜会、一九三〇・一・二・二六)

この回答は、先の日本伸銅に対する供給条件と比べても、国内向原料の三分の一に数量を限定し、その引渡を輸出免状提示後とするなど厳しい条件が付されていた。この回答に関し、水曜会と伸銅会で數度協議が行なわれたが、「何分前提條件タル伸銅會ノ統制方ニ付」具体案がまとまらず、交渉は進捗しなかつた(大阪水曜会、一九三〇・一・一四)。そのため、日本伸銅、尼崎伸銅、神戸製鋼などの有力伸銅業者は、水曜会に対し単独で原料供給について交渉する事態も生まれ<sup>(3)</sup>、四月にはいって大口輸出契約が進むとともに交渉は一度打切られたのである(大阪水曜会、一九三〇・四・四)。

こうして滌銅処分策は四月以降の対欧米輸出の再開に望みをつなぐ他なく、それとの関連で、棚上げや減産が論じられることになった。しかし、大口のダンピング輸出を再開するとすれば、その分担について住友と明確な協調関係を樹立する必要があった。二九年一二月から一五パーセントの分担に同意していた(対米輸出には不参加)とはいえ、アメリカ輸出業者組合との関係で輸出が制約されていた時にはそれほど大きな負担とはならなかつたからである。前年の経過からみて、大口輸出が再開するとすれば住友がこれを引受けれるかどうか確言しえなかつた。また、減産についても抵抗が大きいことが予想されたからである。

住友との協調を一層緊密化する必要は別の面からも生じていた。前述の通り、住友の販売は事後的にその割当率に適合させることになつていて、すでに二九年一一月(協定成立後の第一月)の販売実績は、住友の販売割当量(総量八九七トンの一三パーセントとして一一七トン)を一〇五トンも上回り、その調整には多大の困難が予想されたからであ

る(大阪水曜会、一九二九・一一・二二)<sup>(5)</sup>。つまり、国内販売についても、販売割当の方式を改める必要が痛感された。

こうした事情から、一月以来の暫定比率の期限が到来する三〇年一月末から水曜会と住友との交渉が精力的に統けられることになつたのである。しかし、住友の小山も、水曜会側も、その前途については極めて樂観的であった。その点は、既述の販売協調成立時の小山の挨拶からも窺い知れるが、水曜会は、一九三〇年二月初めに東西連合会を開いて、大阪側の提案に基づく次のような「覚書(案)」を決定して住友の正式入会の準備をしていた。

## 覚書(案)

下名五社ハ各社產出ノ電氣銅販賣ニ關スル協調ニ付意見ノ一致ヲ見タルヲ以テ茲ニ左記條項ノ中合ラナシ銅取引上無用ノ競争ヲ避ケ且無駄ヲ排シ適正ナル市價ヲ確立シ以テ銅市價ノ安定ヲ期ス

一、販賣値段

内外市況ノ趨勢ニ鑑ミ公明且適切ナル販賣價格ヲ決定シ之ヲ嚴守スルコト

二、商談取極方法ノ件

商談ハ總テ事前ノ打合ニ據ル

三、販賣高分割引受ノ件

適正ナル比率ヲ定メ成約ノ都度之ヲ按分シテ各社ノ引受高ヲ定ム

四、賣約履行ノ責任ノ件

契約ノ履行ニツキテハ成約當事社其責ニ任ズ

五、自家消費銅ノ件

各社及各社ノ特殊關係アル工場所要銅ニシテ各社ノ承認ヲ得タルモノヲ自家消費銅ト稱シ販賣高分割

六、荷運共助ノ件

成約量ノ引渡ニツキテハ當事社其責ニ任ズルモ各社ハ便宜ニ應ジ打合セノ上相互ニ現品ノ融通ヲナシ以テ經費ノ節約ヲナスモノトス

七、代金決済方法ノ件

成約當事社ガ代金ヲ收受シタルトキハ遲滞ナク各社ノ割當量ニツキ決済ヲナスモノトス

八、事務取扱ノ件

(略)

九、經費負擔ノ件

(略)

十、其他

前各項以外銅販賣ニ付直接必要ナル事項ニ就テハ協議ノ上之ヲ定ム

この覚書(案)に対する住友の態度は、二月一七日の藤田鉱業宮原に対する小山の説明によれば社内協議が「大体ニ於テ差支ナク進行シ居レリ」、たゞ、藤倉向を一〇〇トンから二〇〇トンに増加すること、比率算定の基本を六ヵ月の平均ではなく、「住友ノ製煉事情ヨリ之ヲ一ヶ年トスル」ことの二つの意見があるだけだということであった(大阪水曜会、一九三〇・二・一七)。問題がこの二点であれば、解決は極めて容易であった。

ところが、住友の交渉担当者である小山は二月中旬に「遠ニ東京ノ住友傍系會社へ轉勤」となり、後任の飯田弥五郎、岡久吉との交渉は右の予想に反して全く暗礁に乗り上げてしまったのである。

二月一九日の交渉で住友側は、水曜会の示した覚書(案)が「自分ノ承知シテ居ル點以上」であり、検討に時間が必要だと申出た。そのため、水曜会は改めてその説明を行なったが、これに対する住友側の見解は、先の小山の見通しとかなり喰い違うものであった。住友の希望は、それまで住友別子が自家消費の「全部ニ就テ供給義務ヲ負ハス」残余を「自家消費ニ向クルコトモ外部賣トスルコトモ自由」であった点をそのまま認めてもらいたいというものであった(對住友打合會、一九三〇・二・二五)。この要求は前年の交渉から住友が繰返し主張してきたものであったが、その理由は次のようなものであった。第一は、「相當ノ自家消費機關ヲ持チ居ル上ニ販賣店ヲモ有シ居ルコト故假へ實状自家消費カ生産量ヲ超過スル場合ニテモ或程度迄ノ外部賣ヲ必要ト」するということであった。要するに、販売部門の独自の販売活動が継続できるように市場販売の割当が必要だということであった。しかも第二に、そうした販売活動を確保することが「自家消費力」の「妙味ヲ發揮スル」ことだという点が主張されたが、そのことは、別子からみて外部売にメリットが存在し、自家消費として供給する価格の相対的低位をカバーしたいと考えていたことを示している。また、別子は他の鉱山に比べて生産費が高く、そのために自家消費への供給では価格の点で無理が大きいかに逆もどりした感があったのである。

2 輸出原料の分担問題

そこで、水曜会は二月末に、四月以降月二一〇〇トンを輸出する方針を決定して、アメリカ銅輸出業者組合の意向を打診する一方、三月一日に対住友交渉の基本方針を次のように決議した。

住友現在ノ立場ハ懸案ノ遷延ニ就キ何等ノ苦痛ヲ感ゼザルモ水曜會ハ銅市況ノ前途ニ鑑ミ此上滯銅ノ累積ニ堪エ難キ立場ニ有リ、大体自家消費トナリ殆ンド外部賣ナキ」ことになるであろうというものであった(大阪水曜会、一九三〇・二・一七)。つまり、住友の主張は、小山の更迭によって、水曜会からみて大きく後退したものとなり、前年の交渉再開時に逆もどりした感があったのである。

かくて、対住友交渉は、ダンピング輸出の分担問題を焦点とすることになった。国内販売については、第三項から知られる通り、自家消費へ全量供給することを義務づけたわけではなかつたから、住友への譲歩の姿勢を示していった。問題は、前年のような辞退や比率譲合等の「例外ヲ認メ」ず、輸出分担比率を生産比によることにした点であり、住友に対し、これまで以上に輸出負担を増加させることが要求されたことについた。カルテル協定の内容から言えば、生産問題を除外したことにより、前年一月の販売協調の見直しという側面が強かつたが、すでに述べた通り、住友は、対米原料銅輸出に参加せず、実質的な輸出負担は軽いものであつたから、水曜会の生産比率による分担という要求は、これまでの経過からみて一層強いものであつた。

この方針について、三月三日に住友を交えて東西連合水曜会が開かれ、具体案が検討された。その結果、四月以降の需給見直しによって、月二〇〇〇トンの過剰が生ずることを前提として、これを輸出することとし、三月末の滞銅約一万トンについては、過剰銅月二〇〇〇トンの処分方法が決定後まで棚上げされることになった。分担方法については、水曜会は既述の方針に従つて、「四月以降ノ新過剰ニ對スルモノ」との理由から、生産比率によることを主張したが、これに対して住友は、「生産比ト云フ事ニテハ住友社ハ纏ルコト困難ニテ、此事ニテ或ハ入會問題ニ支障ヲ來スナキヤニ恐ル、從來交渉ハ内地賣ニ就テハ諒解アリタシ、當社ハ未ダ會員ニアラザル故之ヲ除外シテ水曜会ノ問題トシテ論議セラレタシ」と要求したため、決定をみなかつた（東京水曜会、一九三〇・三・三）。

それまでの販売協調が輸出を含まないという見解は、事実誤認であったが、住友側も水曜会の強硬な姿勢を全く「豫期セザルコト」であつただけに交渉は難航した。住友からみれば、前年後半に販売協調を有利にするために生産を拡大しており、それが輸出負担に反映するとすれば、過大な犠牲を強いられることになつたからであろう。そのため住友は「生産問題」には触れない約束であつたと主張し、生産比ではなく、国内販売比率などを基準とするよう要

求した。しかし、水曜会は、住友の藤倉向販売（自家消費扱）の増加を認めただけに、それだけ住友の国内販売比は減少していたから、住友の希望を容れれば輸出を実質的には古河を除く三社で実行する他なく、到底妥協しえなかつた。

約一ヶ月の間、住友内部で、住友別子、住友電線、住友合資などで協議が続けられ、水曜会も、古河合名理事長鈴木恒三郎に依頼して住友合資理事小倉正恵と会談し、その意向を伝えるなどの方策を講じた。しかし、アメリカ銅輸出業者組合との協定の切れる三月末になつても、住友から回答を得られず、水曜会は対欧米輸出再開に直面して、方針再検討を迫られたのであつた。とりわけ、「入會問題ニ支障ヲ來ス」との住友の申出は、水曜会としては、長く放置しえなかつたからである。

四月五日、水曜会は、前回の提案を「一応御預リスルコトニシマシテ理屈抜キニ」「話ヲ纏メ」ることとし、①輸出については、月四〇〇トン（二〇%）を住友負担とする代りに、②「直チニ別子社ノ水曜会加入ノコトヲ」決定のうえ書面に調印するよう、求めることとなつた。しかし、住友は、協調成立の場合に四月一日に溯及して輸出分担に応じる旨解答したもの（二〇%<sup>(8)</sup>）については不満であった（東京水曜会、一九三〇・四・九）。この間、水曜会は住友電線からの製品輸出商談については、協調不成立の場合には、住友別子が全量引受けることを条件に月二〇〇トンまで応ずる方針を探つた。これは住友別子の了解のもとにすめられたことであつたから、別子としても、住友電線の利害を考慮して一〇パーセントまでは引受けたことが知られる（大阪水曜会、一九三〇・四・一五）。

輸出分担比率をめぐる交渉は、四月二三日に、住友側より、月三〇〇トン（一五パーセント）、但、六カ月間に限り、「以後ハ御免蒙リタン」との対案が提示され、ようやく妥結に向つた。水曜会は、住友案を「此際止ムヲ得ザル事トシテ」認め、住友が六カ月間一五パーセント負担、他の八五パーセントは四社が生産比によつて分担することに決定

した（東京水曜会、一九三〇・四・二六）。その比率は、藤田一四、三菱一六、日鉄三一、古河二四であった（連合水曜会、一九三〇・四・三〇）。また、入会問題についても、住友の希望を容れ、「當分現状維持程度ニテ販賣協調ヲ持続スル事」とし、五月一日に、右の要項を住友に回答した。

これに対し、住友は、進行中のワイヤロッド大口輸出計画（後述）について、四月分より分担することを了承し、あわせて、その加工製作について「住友電線へ仕事ヲ分與セラレタキ點ヲ申添ヘ」た（大阪水曜会、一九三〇・五・二）。かくて両者は、輸出分担を含む販売協調について大筋で合意し、その後、協定の細部にわたる具体案や、懸案の住友の販売超過分の処理等を決定し、五月一六日の水曜会で住友を含む五社が、協定成立を確認したのであった。<sup>(9)</sup>

水曜会は、六ヶ月の期限付とはいえ、住友の輸出分担一五ペーセントを認めさせることに成功し、ともかくも両者の決定的な対立は回避された。しかし、協調の条件は、当初案と比べて大きく後退したことは否定できなかつた。輸出分担について比率の点で譲歩しつつ、妥結をいそいだ感があつたからである。その理由は、住友の入会辞退というような決裂を避ける必要があつたことが重要であろうが、同時に、四月一五日にアメリカ銅輸出業者組合が、それまでの一八セント価格支政策を放棄して、一四セントに基準価格を引下げたため、市況悪化が進むおそれがあつたこと、しかもそのなかで、次に述べるように、対ヨーロッパ輸出商談が進行中であり、成約を急ぐためには、交渉を長引かせるわけにはいかなかつたからであつた。

### 3 輸出計画の進捗

対欧米輸出中止の期限が切れる三月末、水曜会は、アメリカ銅輸出業者組合から、かねて問合せ中の日本の対欧米銅輸出に関する組合の方針についての回答を受け取つた。その内容は、前年秋のように組合が水曜会の輸出銅を一括して買上げる方針を継続する意志がなく、日本銅の対欧米輸出を放任するというものであつた。<sup>(10)</sup>

そこで水曜会は四月五日の会合に三菱商事関係者の出席を求めて輸出方針を協議し、輸出窓口を一本化し、極力歐州市場の実需筋に販売することによって、市価への悪影響を緩和することとした。輸出窓口は、古河電工がブリティッシュメタルと代理店契約があることを考慮し、ワイヤロッドについては古河電工よりブリティッシュメタルへ月約一〇〇トン、ワイバーバーおよびカソードは三菱商事倫敦支店にて月一〇〇〇～一五〇〇トンと決定した。とくに三菱商事に対しては、「小刻ミニ賣出ス如キ姑息ナヤリ方デハ最初少々値賣り出来テモ大量賣リコナシハ困難故初メヨリ成ル可ク少數ノ大口實需求家又ハ有力商人ニスライヂングノ方法ニ依リカソード又ハワイバーバー毎月千屯乃至千五百屯六ヶ月間契約シ度シト」の電文照会が送られた（四月七日）。水曜会は、前年の製品輸出原料供給の際には極力避けていた長期契約を認め、過剰銅対策に継続的に取り組む方針を明確化したのであった。輸出数量を合計で月二〇〇〇～二五〇〇トンとしたのは、すでにふれた通り、三月初めの見通しで、四月以降月二〇〇〇トンの過剰銅が生ずる見込みであったことに基づいており、三月末滞銅約一万トンの処分は別途方策を講じることとしていた。その点でも、今回の輸出計画は前回のそれとは異なつていた。生産制限が実行しえず、消費減退が不可避という状況下で滞銅の累増を抑制することが目的とされていたからである。

ロンドン市場での商談は極めて順調に進み、四月一二二には古河電工とブリティッシュメタルとの契約が、五月以降ワイヤロッド月一〇〇〇トン六カ月計六〇〇〇トンの条件で成立した旨の報告があつた。価格については確實な資料を欠いているが、各月半量づつ、ロンドン金物取引所掉銅相場を基準とするスライド方式によつて決定されていたようであつた。

三菱商事口については、当初倫敦支店は月一五〇〇トン六カ月合計九〇〇〇トンを引受けける意向を示したが、ちょうど、米国組合の輸出価格引下げとぶつかつたため合計六〇〇〇トンに変更され、五月初めに最終決定をみた（東京

水曜会、一九三〇・五・三)。条件は五七月、月二〇〇〇トン合計六〇〇〇トン、価格は現品積載船揚港到着の週のロンドン金物取引所電気銅相場平均より、ワイヤバーはトン当たり一五シリング引、カソードは同じく二ボンド一五シリング引であった。

この一口の大口輸出契約の成立によって、水曜会は予定していた過剰銅輸出月二〇〇〇トン六カ月合計一万二〇〇〇トンの計画を全量満足させることができた。輸出価格がロンドン市場相場に対するスライド方式によつたことがこの成功の原因であった。というのは四月半ばにアメリカの輸出業者組合の価格引下げがあったとはいへ、組合は依然として輸出価格の規制を続けていたから、すでにふれたようにロンドン相場と米銅輸出価格に乖離が生じ、実勢価格を示すロンドン相場に準拠する値極がヨーロッパ市場で好感をもつて迎えられたからであつた。また、とくにワイヤロッドについては、アメリカの輸出が割高であるなかで、ロッド加工を行なう産銅国が他にほとんどなかつたことも好条件となつたようであつた。そのため、大口契約とは別に古河電工や住友電線を介して、二〇〇〇~五〇〇〇トンのワイヤロッド輸出引合も少なくなかつた。<sup>(12)</sup>

こうした状況を利用して水曜会は、五月初旬に、棚上げされていた三月末滞銅の処分にも着手することとし、大口契約一口を除く輸出は、この滞銅処分と見做すとの方針のもとに、その分担比率を住友・古河を除く三社の三月末滞銅比によることとした(東京水曜会、一九三〇・五・七)。三社の三月末滞銅合計は一万四二九トンで、その輸出比率は、藤田二五、三菱二一、日鉱五四であつた。<sup>(13)</sup>

しかし、大口契約のうち三菱商事分が五七月各二〇〇〇トンとなつたこともあって、荷締が必ずしも順調とはいはず棚上分による代出荷が行なわれたこと、四月半ばの國際相場急落のもとで、製品輸出向原料供給に関する購買会との申合せの見直しが必要になつたこと、などの条件が重なつて滞銅処分の進捗ははかばかしくなかつた。荷締につ

いては、古河電工口が日光でロッド加工することから、古河銅、藤田小坂銅、日鉱日立銅が優先的に充当され、そのため、とくに古河には三菱商事口への供給の余裕がなく、住友別子についても後述の住電口輸出原料供給の必要から同じような状況が生れ、残り三社の代出荷が行なわれ、事後的に精算された。<sup>(14)</sup>こうした方法は、輸出荷締に際して水曜会がその組織性を發揮し、運賃等の節約を図つた好例であったが、反面で、過剰銅輸出が一挙に実行されたことでも一般的な内容であったが、その骨子は次のようなものであつた。

他方、購買会との申合せについては、ニューヨーク相場の崩落した翌日の四月一六日に水曜会は、申合せの一時停止を購買会に申入れることに決定し、新たに「輸出製品向原料銅特別値段供給ニ關スル取扱要旨」を作成し、購買会との交渉を開始した(東京水曜会、一九三〇・四・一六、一八)。「取扱要旨」は、対購買会供給に限らず、仲銅向も含む一般的な内容であったが、その骨子は次のようなものであつた。

#### 輸出製品向原料銅特別値段供給ニ關スル取扱要旨

- (一) 本特別供給ニ付テハ從来ノ供給先以外可成範囲ヲ擴張セザルヲ主旨トシ水曜會及別子社ニ於テ責任ヲ以テ充分監督シ得ル工場ニ限り特ニ協議ヲ經テ此ガ供給ヲナスモノトス
- (二) 本特別供給ヲナス製品ノ範囲ハ電銅ヲ原料トスルモノニ限り大部分ヲスクラップニテ製作シ得ルガ如キ製品ニ對シテハ原則トシテ原銅ノ供給ヲナサザルモノトス
- (三) 輸出製品向原銅ノ値段ハ製品賣約ト同時ニ此ガ取極メヲナスヲ妨げザルモ原銅ノ引渡期日ハ製品輸出免狀ノ提示アリ次第相當含有銅量ヲ都度引渡スコト
- (四) (即チ原銅ノ引渡ハ製品積出ノ直後ナルコト) 故ニ當初ノ原銅ハ假ニ各工場ニテ手當ヲ要スル譯ナリ
- (五) 原銅供給ノ約定期限ハ當月込ノ三ヶ月ヲ限度トスルコト
- (六) 每月供給最高量ノ限度ヲ置キ且フ値頃ニヨリ何時ニテモ水曜會ノ都合ニテ本特別供給ヲ打切り得ルコト
- (七) 本特別協定ニ依ル供給原銅ハ絶對ニ轉賣ヲナサザルコト

(イ) 本特別供給ヲ為ス期間中ハ保稅タルト税濟タルトヲ間ハズ外國產ノ銅真鍮地金及ビスクラップノ買付ヲ為サムルコト

但水曜會ノ供給銅價ノ如何ニヨリ各工場ガ不引合ナル際若シ安値ノスクラップガ市中ニ浮動シ居リ各工場ニ於テ此ガ買入ノ希

望アル場合ハ相互ニ協議ノ上例外トシテ此ヲ認ムルコトアルベシ

(ロ) 本特別供給ノ開始期迄ニ有スル各工場ノ保稅銅數量ヲ豫メ原簿ニ據リ通告ヲナシ置キ以後毎月末帳簿數量ノ移動ヲ證憑ニヨリ

通知ヲナスコト

(東京水曜会、一九三〇・四・一八)

供給先の限定、転売・輸入の禁止等の原則は變っていないが、申合せとの対比でいえば、原料銅の引渡しを製品積出後とし、解約予告期間を廃した点で中合せより厳しい条件が付され、伸銅向等の取扱に購買会向をも準じさせようと意図していた。とくに問題となつたのは引渡時期の変更であり、購買会はこれに強く抵抗した。水曜会は「銅界不況、滯貨激増ノ折柄貴會ニ於テモストックヲ御持チ願度キ趣旨ナルコト」を説明し(二四木会、一九三〇・五・一三)、「工場側トシテモ輸出製品ノ操業が相當ノ利便ヲ伴ヒ居ル」ことや「伸銅關係ニテハ住友藤田ノ自家消費工場ニモ同様既ニ實行シ居レル」ことを理由に購買会の同意を求めた(大阪水曜会、一九三〇・五・三〇)。しかし、購買会もその主張を譲らず、交渉が長びくなかで市況悪化が深刻となつて、結局、両者は、六月下旬の一四木会で、それまでの製造期間四カ月を裸銅線二カ月、被覆線三カ月に短縮すること、特別値段の決定を買銅契約時とし從来の算式を廃止すること、銅引渡時に内地値段にて代金を支払い輸出免状提示後に差金を払戻すこと、などの変更を認めることで合意し、問題の解決がはかられた(二四木会、一九三〇・六・二十四)。引渡時期についての水曜会の主張は実現しなかつたが、価格決定の方法、代金精算の手続等で購買会の讓歩を得たのである。

こうした交渉が続けられているなかで、輸出商談は海外相場の先行不安から進展せず、滯銅処分は、先行した過剰銅輸出ほどスマートにはすすまなかつた。この間、成約をみた輸出商談は、住友との販売協調成立によつて水曜会か

らの原料銅供給の障害がなくなつた住友電線経由のものであつた。住友電線は当初、古河電工口のロッド輸出にて分担加工を希望しており、水曜会も古河電工もこれを認める方針であつた。<sup>(16)</sup>しかし、買手側が住友電線加工のロッド引取を拒否したことから、同社も独自に輸出商談をすすめることとなり、水曜会も、これに対し優先的に原料供給することになったのである(東京水曜会、一九三〇・五・二二)。

具体的には五月中旬に引合のあつたスタンダードテレフォン社向のワイヤロッドないし銅線の輸出商談であつた(大阪水曜会、一九三〇・五・一九)。しかし、これも条件面で必ずしもスマートに成約できたわけではなかつた。買手側は六月より月二〇〇トン一二カ月の長期契約を希望したからである(東京水曜会、一九三〇・五・三〇)。水曜会は前例のない長期取引であり、市況の先行如何によつては相当の負担をおう危険があること、また、月額量が少ないため在庫増による金利負担増加を軽減するメリットが少ないと、などの理由もあって期間の短縮を希望した。結局この希望は認められなかつたが、長期取引にはもう一つ問題があつた。それは、三〇年一一月以降の住友別子の輸出分担についての協定が未決定のままで住友電線への輸出原料供給に応じるとすれば、滯銅処分三社の負担によつて住友別子に国内販売の余力を与える可能性があつたからである。交渉の結果、三〇年中の引渡量一四〇〇トンは滯銅処分口として処理し、三一年一月以降については、住友が一五パーセント(一五〇トン)を引受けることで合意した(東京水曜会、一九三〇・六・二、但、商談成立は六月二八日)。しかし、こうした解決方法は二月以降の分担問題についての根本的な検討を先にのばしただけであつた。

#### 4 減産問題の登場

この間、市況は四月以来悪化の一途をたどり、輸入採算は六月に六〇円台(月平均)と三月比三割安となり、さら

についても考慮せざるを得なくなつた。しかし、その具体案をまとめるためには、住友との協調関係の一層の緊密化が必要であった。というのは、前年の交渉以来水曜会は「生産問題には触れない」ことを前提としていたからである。しかも過剰銅輸出負担の比率についても、水曜会は生産比によるとの立場を変えておらず、暫定的に住友の分担率一五パーセントで妥協していたとはいへ、犠牲輸出が長期間継続するとなれば、この点の改訂も必要と考えていたからである。

このうち減産については六月一八日に「生産量ノ制限ヲナスノ英断モ亦已ムヲ得ザルコトト思ハル、ガ別子社ト先般交渉ノ際ニ於ケル行キ懸リモアリテ直チニ別子社ノ意向ヲ尋ヌルコトモムズカシキ故水曜会トシテ適當ナル方法ヲ研究スルコトトシ……取敢ズ買鑛量ヲ値段ノ上ヨリ調節スルコトガ捷徑ナレバ鑛石會トシテ其手段ヲ講ゼラル、コトヲ希望スル旨決議」した（東京水曜会<sup>(17)</sup>）。これに呼応して鉱石会は七月初めに「買鑛建値改定ノ件」を協議し、輸出銅が増加している際に買鑛価格の標準を内地相場にのみおくのは不利であるとの理由で、「買鑛建値ハ水曜会建値ノ最少百廷拾七圓引ヲ標準トス」ること、「一社ニ於テ買鑛不調トナリタル鑛石ハ他社ニ於テ之ヲ買鑛セザルコト」、現有の買鑛契約の内容を各社が提示することなどを決議した（鉱石会、一九三〇・七・一）。事態の経過からみて、この決議は水曜会の希望に沿つて買鑛価格を引下げ、壳鉱々山に負担を転嫁しつつ鉱石買入れ量を削減し、もつて銅の生産を制限しようとする目的であったと言つてよい。しかし、その内容は、鉱石会のカルテルとしての性格に重要な変更を加えるものを持んでいた。硫化鉱の硫黄分販売の統制を目的とした鉱石会が、買鑛全般に対するカルテルへと統制の対象を広げることを意味したからである。そのため、この決議は各社の思惑もあって翌日には但書が追加され<sup>(18)</sup>、さらに住友が建値引下げ以外について留保を申入れるなど（鉱石会、一九三〇・七・四）、容易に実行に移されず、結局、七月下旬に住友別子が「買鑛ニ就テハ協定ノ範圍外」と回答したのを最後に、以後審議されないまま有邪無邪

に終つた（鉱石会、一九三〇・七・二五）。こうして、買鑛面からの減産実行は十分には実現しえなかつた。<sup>(19)</sup>

住友別子が買鑛全般の統制を始めるのに抵抗した理由は何であつたろうか。買鑛面からの生産制限を実行するとなれば、相対的には買鑛依存度の高い方が減産の効果が大きく、生産シニアの低下を迫られる筈であつた。その意味では藤田・日鉱に重く、住友・古河・三菱には軽い負担であつた。しかし、住友別子にとっては、別子鉱石が硫化鉱であることから買入鉱石は主に塩基性鉱石であり、硫化鉱に対する鉱石会の統制には鉱石（硫黄分）の販売者として関与していただけであつた。その点では、自山鉱の焙焼先の割当と買入硫化鉱の焙焼経路について、つまり、買鑛の一部に対しても鉱石会のカルテル規制に服していた日鉱、三菱などと異なつてゐると思われる。住友別子の資料を欠くため推測の域を出ないが、こうした事情もあつて、最終的には、住友別子の抵抗のために、前述の決議は実施に至ららず、買鑛面からの生産制限の試みは不十分なままに終わったのである。

他方、輸出については、ロンドン・ブランダイス社から三菱商事に対して輸出継続の「意志」の有無についての照会があつたのを機に協議し、六月下旬、次のような方針で臨むこととなつた。

現状ニ於テハ績テ輸出ノ必要アリ、然ルニ商談ノ模様ニヨリテハ十一月以降ニ宣ルナキヲ保セズ、而シテ十一月以降モ過剰銅ヲ生ズベキガ故ニサル場合ニハ住友別子社ニ輸出参加ヲ乞ハサル可ラズ、シカモ今日四閏ノ事情ハ現在ノ比率ニテハ水曜會ノ忍ビ能ハザル處ニシテ別子社ト雖モ恐ラク生産比率ニヨルコトニ異議ナカルベキモノト思ハル、故是非此際其承諾ヲ得テ本商談ヲ進メタキヲ以テ至急大阪側ヨリ住友別子社ヘ交渉ヲ乞フコトトシタシ

（東京水曜会、一九三〇・六・二六）

これに対し住友別子は国内販売の協調を切り離して協議を進めることを希望し、生産比率による分担には応じ難いとの方針を崩さなかつた（大阪特報、一九三〇・六・二八）。そのため、水曜会は、生産比率分担に応じないならば「大臣ナリ商工大臣ナリ産業合理局ナリ公明ナル向ノ裁断ヲ仰グベシ」との強硬姿勢を示しつつ（東京特報、一九三〇・

七・一二)、中断していた滯銅輸出について、七五〇〇トンを八・一〇月の三カ月に船積する方針で三菱商事を経由した大口輸出として進めることに決定した(連合水曜会、一九三〇・七・三)。この商談は二日後月二〇〇〇トン三カ月、計六〇〇〇トンで五月の過剰銅輸出よりやゝ有利な条件で成立した。その結果、水曜会は一〇月までの過剰銅及び三月末滯銅の大部分(残は滯銅約二〇〇〇トン)を犠牲輸出によって処理することが可能となつた。一一月の対住友販売協調の改定まで生産過剩による在庫累増の懸念をとりあえず解消したのである。

こうした状況のもとで交渉が再開されようとしていた矢先、七月中旬に『日刊工業』紙上に住友別子が今治港経由で支那銅滓を輸入していることが報道され<sup>(20)</sup>、水曜会と住友別子の間が一時険惡となる一幕もあつた。問題は第一に、二九年一一月の協定成立時に小倉理事及び住友別子が過去の銅滓輸入を遺憾とし、今後輸入の必要があれば事前に協議する旨申出ていたことに対する明確な違反と判断されたこと(大阪水曜会、一九三〇・七・一七)、しかも第二に水曜会が浮遊銅対策の一環として支那銅滓輸入の防遏をはかるため税関当局に働きかけ、神戸、大阪等の税關では原銅輸入として関税を賦課するようになつていていたのに対して、今治では未だ無税扱いであったことを幸いに住友別子が輸入を継続していたこと、そうした方針が水曜会の統制に対する逸脱行為と考えられたことであつた。そのため、この事件を契機に水曜会の姿勢は一段と強硬なものになつた。

これに対し、住友の対応はやゝ混乱をみせたが<sup>(21)</sup>、そのなかで次のようなことが明らかになつた。一つは、銅滓輸入が「別子トシテモ千五百噸前後迄ノ產出ヲ繼續スル為メニ(必要な)品繰上ノ輸入」であつたことである。このことは、別子の生産量の申出一五〇〇トンがその能力からみてやゝ過大であつたこと、従つて、国内販売余力の算定に過大評価があることを自ら認めた結果になつたのである(大阪水曜会、一九三〇・七・一七)。もう一つは、別子が輸出分担に消極的な理由が、「何分別子は生産費が最も高い」ことがあり、それまでの自家消費機関云々の立論が名目上

の理由であつたことが明らかにされたことであつた<sup>(22)</sup>。

かくて住友別子は自らの弱点をさらけ出した恰好になつたが、これに対し水曜会は即時入会と生産比による輸出分担という従来の主張をくりかえし、両者歩みよりをみせないままに約一カ月余りを経過することになつた<sup>(23)</sup>。

## 5 住友の新提案

八月末、事態を開拓するために住友側は新たな提案を行なつた(鷹尾・飯田・宮原・浜田交渉)大阪水曜会、一九三〇・八・二八)。その内容は、従前通り輸出分担率を一五パーセントとする代りに、「減産ラシタ場合ニハ其減産相當量丈ヲ輸出量ヨリ差引」くという実数置換を認めるものであつた。過剰銅月二〇〇〇トンとして住友の負担は三〇〇トン、協定生産量一五〇〇トンをベースとすれば住友は二割減産して二二〇〇トンになれば輸出負担を免除されるというこ<sup>(24)</sup>とである。住友の提案の背景には、支那銅滓輸入が問題化し、無税輸入が困難になつた事情のもとでは、前年のことなく国内販売シェア確保のために一五〇〇トン水準の生産を維持することがむずかしく、輸入原料のメリットが失なわれた以上、その分を減産し、これによつて輸入負担を軽減する方が有利との判断があつたようと思われる。また、生産費が高く輸出価格による損失負担が他に比べて大きいため、減産による損失の方が小さいとも説明された<sup>(25)</sup>。

先の買鉱統制を別にすれば前年來の交渉が生産量を問題にすることを棚上げにしていたことからみると、この提案は全く新たな内容を含むものであり、間接的には四社に対しても減産を実行して過剰銅輸出を削減する方針を探るよう求めたとみられなくもない。しかし、同様のベースで四社の減産率を計算すると、過剰銅差引一七〇〇トンを減産するとして、四社合計生産量は三〇年中平均約五〇〇〇トンであつたから、三四パーセントとなり、両者の差は歴然としていた。過剰銅の輸出分担が生産比によらない限り、こうした差が生じるのは当然であつたが、住友が既得権として一五パーセントを主張する限り、右に示された提案は四社の受け入れうるところではなかつた。他方、大口輸出を

継続することを前提とすれば、住友が任意に減産することを認めても輸出計画自体が成り立ち難く、場合によってはこれまで以上の分担を強いられることが十分に考えられた。もちろん、買鉱統制の議論から知られるように両者間に減産の実施が必要という原則に関してそれほど大きな隔りがあったとは言えない。問題は、減産の方法と、それが国内販売なり、輸出分担にどう関係づけられるかであった。その点では、両者の主張には、まだ隔りが大きかったのである。<sup>(26)</sup>

そのため、水曜会は事態の早急な解決が不可能と判断し、九月中旬にロンドンから輸出引合があつたのを機に一ヶ月以降の過剰銅輸出を計画することになった（東京水曜会、一九三〇・九・一七）。具体的にはブリティッシュメタル社から古河電工に月一〇〇〇～一五〇〇トンのワイヤロッド輸出の引合があつたのに対し、品線の関係や減産含みの状況を考慮して商談を進めることに決定した。その結果、二〇日には古河電工経由ロッド月五〇〇トン、三菱商事経由バード月二〇〇トン、カソード月六〇〇トンの一三〇〇トンが一ヶ月と一月の三ヵ月間の契約で成立した。このように、それまでの過剰銅輸出と同様に対外交渉は、比較的スムースに進んだ。しかし、バードの輸出はともかく、ロッド輸出については、前年来度々問題となつたように住友電線に対する処遇をめぐって再び論議を生み、対住友交渉に重大な影響を与えることになったのである。

住友電線加工によるロッド輸出は、すでにふれたようにブリティッシュメタル社が住友の加工には同意しなかつたことから、次善の策として三一年中の輸出について別子が原料供給の一五パーセントを負担することを条件に六月末に月一〇〇トン一二カ月のスタンダードテレフォン社向輸出が決定されていた。住友電線はさらに別口として六月に計一二〇〇トンのロッド輸出の原料供給を水曜会に希望した。しかし、水曜会は対住友別子との輸出分担に関する交渉がまとまるまでその解答を保留していた。そのため九月中旬の輸出計画立案に際しても、住友電線が示したスタンダード

ードテレフォン社向月一〇〇トン一二カ月という新商談が認められず、半製品輸出の委託加工において古河電工に比べて住友電線が著しく不利になつたのである。<sup>(27)</sup>

共同購買会の一員として古河電工と協力関係にあり、同等の資格で二四木会協定を通じて水曜会から原料銅供給を受ける立場にあつた住友電線は、右のような事態の打開を強硬に水曜会に申入れた（大阪水曜会、一九三〇・九・一九）。また、住友別子も住電口については一五ペーセント引受けるので輸出に関し「住電社ノ方ヲ優先的ニ考慮」してもらいたいと申出している。これに対して水曜会は、輸出負担に関する交渉経過を住友電線に説明し、「別子社ニ對スル根本協調ノ回答ト切離シテハ決シ難キ故」と回答を保留し、商談の進行を認めなかつたのである（大阪水曜会、一九三〇・一〇・二）。

この間、住友電線は輸出とは別に、住友合資の了解のもとに、原料銅一五〇〇トンを輸出入相場の平均価格程度で水曜会から買受け、国内向製品の見込生産を行なつて在庫として貯蔵したいと申出た（大阪水曜会、特報一九三〇・九・二〇）。その理由は「當社トシテハ不況對策ヨリ職工維持ノタヌクスルコト」と説明されている。操業の維持継続が住友電線にとって緊急の課題であり、輸出半製品の委託加工を希望していた理由がここにあつたことも疑いない。しかし、水曜会は、国内向としては価格が安く、一種の「恩恵」であるとの判断から、この申出も拒絶した（東京水曜会、一九三〇・九・二〇）。

こうして住友電線は、水曜会の厳しい対応のために、自らの利害を追求するうえで是非とも住友別子と水曜会との本格的な協調関係の樹立を実現していかねばならなくなつたのである。前年同様、水曜会は住友電線を介して問題を住友財閥内部の調整によって打開することを目論んだと言つてもよい。対応策を協議した住友電線は一〇月初旬、同社の方針を水曜会に対して次のように申出している。

住電社トシテハ同社ノ立場ヨリ別子ハ對水曜會主張ガ穩當ナラズト云フ意見ニ一致シ七日ノ本店理事會へ種々進言シ（輸出問題ニ付別子ノ自家消費二〇〇%主張、水曜會ノ生産比一律主張何レモ當ヲ得ズ自家消費ヲ五〇%位ト見テ一二〇〇屯生産ノ場合ニ於テモ半額ノ六〇〇屯ニツキテハ或ル程度ノ引受ヲ為スベキモノナリト主張シ居レリ、若シ此主張ガ通ラザル場合ハ住電輸出量ハ別子ニ於テ貯フ様申出デ居レリ、右二点聞入レラザル場合ハ住電トシテノ自衛權——其意味ハ判明セザルモ別子トハ別個ノ行動ヲトル意味ナラン——ヲ主張スル筈ナリ）居レル關係モアル故対別子ノ回答ニツキテハ諾否ノ外別ニ對案ニテモ差出サレテハ如何、兎角充分慎重ニ姑ク經過ヲ見送ラレタル上ノ回答トセラレテハ如何

（東京水曜会、一九三〇・一〇・六）

このようすに住友電線は住友合資理事会に対して、別子と水曜會の妥協点を見出すよう進言し、別子の動きを牽制していった。これに呼応して水曜會は、住友別子に対し八月末の提案は受諾不可能であり、このままでは国内販売協定の継続も難しいと回答した。さらに、九月以降別子が住電向自家消費銅不足を理由に水曜會から買入を希望した件に対し、こうした状況にある以上、市中売（九月中一〇九トン）を直に停止するよう要求した（大阪水曜会、一九三〇・九・一〇）。

以上のような動きに対し、住友別子は一〇月下旬に鷺尾常務が水曜會代表と会談して修正案を提示した（一九三〇・一〇・二四）。その内容は基準生産量を一五〇〇トンから一三五〇トンに引下げ、差額一五〇トンは従来の過剰銅輸出分担三〇〇トンから差引く、従つて、一三五〇トン生産で一五〇トン負担を前回の提案と同様に引きうけ、一二〇〇トンまで減産した場合にも五〇・七〇トンは負担することに修正するというものであった。つまり、若干の輸出負担増を認めたものの、提案の実質的な内容は前回と同様に減産への志向の強いものであった。

これに対し水曜會は、計算の基礎になつて一五〇〇トン、一五〇%が実績とは異なるものであり、減産を論じるベースとなりえないとして「當方ヨリ譲り合セヲナシ得ザルモノ」と認定し、「貴方が水曜會ノ希望ニモットモソト

接近シテ下サルコトヲ熱望致シマス」と回答したに止まつた（東京水曜会、一九三〇・一一・一一）。そして、別子提案では住電口大口輸出には依然応じられないばかりか、一二月以降の購買会向小口輸出原料供給についても住友電線経由については別子から原料供給を受けるよう求めた。<sup>(29)</sup>

このように八月末からの交渉において水曜會はかなり強硬な姿勢を堅持しつづけた。その理由の一つは、住友電線の動きに示されるように住友内部の状況に亀裂が生じており交渉を有利に運びうるとの判断があった。さらに、住友別子が自家消費向も不足するほど販売余力を落としていたため、国内市場統制に関する協定の継続の意義が小さくなつていていたことが指摘できる。国内販売がないとすれば住友電線の輸出について原料供給を拒絶して別子が単独で引受けざるを得なくすることも可能であった。その限りで状況は水曜會にかなり有利であり、住友側が追いこまれた感があつた。<sup>(30)</sup>しかし、同時に、水曜會の内部事情も考慮しておく必要がある。それは、住友別子提案が減産による輸出分担の軽減という方法で、実質的な減産方式を示したことに関係している。つまり、この方式では住友や古河のように自家消費の大きいところでは、需要の減退に応じて自家消費部門が国内向製品製造に必要な量にまで銅生産を制限し、これによって一方で輸出による損失をも免れうることを意味したからである。他の三社からみれば、住友電線や古河電工が操業率の維持のために希望していた委託加工の原料供給を一方的に押しつけられるわけである。<sup>(31)</sup>別子提案を受諾すれば古河への適用が論じられる可能性が高く、その場合には水曜會において古河と他三社の利害対立を生みかねなかつた。輸出分担について生産比率適用を強硬に主張した背景にはそうした事情があつた。もちろん、こうした矛盾は、住友と同一比率で減産を実施したときに他社にも過剰銅を生じなければ起こりえないものであつたから、<sup>(32)</sup>一〇〇トン生産、一五ペーセント負担という前年の協定の前提となつた妥協点の両方に改訂を必要とするものだつた。

## 6 生産制限協定の成立

1930年代の産銅カルテル(二)

解決の系口は、一一月中旬、アメリカ銅輸出業者組合を通して国際減産協定への参加要請があつたことによつてもたらされた。当時銅協会を基盤にアメリカ産銅資本が減産協定を締結し、国外の産銅資本に参加を呼びかけていたことはすでにふれた（本稿（一）、一八）一九ページ）。その一環として、日本に対しても欧州市場への輸出制限と減産を要請してきた<sup>(33)</sup>。アメリカの要請が具体的にどのような内容であつたかを確認する資料を欠いているが、アメリカ銅の対東洋市場向輸出制限を代償にしていたようであった。一八日より対応策の協議を始めた水曜会は一二四日、「減産及歐洲輸出制限ヲナスコトハ已ムヲ得ザル状勢」として、対欧輸出を月一〇〇〇トンに制限することを前提に減産案の協議を具体化する方針を決定し、交渉窓口となつてゐる三菱商事に対する、次のような回答案をまとめた。

### 米國へ打電案文

水曜會四社（藤田、日鑛、古河、三菱）ハ現在ノ生産月量五、六〇〇屯ヨリ約八百屯ヲ減産シ月產四、八〇〇屯程度ニナスコトトシ住友社ハアウトサイダーナル故直チニ意向取り纏メ難キモ可成ク同社ノ生産ヲモ一、二〇〇屯位ニ縮少セシムルヤウ努力シ結局今後ハ日本全体トシテ月六千屯位ノ生産量トル積リナリ生産ヲ右ノ程度ニ維持スレバ常態ニ於テハ日本ノ產出銅全部ハ國內ニテ消費シ得ル筈ナルモ現在ノ實情ニテハ月ニ相當量ヲ國外ニ輸出スル必要アリ本年五月以来毎月約三千屯ヲ歐洲ニ輸出シ現在モ既ニ去ル九月契約済ニテ本月ヨリ明年一月積ノモノ千五百屯アレドモ右ノ契約完了後ハ若シ米國銅ガ東洋向ニ來ラザルコトナラバ日本ノ歐洲輸出モ月千屯位ニ減少スル見込ナリ右ハ十二月ヨリ實施シ取り敢ズ向フ六ヶ月間位ノ期間ヲ附シテ契約スルコトトシタク而シテ右期間經過後ハ其時ノ事情ニヨリ更ニ改メテ協議スルコトヲ希望ス貴方提案ニ對シ各種ノ方面ヨリ最モ慎重ニ考究フ重ネタルモ日本現在ノ經濟狀態ニテハ右以上ノ減産及輸出協定ハ不可能ナルヲ以テ其邊先方ニ徹底スルヤウ充分ニ説明アリタン

（東京水曜会、一九三〇・一一・二四）

右電文案の打電は日本鉱業の中入れで住友別子との減産協定交渉を進めてからといふことになり、一時見合わされ

たが、アメリカからの減産提案に対する水曜会の態度を明確に示しておいたと言つてよい。四社の減産率は一〇月実績五五六九トンに対して一四パーセントと、アメリカの減産率一五パーセント歩調を合せておいたようであった。しかし、実際には、アメリカでは大手産銅資本が三割近い減産を実行して生産実績をベースにしておいたのに対し、日本ではむしろ生産は高水準を維持したままであつたし、とくに一〇月の生産量は同年の一・一〇月平均五〇六一トン（四社のみ）に比べて一割も多く、実質的な減産率は極めて軽微であった。しかも、すでに欧州向輸出既約分があつたことも理由となつて前年のように欧州市場向輸出の停止という条件を課せられることを回避しようとしていた。そして、結論から言えば、こうした水曜会の対応は、アメリカ側が国際減産協定の成立に全力を集中し、他国（英國等）については比較的寛容であつたことを背景にして、成功したのである。見方を変えれば、それほど大きな負担とはならない国際協定への参加を大義名分に、減産協定を結び住友との協調を深めて国内統制力を強化することに成功したと言つてよい。

もちろん、右のような成果をあげるためにには、まず、生産制限の方法に関して水曜会四社と住友との間に合意が成立しなければならなかつた。生産制限の実行を不可避とした水曜会は、方針決定の翌二五日、大阪水曜会において住友別子に事情を説明し、原則的に同意をとりつけた。住友別子は減産実行をむしろ歓迎し、具体案の提示を求めるのである（大阪水曜会、一九三〇・一一・二五<sup>(35)</sup>）。そこで水曜会は各社が案を持ちよつて協議することとして、一二月八日から連日、東西連合水曜会を開催して具体案を検討した。各案を紹介する余裕はないが、問題となつたのは、二五年七月に締結された「販売銅分野比率ニ關スル協定」に示された「協定生産限度量」（二五年下期協定の基礎となつた産銅量の一割増<sup>(36)</sup>）に対して、三菱・日鉄の二社が大幅な増産になつておいたことである。このうち三菱の場合は二八年から古河水島製煉所の閉鎖に伴い直島で委託製煉を開始したことによつて生じた面が強く、古河の減産に対応するもの

であつた。他方日鉱は二九年から水曜会の了解のもとに増産を敢行し、協定限度に比べて四割を超える増加を三〇年に記録していた。そこで水曜会は三菱の増分については原則として認めることとし、また、二九年以降の増産についても実績として加味する方針で減産案をとりまとめたのである。<sup>(37)</sup>

二月一七日に成立した減産協定は次のような内容であつた。

(1) 期間  
昭和六年一月ヨリ同六月迄ノ六ヶ月

(2) 基礎數字

昭和五年一月ヨリ 十月迄月割生産	昭和三年月割 以上二者平均	五社比率 ノ水曜會四社 比率
八一二	七四六	七七九
一、〇一五	九三三	九六九
一、八六二	一、四二八	一、六四五
一、三七三	一、三〇五	一、三三九
一、四三七	一、三五一	一、三九四
六、四九九	五、七五三	六、一二六
計	一〇〇、	一〇〇、

(但書略す)

(3) 協定生産量

水曜會四社ノノ平均總生産量ハ四、七三三噸ナルモ各社ノ諸種ノ事情ヲ考慮シテ水曜會四社ノ總數量ヲ四、八〇〇屯トシテ先づ比率ニ按分シテ尚ホ各社互讓シテ協定生産量ヲ左ノ如ク定ム

率ニヨリ算出セル數量	四社比率	四社協定量
四八〇〇(トナリ)ノ四社比率	七九〇	七九〇
七八七	九八四	一、〇五〇
九八四	一〇〇、	一〇〇、

日 古 河 住 友 計	藤 田 三 菱 日 鐵 住 友 計	月 數 量 生 產 比
一、六七〇	一、六四〇	四、八〇〇
一、三五九	一、三二〇	四、八〇〇
一、三二〇	一、二七	七九〇
一、〇五〇	一、六九	一、〇五〇
一、六四〇	二六・四	一、六四〇
一、三二〇	二二・二	一、三二〇
一、四一四	二二・八	一、四一四
六、二二四	一〇〇	六、二二四

而シテ(2)ノ平均數字ノ水曜會四社合計四、七三三噸ヲ四、八〇〇(トナリ)ト同様ノ割合ニ依リ住友社ノ平均一、三九四ヲ換算スレバ一四一四(トナリ)ニ據リ五社ノ協定生産量ヲ左ノ如ク定ム

月 數 量 生 產 比	藤 田 三 菱 日 鐵 住 友 計	(2) ノ協定數量ハ六ヶ月通算スルコト
一、三九四	一、三九四	一、三九四

(東京水曜会、一九三〇・一二・一七)

「基礎數字」に一九二八年と三〇年一と一〇月各月平均が採用されたのは、前者が三菱の委託製煉が始まり、日鉱が増産にはいる前であったこと、後者が最近の増産後実績として、であった。協定量はこの両者の平均値を基準に対米交渉回答として予定した四社合計生産量四八〇〇トンに合わせて修正し、同一基準で住友の数値を算出することで決定された。なお、協定成立にあたり、日鉱は「減産協定ノ期間中ハ各社其買鑛地盤ヲ冒サザルコト」を要求し、住友を含めて各社ともこれに同意した（東京水曜会、一九三〇・一二・一七）。また、先の電文案とほぼ同文の回答が三菱商事経由でアメリカに送られた。

表 14 減 産 協 定

	藤 田	三 菜	日 鉱	古 河	住 友	合 計
協 定 量 A	790 t	1,050	1,640	1,320	1,414	6,214
1928年 B	746	923	1,428	1,305	1,351	5,753
1930年1~10月 C	812	1,015	1,862	1,373	1,437	6,499
1930年10月 D	819	1,184	2,117	1,449	1,208	6,777
協定生産限度 E	752	906	1,442	1,505	—	4,605
A/B	106%	114	115	101	105	108
A/C	97	103	88	96	98	96
A/D	96	89	77	91	117	92
A/E	105	116	114	88	—	(104)

〔出典〕『水曜会議事録』昭和5年より作成。

減産協定は、こうして約一カ月余の間に、さほど大きな対立を生むことなく成立した。それは、協定に伴う減産が実質的にはほとんど意味をもたない程度のものだったからである。<sup>(39)</sup> その点は右の「基礎数字」と対照すれば明らかであるが、いま一度整理すれば、表14の如くである。みられるところ、協定量は、二八年実績を基準とすれば増産であり、三〇年実績に比べても、日鉱を除けば数パーセントの減産を課したにすぎなかつた。従つて、主として日鉱の負担によつて対米交渉に必要な減産を実現し、他は現状を追認した面が強かつたといえよう。しかも、日鉱も二五年の「協定生産限度量」に比べれば一四ペーセントの増枠が認められ、同社の地位は相対的には上昇していたから、減産とともになう買鉱の減少によって「地盤」を他社に奪われる危険がないとすれば負担は軽かつたのである。<sup>(40)</sup>

以上の如く、減産協定は実質的な生産削減の意味は小さかつた。しかし、それは水曜会の市場統制に対しても重要な役割を果した。一つは、当面する住友との交渉に際して問題となつていた生産量の基準が実績をベースに四社と同一方法で決定されたことであつた。さらに、これまでの販売協定では実質的な意味が薄れつた「協定生産限度量」に代つて「減産協定」の生産枠が設定され、販売統制をより強力に実行しうるようになつたことも指摘できる。<sup>(41)</sup> 以下、この経過をみておくことにしよう。

## 7 住友の加盟

減産協定が大筋で合意に達した翌一二月一八日、水曜会四社は、まず「協定数量ニ過不足銅」の処理方針を検討し、超過生産量は「協定期間六ヶ月間ハ棚上」、期間経過後に「第一、協定産銅ノ賣レ残り量、第二、昭和五年末ノ滯銅、第三、協定数量ニ超過セル産銅」の順位で販売するとの原則を定めた。また、不足の場合については、六ヶ月通算した実数を基礎に（但し、協定量に達した社は協定量をもつて）生産・販売の比率を算出して各分担量を決定し、超過分担量を国内売・輸出ともに六ヶ月平均単価で「賣リ戻スコト」——つまり、分担不足社から銅を引取り、分担量の超過分を返上すること——にした。これによつて減産協定を超過する産銅に販売面で著しく不利な取扱を課し、協定の実効を期したのである。<sup>(42)</sup>

他方、住友の入会に関しては翌一九日、住友合資川田順常務理事、住友別子鷲尾常務、東京販売店矢島支配人が、三菱鉱業の三谷一二取締役会長を訪問して入会につき斡旋を依頼した（東京水曜会、一九三〇・一二・一九）。両者の対立点は輸出分担率についてだけであり、その点では双方とも從来の主張を繰り返したにすぎなかつた。しかし、前年來の経過からみると、住友別子が国内販売シェアの確保に固執しなくなつており、その点で譲歩していた。もちろん、これはすでにふれたように住友別子の生産が大きく減少し、自家消費分についても不足を生ずるようになつていて、ことに理由を求めることができる。それでも国内販売店の独自な活動を認めるよう再三にわたつて主張したことからみれば、住友側がかなり「妥協的」になつてゐたことは事実であつた。そのため三谷会長は、輸出分担に關する「理論ハ暫ク別途ニ置キ實際問題トシテ住友が現在完成セル自家消費機關ヲ所有スル點ニ敬意ヲ表スル意味ニ於テ」減産協定の生産比率「約二二%ヨリ五%ヲ輕減シタル一七%ヲ住友ノ輸出分擔率トシテ容認スル事ニ就キ水曜會側各社ノ説得ニ盡力スヘキニヨリ其他ノ諸點ハ一切無条件ニテ氣持良ク水曜會ニ入會セラレタシ」と住友側に要請し了解

をとりつけた（同前）。

この調停案に対し水曜会は、古河があくまで経過的な措置として「暫定的ニ五%ノ緩和ヲナスコト」を付帯条件として同意したため、二三日に受諾の方針を決定した（東京水曜会）。こうして住友入会の障害はとり除かれた。その結果、翌三一年一月一〇日、川田常務理事は住友別子が正式に水曜会に入会する旨、三菱三谷会長に申出、同日の水曜会から正式のメンバーとして参加することになった。ここに、二八年未以来の懸案が一応の結着をみたのである。

この間、水曜会は、一二月二二日から三日間、臨時東西連合会を開催して「減産協定」成立に伴う販売協定の改定に着手し、次のような方法によって販売比率を決定することを申し合わせた。

一、昭和六年一月以後ノ輸出割當比率ハ今回協定セラレタル生産協定限度量ノ比率ニ據ル

但 今回ノ協定六ヶ月間内ノ生産量ガ通算ニ於テ生産協定限度量ニ達セザリシ數量ヲ生ジタル場合ニ於テハ依テ生ジタル輸

出分擔ノ過量ヲ調節スルタメ次期ノ輸出比率ノ算定ニ當リ其實量ヲ六分シテ調節比率ヲ定メ次期六ヶ月間ノ比率ヲ算定シ調節ノ結果ト同時ニ此調節ヲ停止スルモノトス、此場合調節比率ノ適用ハ輸出約定ノ順位ニ據ル、

二、内地賣ノ割當第一比率ハ前々月ニ終ル過去六ヶ月間ノ生産實數平均月量ヨリ前々月ノ輸出分擔量ヲ差引キタル残量ヨリ過去六ヶ月間ノ自家消費ノ平均月量ヲ差引キタル販賣可能量ノ比率ニ據ル

但 前記算法ニ用フル生産量ハ昭和五年十二月分迄ハ各月ニ於ケル實量ヲ用ヒ昭和六年一月分以降ハ協定限度量ヲ用フ

尚一、二月分比率ノ算出ニ用フル前々月輸出分擔量ハ現在輸出分擔假比率トシテ適用セル本年四月ヨリ九月迄ノ平均生

産比ニヨリ既ニ假計算トシテ割當タル分擔量ヲ適用ス

尤モ本計算ニ用フル輸出分擔量ニ付テハ過去ニ於テ滯銅比率ヲ以テ各社ノ分擔ヲ確定セル輸出量ハ此ヲ除ク（三菱商事

第二回六千噸口、十二月迄ノ住電大口輸出約定分）

三、滯銅處理ニ關スル第二比率ノ算定ハ昭和六年一月分ノ比率ニ關シテハ本年十一月末ノ所屬滯銅量ニ對シ本年九月迄ノ輸出分

擔量ノ精算尻ヲ加減シテ此ヲ定メ一月以後各月ノ滯銅算定ハ生産ガ通算ニ於テ協定限度量ニ満タザル場合ハ其生産實量ニ據

リテ生ジタル滯銅ヲ本年十二月末滯銅ニ加算シ此ヲ定ム

尚十月ヨリ十二月ニ至ル輸出分擔量ノ精算尻ハ決定次第其月ノ滯銅量ニ加減修正ヲナシ所屬滯銅量ヲ算定スルコト

第二比率ノ算定ニ關スル理想滯銅量ハ第一比率算定ニ用ヒタル生産量ノ比率ニ依リ之ヲ算定ス

理想滯銅ヲ差引キタル残量ニ付六分ノヲ第二比率トシテ加減スル算法ハ從來ト變リナシ

四、昭和六年一月以降ニ於テ協定生産量ヲ超ヘタル生産ニ據リ生ジタル滯銅ハ販賣ニ關スル第二比率ノ適用ヲ受ケザルモノトン

此ガ處理ニ關シテハ別ニ協議決定スルモノトス

（東西連合臨時水曜会、一九三〇・一二・二二と二四）

從来との最大の相違点は輸出分担量をまず算出し、これを自家消費量とともに控除して販売可能量を算出することに改めた点であり、他は基準量の設定に関する決定であった。なお、先に決定されていた過不足銅の取扱いに比べると不足分の処理を「賣り戻ス」ではなく調節率を加減することに改められた。これらの申合せは、住友入会後に同社に説明され、輸出分担率に関しては、協定生産比の五パーセント引として一七・八パーセント、他社は残八二・二ペー

セントを協定生産比で配分して藤田一三・五（協定生産比、一二・七、以下同じ）、三菱一八・〇（一六・九）、日鉄二八・一（二八・四）、古河二二・六（二一・一）と決定された（東京水曜会、一九三一・一・一四）。国内販売比率については、結果的には住友が販売可能量が生じなかつたことから、申合せの説明に止まつた。二九年の販売協調と対比すれば、住友が確保していた国内販売枠は消滅したのである。かくて、住友入会に伴う実際上の処理も済み、水曜会は三年一月より五社による生産・販売カルテルとして市場統制に臨むことになったのである。

(1) 対ヨーロッパ市場への輸出が禁止された三月末まで、水曜会はこれを忠実に実行し、ひきつづきアメリカ銅輸出業者組合との協調のもとで滞貨処分をはかるこを期待していた。そのため、例えば三〇年一月上旬に古河電工に対してブリティッシュメタル社からロッド月二十五〇／五〇〇トン六カ月の引合があつたにもかかわらず、これを一応断わっている（東京水曜会、一九三〇・一・八）。

(2) 日本伸銅組合（議事録では伸銅会と称されている）は一九二六年八月に主要一〇社によつて締結された「共同販売機関創設に関する覚書」に基づいて結成されたもので、各社のロール台数を基準に組合員が出資持分を分担し、ロール製板の共通創

- (3) これらは輸出原料については、二九年七月の伸銅向供給の方針が適用された。
- (4) 帯銅処分策として日鉛提案の棚上案と、これまで同様の「犠牲輸出」とが検討された際、住友側は「輸出」案に好意的で、棚上げや減産には消極的な態度を示した（東京水曜会、一九三〇・三・三）。
- (5) 同じく、三〇年一月末の住友販売割当超過量は二五〇トンに達した（大阪水曜会、一九三〇・二・一七）。
- (6) もつとも、住友が販売比率について抱いていた具体案は「販売ノ機會ヲ比率ニ考慮」し、「普通商談ナレハ誰モカ機會均等ナルヲ以テ比率ヲ算定スル場合假ニ之ヲ五〇%トスレハ五社各其 $1/5$ ヲ保有シ残リ五〇%ヲ販賣量ニ按分スル」というもので、到底水曜会の同意を得られるものではなかった（『對住友打合會、昭和五年二月廿五日』『大阪水曜會議事録』一九三〇年）。
- (7) その主たる原因是四阪島煙害問題によって、製煉銅量を制限されていたことにあつた。具体的には「米英重要時期」について、各四〇日間の一日前製煉銅量一万貫（二八〇・二九年、三〇・三・三）は一〇万貫）、うち各一〇日間は休炉という制限が課せられていた（菅井益郎『日本資本主義の公害問題』『社会科学研究』三〇卷六号、一九七九年、一〇二頁参照）。
- (8) 住友の生産シェアは二九年下半期二九パーセント弱、二九年通年で二二・八パーセント余りであった。
- (9) 懸案の一つであった国内販売に関する住友別子の超過販売（約五四〇トン）については、五月九日に二・四月分の自家消費月二〇〇トン、計六〇〇トンと振替ることとし、「建値ト購買會向スライド計算單價トノ差即百冠ニ付金一圓五〇銭替ニテ合計九〇〇〇圓ヲ住友別子社ヨリ水曜會ニ支拂」うこととして結着がつけられた。この振替によつて生じた水曜会の「売過」分については五月中に住友別子の販売量として割当て精算された（大阪水曜会、一九三〇・六・六）。
- (10) 水曜会は三菱商事紐育支店を介して、帶銅九〇〇〇トン、過剰銅月二〇〇〇トンの輸出が必要であり、組合が日本銅を優先的に販売することを約束すればその販売を委託してもよいと申出ていた。しかし、組合はこれに消極的で日本に対し減産を求めてきたようである（東京水曜会、一九三〇・三・二九）。これに対して、水曜会は直接ヨーロッパ市場に引合うこと、『國內事情ニヨリ減産出来』ないことを回答している。組合が水曜会の申出に対する消極的であつた内部事情は不明であるが、
- (11) 五六日付契約書による（『東京水曜會議事録』一九三〇年）。なお、輸出商談を進めるにあたつて水曜会は、三菱商事倫敦支店に対し、同市場に輸入されるアメリカ製のワイヤーベー等の形状品質を調査するよう依頼し、競争品に対抗しうる半製品生産の準備を行なっている（東京水曜会、一九三〇・四・八）。
- (12) ヨーロッパ市場での競争条件については必ずしも明確ではないが、日本品が品質面では遜色なく、しかも、低価格であつたことは事実であつたようと思われる。この点、やゝ時期がずれるが、三一・三二年に關して後述する（本稿(一)一五三頁）。
- (13) 但、その方法は「假計算トシテ輸出量ノ内毎月二千屯ヲ過剰銅トシテ生産比ニ依リテ出荷シ毎月ノ總輸出量ヨリ之ヲ差引タル數量ヲ三月末帶銅ニ對スル輸出トシテ假出荷スルモ若シ後日輸出不可能ノ場合アリテ四月以降ノ過剰銅トシテノ輸出ガ六ヶ月間通算シテ實際ノ過剰銅總數量ニ達セザルトキハ本項ノ三月末帶銅ニ對スル輸出トシテ計算シタルモノノ戻シ過剰銅輸出計算ニ振向ケ精算スルコト」（東京水曜会、一九三〇・五・七）と、あくまで過剰銅の輸出先達を前提としたものであつた。
- (14) 具体的には過剰銅二〇〇〇トンを超える一〇〇〇トンについては、帶銅輸出と同様の方法で三社が分担し、八・一〇月に古河・住友がその月割分担量（古河二四〇トン、住友一五〇トン）を出荷して三社に戻し、その代金は手取の不利な三菱商事口のうちの一〇〇〇トンの代金を收入時に一度、代出荷した三社で分配した後、古河・住友から戻入れられたときに、その都度、三菱商事からの手取値段で支払うこととした（東京水曜会、一九三〇・五・一四）。このことによつて、帶銅保有三社は、その負担を一時的に繰り延べ手元流動性を補強することができたと言えよう。
- (15) 代出荷の方法は、前年の対米輸出七〇〇〇トン口についても行なわれたが、代金精算の方法については資料を欠いている。
- (16) 住友電線の申出に対して水曜会は古河電工との直接交渉を希望し、その結果、五・六月分は分割できないが、七・八・九月分四〇〇〇トンのうち月二五〇トン計一〇〇〇トンを住友電線が分担加工することで合意が成立していた（東京水曜会、一九三〇・五・六、七、九）。
- (17) この決定に引き続いて二〇日には日本鉱業が減産問題を検討すべき時期にきており、『若シ各社ノ一致賛同ヲ得バ

1930年代の産銅カルテル(二)

當社トシテモ相當量ノ減産ヲ實施スルノ用意アリ」と申出している。この申出については、鉱石会の結論をまつことになった(東京水曜会、一九三〇・六・二〇)。

(18) 但書は経過措置として「一社が買鑛ヲ斷念シタル際他社ガ之ヲ買鑛セザル可ラザル行掛リノアル鑛石ニ付テハ両社互ニ打合セ完全ナル連絡ヲトリタル上買鑛スルコトモアルベシ」としたことである(鉱石会、一九三〇・七・二)。

(19) もちろん、五社が合意した価格引下げは実行され、ある程度、減産をすすめる効果があつたと思われるが、他方で、不況下に金生産が有利化しており買鉱中に含まれる微量の金分の取得がもたらす利益も大きかつたため、減産効果を過大に評価するわけにはいかない。

(20) 『日本鑛業會誌』に転載されている記事によると「……支那銅貨の輸入は六月頃から急増して七月は七〇〇噸見當、八月も同様数量に上った見込みである、……神戸、大阪の両税関ではこれを……全部銅塊と認め、……一〇〇斤に就き七圓の従量税を課す様になつてから両税關を通じて輸入されるものは非常に激減したが四國の今治港のみは無税として取扱つてゐるためか依然として多量輸入されてゐる」と報じられている(『日本鑛業會誌』五四五号、八四六頁)。

(21) 水曜会に報告されたところによると住友別子の飯田は、本件に関する問合せに対し「輸入セズト御約束ヲ為サムルノミナラズ自由ナリト考へ居リ」と主張し、また販売協調成立時の申出についても「合資會社方面ニ其様ナ談シノアリシコトハ全然知ラザル」ことと強弁し、二九年の交渉経過を全く無視しようとした(大阪水曜会、一九三〇・七・一七)。

(22) 七月二十五日の交渉で鶴尾常務は「トモモ一五%ナドハモテマセン何分生産費モ高イコトデアリ以前ノ場合デモ苦痛ナルニ今日トナリテハトテモ左様ニ多クハ持テナイ譯デス」と述べている。

(23) この間、東京水曜会は「外銅輸入ノ件ニ就テハ住友ヲ責ムルト云フヨリ之ニ對スル方策ヲ講究シテ置テ頂キタシ」と交渉にあたつている大阪水曜会幹事に申送つてゐる(東京特報、一九三〇・七・二二)。水曜会としてはこれをきつかけに住友の譲歩を引き出そうとしていたことは事実であつたが、輸出分担について合意は得られず、しかも、『日刊工業』紙上に、先の報道の統報として、交渉の席上で住友が「無税輸入」を行なつたことを認めたことが報じられて両者間が感情的にこじれるなど的事態も生れた。

(24) 実際、住友別子は夏季の煙害対策もあつて製煉量を落とし、九月にはいると自家消費量銅不足のため一〇レーベルに六〇〇トンの買入れを申出た(大阪水曜会、一九三〇・九・一二)。

(25) 八月末の交渉で水曜会側は住友別子の提案では別子の減産率は二割、水曜会四社は四割と応酬し、負担の不公平を主張しているが、これは四社側の減産率が過大に示されている。しかし、両者の負担(減産率)に提案では大きな差があつたことは

(26) 実際、住友別子は夏季の煙害対策もあつて製煉量を落とし、九月にはいると自家消費量銅不足のため一〇レーベルに五〇〇トン、一五%の申出をそのまま採用したうえで、他四社も同一基準で標準生産量と輸出分担率を定め(古河一四〇〇トン、一四%、三菱一〇〇〇トン、一〇%、藤田八〇〇トン、八%、日鉱一八〇〇トン、一八%)、合計分担率六五%の残三五%については古河・住友を除く三社が販売可能量比率で分担するという「對住友私案」が検討の組上にのぼつたようであるが、対案として示されるに至らなかつた(『大阪水曜会議事録』)。

付表 1 ワイヤロッド製造高

	古河電工		住友電線	
	銅線	ワイヤロッド	銅線	ワイヤロッド
1927	21,316	4,021	18,962	16
28	23,940	4,411	21,651	20
29	21,559	6,106	19,901	260
30	21,964	9,768	15,679	1,365
31	17,995	9,016	11,692	5,227
32	14,616	4,394	9,314	679
33	17,367	4,486	11,314	154
34	20,383	3,349	12,843	228
35	25,684	4,468	23,831	329

〔出典〕『仮刷古河電工日光精銅所史』、『社史住友電気工業株式会社』より作成。

事実であった。

(27) ワイヤロッドの委託加工が不況対策として古河電工、住友電線の両社に果した役割は付表1の如くであり、銅線製造高が昭和恐慌期に急減するなかでロッド製造高が増大していたことに示される。とくに住友電線の場合、別子入会後の三一年に五二二七トンを記録したことには注目すべきであろう。

(28) 「見込生産」の計画を拒まれた住友電線は、その理由が住友別子と水曜会との対立にあるとの説明に對して「住友ガ別子ト一体トノ解釋ヲトラルルコト」はかえつて協調成立の障害になること、「水曜會ガ輸出分擔ニ付キテノ別子提案ニ對シテ難色アル理由ヲ一昨日承リタル處ニヨリテ初メテ承知シ自分共ノ諒解トモ異リ居ルコトヲ發見シテ驚キ、……大ニ慌テ居レリ」と応答している(大阪水曜会、一九三〇・九・二二)。

(29) 修正提案を示した翌二五日住友別子は、輸出分担について回答したので住友電線経由のロッド輸出を至急協議決定するよう申入れたが、水曜会は合意したわけではないと拒絶している。このことは、別子の譲歩が既述の如き、住友電線の利害を反映して住友内部で協議された結論であつたことを示しているよう。また、同じ日、住友電線は水曜会に對して、別子の負担をさらに増加させざる修正案を示して両者の妥協をはからうとしたが成功しなかつた。

(30) 水曜会側も住友が「著敷妥協的ニ出デ居ルコト」は認めていたし、他方、住友別子は水曜会が一〇月下旬の交渉における修正提案に対して慎重な態度を示したのに對し「何カ直々返事ヲセネバナラヌカト思フト又今度ノ様ニ御返事ガ頂ケナカツタリ」と發言し、いらだちをかくさなかつた(『鶴尾氏回答聽取會見記』)。

- (31) そうした見解は次のような記述に端的に示されているといえよう。「住友工場ノ輸出材料ハ少クモ二百屯乃至三百屯ハ要望シ居ル故其結果ハ七十五屯位ヲ提供シテ三百屯ヲモ輸出材料トシテ持テ行カル、勘定トナリ水曜會トシテハ誠ニ不利益ノコト故」云々。もっともこの議論も必ずしも説得的ではない。問題は住友別子に輸出を負担させることによって国内市場への販売余力を失わせること、あるいはさらに自家消費不足分を三社からの購入によつて充当するようになれば、両社の利害対立は調整可能であつた。
- (32) この点は、協定成立時に別子の負担五バーセント引という条件に対しても古河が、あくまで経過措置であることを明示するよう求めたことに反映している(後述)。
- (33) 交渉の開始された月日等は記録が残されていない。
- (34) その理由の一つは、回答に含まれる四社減産月八〇〇トンが、おそらく「協定生産限度量」を基準にしたためであらうが、日鉄の二五バーセント減産、他三社の二一〇バーセント減産によつて達成されることになつており、日鉄に著しく不利なことであつた。そのため、同社竹内社長の反対があつて返電が見合わせられた。
- (35) 住友別子の飯田は、「先般輸出附台ニ關シテノ申出ヲ其儘ニ承知願ヘル様ナレバ至極問題ハ簡単ニテ減産ノコトモ自分ノ方トシテハ進ンデ申出デタル位ナルモ此件ト關聯ガアルダケニ如何ニスレバヨキヤ判明セザル故寧ロ水曜會ヨリ何等カ具体ノ提案アラバ夫レニヨリテ相談願フ方好都合ナリ……」と述べている(大阪水曜會、一九三〇・一一・二五)。
- (36) 拙稿「産銅獨占の成立」二三〇・二三二頁を参照されたい。
- (37) 協定成立まで各社が様々な協定量算出方法を提案し、基準年のとり方や、協定限度量との関係が比較された。また、住友を含めた五社合計六〇〇〇トン協定を同一基準で締結することも考慮された(連合水曜會、一九三〇・一二・八・一三付届書類)。
- (38) その他の理由の一つとして、住友別子が商工省等に働きかけ、水曜會との斡旋を求めたことがあつたように思われる。一月末には水曜會に對して商工省鉱山局鉱政課長より「最近住友感情ノ衝突等ナカリヤ」「住友ガ水曜會へ入會スルト云フニ拘ラズ水曜會ハ之ヲ拒絶スル事實ナキヤ」との質問があつたと報告されており、水曜會としても側面から対応を迫られた形になつてからである(東京水曜會、一九三〇・一一・二九)。
- (39) 四社比率でみると日鉄のシェアは三一バーセントから三四バーセントへ上昇することになった。
- (40) 社外買鉄の削減によつて減産協定への対応が可能な日鉄にとってみると、生産制限が人員問題につながらないだけに労資関係にかかわる制約は小さかつたことに注意しておく必要がある。
- (41) 協定成立が対米交渉にどのような影響を与えたかについては資料を欠いている。しかし、これによつて国際協定に参加し、米銅の対日輸出に一定の規制がおこなわれたこと、また、東洋市場に對しては三井物産の動向からみる限り、米銅の対アジア輸出規制の約束をとりつけられなかつたと思われること、その反面で水曜會も対欧輸出規制に明確な言質をあたえなかつたこと、等は確実のようである。
- (42) そのため、超過生産に対する罰金等もなく、超過量の制限も特に設けられなかつた(東京水曜會、一九三〇・一二・一八)。

#### 4 恐慌対策の成果

##### 1 生産制限

昭和恐慌期の価格の暴落と需要の減退に際して、水曜會は、住友の参加を求めて販売協調を強化し、生産制限とダンピング輸出によつて対応しようとした。こうした対策は、その市場統制にどのような効果をもたらしたであろう。

まず、水曜會の生産・販売状況を概観しておくと、表15の如く、三〇年をピークに生産が減少にむかつたこと、自家消費の落ち込みが激しく、これを輸出を含めた販売量の増大によつてカバーし、在庫増大を抑制しようとしていたことが知られる。二九年については入会前の住友の自家消費・販売高に推計を含むために明言できないが、ほぼ三二年までこうした苦境が続いた。とくに自家消費は、二五〇・二八年に二万五〇〇〇トンを超えた古河の自家消費が一万トンを割るまで急減したことを主因として、住友を除く四社合計で二六年の三万九七〇二トンから三一年に一万七五〇〇トン余に急減した。住友の自家消費も同様のテンポで縮小したとすれば、こうした大口需要の急減が国内市場に与えた影響は極めて大きく、国内販売の相当量をこれに依存する他三社の苦境は深刻なものがあつたといえよう。対

住友交渉において、自家消費の取扱いが争点となつたのはこうした事情を背景にしていた。

消費減退への対策の一つは、三〇年末に成立した「減産協定」であった。しかし、その内容は、すでに述べたように減産協定としては極めて軽いものであつた。むしろ、二九年以来拡大傾向にあった銅生産を現状のシェアを一部認める形で追認し、より一層の拡大を抑制することに生産協定としてのねらいがあつたと言つてよいであろう。アメリカを中心に数次にわたつて国際減産協定が締結され、アメリカ産銅が大幅な減産を記録したのに比べて、日本がそれには参加しなが<sup>(1)</sup>らも、小幅の減産に止まつたのは、協定内容のこのような差によるものであつた。そして、言うまでもなく、それはアメリカ産銅資本の一方的とも言つてよい譲歩の姿勢に支えられていた。

もちろん、以上のことは減産協定が全く効果をもたなかつたことを意味するわけではない。協定は各半期毎の月平

表 15

		1929	
生 産	藤 田	9,204	12.5
	三 菊	10,992	15.0
	日 鉛	20,924	28.6
	古 河	15,650	21.4
	住 友	(16,374)	22.4
	合 計	(73,244)	100
自家消費	藤 田	1,387	3.7
	三 菊	3,627	9.7
	日 鉛	4,859	13.0
	古 河	15,466	41.3
	住 友	(12,000)	32.1
	合 計	(37,339)	100
販 売 高	藤 田	6,276	22.9
	三 菊	6,640	24.2
	日 鉛	9,709	35.5
	古 河	384	1.4
	住 友	(4,374)	16.0
	合 計	27,383	100
年末在庫	藤 田	2,155	17.6
	三 菊	2,090	17.0
	日 鉛	7,565	61.7
	古 河	268	2.2
	住 友	184	1.5
	合 計	12,262	100

〔出典〕『水曜会議事録』各年より。

注) (1) ( ) 内は推計値。(2) 販売高は前年末在庫+自家消費を減じた額と若干の異動がある。販売調によると30年の数値は、対米7000t輸出口のうち1月以降多くと、藤田9,345t、三菱9,145t、日鉛20,516t、

## 水曜会議統計

(単位:t, %)

		1930	1931	1932		1933	
9,944	12.7	9,609	12.8	9,406	13.6	9,011	13.4
12,755	16.3	13,459	17.9	13,448	19.5	12,634	18.8
21,816	27.9	18,993	25.3	17,347	25.1	18,129	27.0
16,577	21.2	16,670	22.2	16,166	23.4	13,971	20.8
17,105	21.9	16,452	21.9	12,703	18.4	13,430	19.9
78,197	100	75,183	100	69,070	100	67,175	100
1,635	5.0	1,982	7.1	2,065	7.2	2,516	5.7
3,313	10.1	2,760	9.8	3,223	11.3	4,095	9.3
3,699	11.2	3,384	12.1	4,093	14.4	5,452	12.4
10,925	33.2	9,388	33.4	9,489	33.3	13,320	30.3
13,349	40.5	10,553	37.6	9,625	33.8	18,568	42.2
32,921	100	28,067	100	28,495	100	43,951	100
9,263	17.2	8,362	19.0	7,309	16.4	6,350	22.3
10,135	19.0	8,831	20.1	12,591	28.2	8,874	31.2
25,576	47.7	14,352	32.7	14,032	31.5	12,101	42.5
5,178	9.7	7,042	16.0	6,969	15.6	1,136	4.0
3,480	6.4	5,346	12.2	3,670	8.3	—	—
53,632	100	43,933	100	44,571	100	28,461	100
1,201	30.7	466	6.6	498	16.1	643	22.4
1,397	35.8	3,265	46.1	899	29.1	564	19.6
106	2.7	1,363	19.2	585	18.9	1,161	40.4
742	19.0	982	13.9	690	22.3	205	7.1
460	11.8	1,013	14.3	421	13.6	299	10.4
3,906	100	7,089	100	3,093	100	2,872	100

生産・自家消費一年末在庫によって算出した。この数値は水曜会議販売調に示される各社別販売合計量より自ら五社合計販売量は、1930年47,936t、31年43,706t、32年46,093t、33年不明であり、とくに大きな差を示す部分を含まないためではないかと思われる。参考のためこの年の販売高各社別内訳を販売調によって示して古河4,446t、住友4,484tである。

1930年代の産銅カルテル(2)

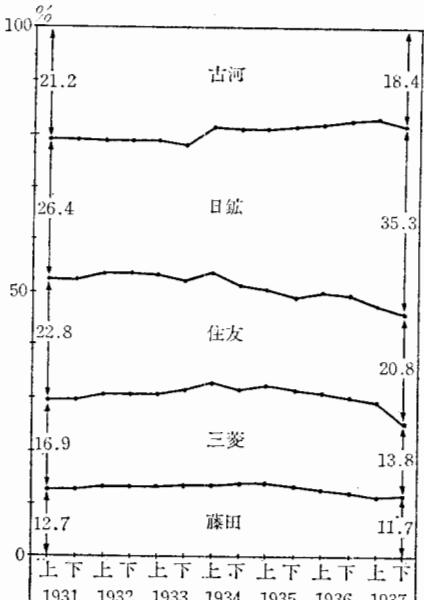
均生産（但し生産率は半期通算による）を定める方法を採用したが、これを比率に直して示したのが図4である。三

年まで各社の割当シェアはほとんど変化せず、以後、日鉱が割当を漸増させ、当初の九パーセント増にまでなったことが知られる。生産制限協定がほぼ三三年を境にその意味を変えたことを暗示すると考えてよい。

協定成立経過から知られるように、それは生産制限とともに、「犠牲輸出」の負担率を示すものであった。従つて

「犠牲輸出」が継続した時期には、制限率の拡大を申出することは輸出による負担が増加することを覺悟しなければならなかつた。他面で、協定量は輸出計画の品種からみて責任生産量という性格も付与された。確かに当初の協定では生産実績によって割当を調節しなおすことが定められており、それによつて協定量不足の場合は幾分負担を軽くすることができたが、それは他社に負担増を強いることでもあつたからである。<sup>(2)</sup> 実際、一九三一年については、表16の如

図4 生産協定率の推移



く、割当量と実績はほぼ一致していた。以後、三四年まで協定量は古河、住友が減少したために、総額で一割近く減少したが、その間も住友を除くと概して協定量が守られていたといつてよいであろう。住友の生産不足の原因は三二年下期に別子東斜坑で火災が発生し、四〇日ほど休業を余儀なくされたという特殊事情が影響していた。<sup>(3)</sup> しかし、そればかりではない。むしろ重要な点は、住友が輸出に消極的であり、減産を志向したことであろう。三二年上期の生産協定締結に際して、住友はこれまでの輸出分担率の五パーセント引

表 16 生産協定と生産実績 (単位:t)

		古 河	三 菱	日 鉱	藤 田	住 友	計
1931年	割 当 実 績 比	1,320 1,389 105.2	1,050 1,122 106.9	1,640 1,582 96.5	790 801 101.4	1,414 1,371 97.0	6,214 6,265 100.8
	割 当 実 績 比	1,310 1,347 102.8	1,090 1,121 102.8	1,550 1,446 93.3	800 784 98.0	1,370 1,059 77.3	6,120 5,757 94.1
	割 当 実 績 比	1,255 1,164 92.7	1,095 1,053 96.2	1,550 1,511 97.5	787 751 95.4	1,310 1,119 85.4	5,997 5,598 93.3
1934年	割 当 実 績 比	1,050 1,031 98.2	1,050 964 91.8	1,600 1,669 104.3	760 724 95.3	1,160 1,094 94.3	5,620 5,482 97.5
	割 当 実 績 比	1,085 1,041 95.9	1,050 1,064 101.3	1,775 1,811 102.0	760 711 93.6	1,060 1,107 104.4	5,730 5,734 100.1
	割 当 実 績 比	1,100 1,194 108.5	1,100 1,120 101.8	1,950 2,052 105.2	760 723 95.1	1,175 1,226 104.3	6,085 6,315 103.8
1937年	割 当 実 績 比	1,175 1,147 97.6	1,025 872 85.1	2,300 2,372 103.1	760 723 95.1	1,275 1,335 104.7	6,535 6,449 98.7
	実 シ ェ ア	1930 1931 1934 1937	21.2 22.2 18.8 17.8	16.3 17.9 17.6 13.5	27.9 25.3 30.4 36.8	12.7 12.7 13.2 11.2	21.9 21.9 20.0 20.7

〔出典〕水曜会「生産及販売ニ関スル協定」各期及び「水曜会銅統計」。

注) 割当・実績とも上・下期通算の月平均。

1930年代の産銅カルテル(2)

表 17 水曜会のダンピング輸出

(単位:t)

	大 口	小 口	A 小 計	B 総輸出	A/B 比
1930	35,121	6,552	41,673	38,749	107.5
1931	21,600	7,558	29,158	30,810	94.6
1932	14,402	10,268	24,670	28,161	87.6
計	71,123	24,378	95,501	97,720	97.7

〔出典〕1) 1930年は『大阪水曜会議事録』1930年所載の「水曜会銅輸出高」(東京水曜会、1931年4月20日付)による。

2) 31,32年大口輸出は後掲表18などにより渡月別に集計した。

3) 小口輸出は後掲表19による。

4) 総輸出高は前掲表7の原料銅輸出高及び、半製品製品銅分輸出高の合計。

輸出分担については最低生産量に不足する場合には生産実績による配分を廃して最低生産量とすることになった。すでに輸出がそれほど大きな意味をもたなくなっていたから、この改定のねらいは主として、五パーセントまでの増産を認めたことにあつたと考えてよい。生産拡大への志向が強くなるにもかかわらず生産協定が撤廃されなかつたのは、後述の如く、国内産銅の供給が不足して水曜会を中心とした外銅輸入が必要になつたことに主な理由があると考えてよいであろう。輸入計画の実行には、国内産銅の供給量を基準に不足分を予想し、品目の見通しを立てていくことが不可欠だったからである。このように、昭和恐慌期に始まる水曜会の生産協定は、その後の輸入拡大期における、カルテルの組織的な活動にとって前提となる条件を整備する意味をもつたのであった。

## 2 ダンピング輸出

減産と並ぶ、そして、より重要な対策は、これまでの叙述で明らかに通り、ダンピング輸出(「犠牲輸出」と呼ばれた)であった。その内容には大別して、水曜会の主導のもとに対欧州市場向に計画実施された「大口輸出」と、購買会・四伸会(後述)を通して、主としてアジア市場向製品の輸出原料を供給した「小口輸出」とがあつた。重点が前者にあつたことは言うまでもないが、その点は表17によつて確認しうる。一九三〇~三一年の三年間に水曜会は九万五五〇〇トン余を輸出したが、それは同じ時期の日本の銅(製品・半製品の銅分を含む)輸出のほぼ全額をカバーし、国内産銅累計の四割強に達していた。二〇年代後半に関税引上げと戻税率制度のもとで輸出製品原料につ

を返上し、その代償として生産協定量に対して実績が不足の場合、五パーセント減までは「協定量ヲ限度トスル實際生産量ノ比率」、それを超える不足量は輸出分担量から控除することを認めさせた(東京水曜会、一九三一・一二・五)。加盟交渉における住友の主張が部分的に認められたわけであるが、そのためもあって、三二年には協定量を大きく下廻る生産にとどまつた。もちろん、そうした実績と協定とに乖離が生じれば、次期の生産協定において協定枠が問題になるのは当然であつた。そのため、三二年下期協定では輸出分担の実数置換の範囲に限定を付すこととなり、さらに、三三年上期協定にあつては、実数置換が廢止された。この協議過程で協定生産量を各社が申告する「生産予定量」に基づく責任生産量と見做し、不足の場合にも協定比率で輸出を分担するとの提案が出されたことは、住友の減産に伴う輸出分担の軽減に対して水曜会内部に強い不満があつたことを示している(東京水曜会、一九三二・一〇・五一)。こうした事情から、生産販売協定はほぼ当初の形に戻され、住友は輸出分担を軽減するために自社割当量の削減を申出することになったのである。<sup>(6)</sup> 住友同様に自家消費が多く国内販売シェアを持たない古河が、生産協定枠を漸減せた理由も、ここからうかがうことができるであろう。

以上の如く、生産協定は、輸出分担との関係をめぐる利害対立のなかで糾余曲折を経ながら、自家消費率の高い古河・住友の減産をもたらした。消費減退への対応策の一つであつた生産調整を、こうした形で実現したところにその効果を読みとることができる。

その後、三〇年代半ばにかけて景気回復とともに需給関係が好転していくと、生産協定は、減産協定としての内実を失い、「生産予定量」の申告に基づく責任生産量の協定となつていった。この間、度々協定の撤廃が論じられたが実現せず、三三年下期協定から、協定量を定めるとともに上下五ペーセントの幅で最高生産量と最低生産量を定めることとした(連合水曜会、一九三三・八・二)。これによつて生産超過による棚上の開始点を引上げて増産を認め、他方、

1930年代の産銅カルテル(二)

表 18 大口輸出

成約日	成約相手	品種	輸出社	期間	月輸出量	合計量
1930. 4/12 5/14 6/20 7/ 5 9/19 /20	B M C	Rod	電工 商事	5~10月 5~7月 6~5月 8~10月 11~1月 11~1月	1,000 t 2,000 t 100 t 2,000 t 600 t 500 t	6,000 t 6,000 t 2,400 t 6,000 t 1,800 t 1,500 t
	プランダイス	原銅	住友電工			
	(ロンドン)					
	プランダイス	Bar Ingots	電工			
	"	"				
	B M C	Rod or Bar	電工			
1931. 1/15 /17 3/13 /19 /20 6/18 /18 7/22 10/ 9 /19 /22	プランダイス	Bar	商事	2~4月	450 t	1,350 t
	B M C	Rod	住友電工	2~4月	850 t	2,550 t
	(ロンドン)	Bar	商事	4~7月	450 t	1,800 t
	B M C	Rod	電工	5~7月	1,000 t	3,000 t
	(ロンドン)	Bar & カソード	商事	5~7月	800 t	2,400 t
	B M C	Rod	電工	8, 9月	1,000 t	2,000 t
	プランダイス	Bar	商事	8~10月	1,000 t	2,000 t
	(ロシア)	"	電工	11~1月	500 t	1,500 t
	B M C	Rod	電工	11~1月	250 t	750 t
	"	"	商事	11~1月	1,200 t	3,600 t
	プランダイス	Bar & カソード				

【出典】『水曜会議事録』より抜書。

大口輸出はこのうち約四分三を占めていたが、三〇年四月と三一年一〇月分を商談別に示せば表18の如くである。古河電工のB M C社へのロッド輸出、三菱商事のプランダイス社へのカソードないしバー輸出が主軸であった。契約期間は三カ月が圧倒的に多く、月平均二〇〇〇トンを超える輸出が二と三の契約に基づいて実行された。すでに述べたように、二九年未に成立した対米輸出七〇〇〇トンを別にすると、水曜会は三〇年四月から三月末滯銅を棚上げにしたうえで各月生産過剰（過剰銅）を予想し、これに基づいて輸出が計画された。その場合、古河電工経由のロッド輸出の方が手取価格で有利であり、古河・住友のコンツェルン的利害にも

適合的であったから、まず、ロッド生産余力を提出させ、さらに、品線上、関東・関西のどちらから積出すことが運送等で有利かを総合的に（つまり、国内向販売を含めて）考量してロッド及びバー、カソードの輸出量を振り分け、窓口となつて三菱商事、古河電工に商談にあたらせた。

窓口の一本化はヨーロッパ市場で日本銅輸出の競合による価格の不利化を避けるために不可欠の条件であった。そのため、当時最大の商社であった三井物産も、この大口輸出に参加することは許されなかつた。三井物産の参加に対して三菱鉱業が消極的であったことは言うまでもないが、こうした事情から物産は米銅の対中国輸出や、中國銅滓の対ヨーロッパ輸出などの三国間取引にその商内が限定され、二〇年代末に五〇〇万円台を維持した取扱高も三二年に八〇万円を割るに至つた。<sup>(1)</sup>そこで三井物産は水曜会に対してハングル等の支店向輸出商談をもちこんで取引の拡大をはかった。これらの商談は当初「水曜会ノ統制ヲ棄ス」おそれがあるとの理由で受付られなかつたが、三二年半ばごろから三井物産提示条件がロンドン市場向大口輸出に比べて有利な場合があることが注目されるに至り、水曜会はその方針を修正することになった。三二年六月の連合会で次期輸出方針を協議した水曜会は、輸出引合先として、三井物産を加える条件として「(1)歐州輸出ニ限ルコト、(2)銅ノ輸入ハ一切為ザザルコト 尚コンサインメントモ引受ケザルコト、(3)内地賣ニ於テモ水曜会ノ利益ニ反スルコトハ為ザザルコト (4)水曜会ノ都合ニヨリテハ何時ニテモ三井物産ノ引合ヲ中止スルコト」を決定し、交渉にはいることとした（連合水曜会、一九三三・六・二二）。その結果、三井物産は水曜会の条件に原則的に同意し、六月末に次のような「一札」を水曜会に提出したのである。

拝啓愈々御清榮之段奉慶賀候、陳者過般東京ニテ御開催相成ラレタル貴會東西聯合會ニ於テ、歐洲方面へ御輸出中ノ電氣銅ニ關シ今後ハ當社ヲモ御利用可被下事 公式ニ御決定相成ラレ候趣拝承、御厚情之段奉深謝候  
當社ハ元々產銅業ニ因縁浅く、比較的の自由ノ立場ニ有之候得共、本邦產銅業又ハ加工業ノ御發展ニ就テハ及バズナガラ御功猷

1930年代の産銅カルテル(二)

表 19 小口輸出

	古河電工	藤倉電線	日立製作所	住友電線	住友伸銅	日本伸銅	神戸製銅	農崎伸銅	三井物産
1931年	773	105		370	0	232	115	48	0
	455	100		280	197	327	202	75	102
	322	125		110	325	341	184	69	16
	928	159		407	417	253	109	36	3
1932年	278	116		112	60	186	106	21	30
	845	104	30	131	160	411	126	39	30
	1,387	520	68	652	409	605	245	87	0
	705	153	223	125	599	650	359	169	0
1933年	0	5	0	0	364	475	172	120	0
	0	0	0	0	225	251	80	45	0
	302	118	100	215	39	0	33	12	0
	995	182	55	404	0	0	0	0	60
合計	6,990	1,687	476	2,806	2,795	3,731	1,731	721	241

〔出典〕「水曜会輸出商談通知」に記載の一件毎の商談を成約月と成約相手別に分類して集計した。

窓口一本化の方針を修正するものであり、取扱方法を再検討する必要があった。日本銅の輸出に際して「扱者間競合」を生む危険があつたからである。そのため、水曜会は、九月に「大口輸出実行方法」として、「BMC、三菱（ブランダイス）及三井物産ニ引合ハシムルコト」とし、その順位を抽籤によって定めるなどの処置を講じた（東京水曜会、一九三二・九・二二）。また、期間を定めたうえで輸出総量枠を指示し、その範囲で扱者にピットをとらせ、水曜会が品種、手取価格等によって諾否を決定することに変更し、より機動的な輸出計画が実行できるようにしたのである。

こうして、水曜会は有力な「産銅業者、加工業者及び貿易業者ガ完全ニ提携シテ一丸トナツ」た輸出体制を築き、その独占組織としての統制力強化に努めたのである。

次に小口輸出についてみておこう。小口輸出の内容は主に中国、インド市場向の銅及直鑄製品・半製品輸出に関する原料供給であり、共同購買会四社と伸銅大手四社への供給がほとんどであった（表19）。共同購買会については、二九年夏以来、二四木会覚書を一部改正して「輸出製品向原料供給」

致度キモノト始終心懸居候次第ニテ、昨今各方面共非常ナル艱難ノ際トテ、本邦製品ノ海外進出ニハ、産銅業者、加工業者及び貿易業者ガ完全ニ提携シテ一丸トナツテ當ルニアラザレバ到底目的ノ貫徹ハ覺束ナキヲ痛感シ、利害ヲ超越シテ銳意努力罷在候處、幸水曜会各位並ニ各工場加工業者諸彦ノ御同情ト御後援ヲ忝シ、成績漸次現ハレ居候事御同慶ノ至ニ有之、貴會ニ對シ此段厚ク御禮申上候。

尚今度對歐輸出ニ當リ上記ノ通り御決定被下候ニ就キテハ、益々責任ヲ感シ業界共存共榮ノ主旨ノ下ニ業界縱横ノ聯繫完成、本邦品ノ海外發展ニ此上共努力可致ハ勿論、又貴會ト協力シテ層一層海外產銅其他銅真鍮類各種ノ輸入防遏ニ盡力可致、少クトモ國內消費ニハ國產原料ノミヲ使用セシメ度キモノト存候、何卒當社意ノアル所ヲ諒トセラレ此上共御援助ノ程願上候。

不取敢御厚禮旁々御挨拶申上度如此ニ御座候  
敬具  
昭和七年六月廿八日

日本鐵業株式會社大阪出張所長殿  
水曜會交渉擔當者  
日本鐵業株式會社大阪出張所長殿  
支店次長赤井久義  
三井物産株式會社大阪支店  
支店次長赤井久義  
(大阪水曜会、一九三一・六・二八)

平均単価でも、商事口六月三一円五八錢、七月三三円一〇錢、古河電工口同三三円八七錢、三三円に比べ、物産口三四円八八錢、三三円五四錢と上廻り所期の成果をあげたのである。<sup>(13)</sup> ただ、三井物産の参加は、これまでのロッドは古河電工（BMC）、バー、カソードは三菱商事という区分による輸出

を実施したことはすでにふれた通りである(本稿<sup>(1)</sup>七四一八一頁)。この方法は、外銅輸入が品線上不可欠となる三四年まで実施され、四社向の原料供給は小口輸出の過半に達したのである。購買会四社への輸出原料供給は、この他、各社が超過生産によって棚上した産銅の処分にも利用され、水曜会はそれまでの二四木会による国内販売統制を拡張し、小口輸出においても組織的な対応をみせたのである。

これに対して伸銅向の原料供給についてはすでにふれた通り、伸銅業内部での統制が不十分で水曜会の希望する条件が満たされず、当初、個別的な商談を重ねたにすぎなかつた。そのなかで、豊崎伸銅、住友伸銅、日本伸銅の三社に対してもコンツェルン支配を利用した原料供給が実施されていた(本稿<sup>(2)</sup>七七頁)。しかし、三一年一月に前記三社に神戸製鋼を加えた伸銅四社が四伸会を結成することとなり、伸銅製品輸出についても組織的な対応が可能となつた。  
四伸会結成の経緯は詳らかではないが、三〇年末の「減産協定」に基づく国際協定によつてヨーロッパ向輸出による程度の制約が課せられることは不可避と予想された事情のもとで、水曜会が手取価格では有利なアジア市場に注目し、「小口輸出」拡大の必要を痛感していたことを指摘しておかねばならない。そのため、水曜会から日本伸銅に対して協調の可能性を打診したようであつた。これに対して日本伸銅は「日伸一社トシテハ輸出ニヨリテ現在職工ヲ維持スルコトガ必要ナルノミナラズ伸銅各社ノ輸出方面ニ於ケル協調ガ出来ルトスレバ斯界ニ新紀元ヲ作ルコトトナリ誠ニ結構ナルコト」と回答し、伸銅業界でも「輸出方面ニ關スル協調ニ付相談」したいと考えていることを明らかにした<sup>(17)</sup>。伸銅業界は、二六年に結成された日本伸銅組合が三〇年四月に満期解散し、国内統制に関しても全く無統制状態となつていていた。従つて、伸銅側でも輸出製品原料供給に関して水曜会と協定を結ぶことによつて「職工維持」等の不況対策に資するとともに、伸銅業における統制組織再建のきっかけをつかもうとしていたと考えられる。こうした両者の利害の一一致を前提に、三一年一月、四伸銅業者と水曜会の打合会が開かれたのである。

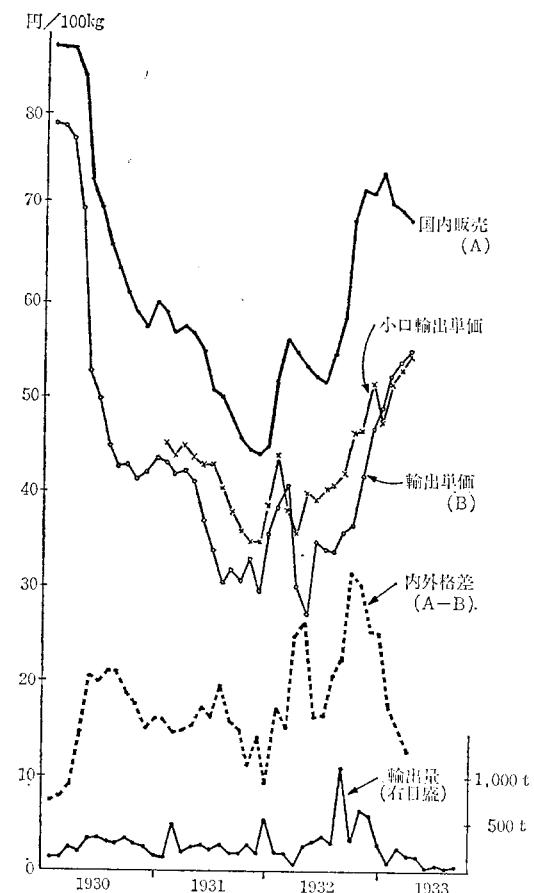
交渉に際して水曜会は、「必要ガアレバ伸銅四社以外ニハ(輸出)原銅ヲ供給セザル旨言明」し、三カ月を一期としてとりあえず月一〇〇〇トン輸出したいと希望を述べた。これに対し、四伸会は、インド向の四呎角銅板及び直鑑円板が有望であること(五〇〇トン前後の見込)、その拡販に際してはドイツ品との競争に克つため相当額の値引が必要であることを説明し、欧州市場向と同額程度の値引(一七〇九円/一〇〇キロ当り)を希望した<sup>(18)</sup>。このように数量、価格面で両者の主張にはひらきがあつたが、第一回の打合会で「外國品トノ競争市場デアルコト故」水曜会・四伸会が協力し「共同動作ヲ為スコト」など原則的に合意に達した(「伸銅業者トノ打合會」一九三一・一二三)。四伸会は、これを前提に「一、印度商談ハ引合ノ都度原料ニ就キ水曜会ト打合ヲ了シタル上會合シ値段及引受数量ヲ決定スルコト、二、香港、上海其他支那各地並ニ南洋等ハ毎週一回定時會合シ最低値段ヲ協定シ各社成約高ヲ報告スルコト」などを輸出市場に対する共同行為を協定し、水曜会とのカルテル間協定に応じる体制を整えた(「四伸會打合事項」一九三一・一二六)。<sup>(19)</sup>その後、一月末に両者は、輸入採算より一五円引、月五〇〇トン輸出を目指として合意し(大阪水曜会、一九三一・一・二九)、順次商談が進められた<sup>(20)</sup>。輸出取扱は從来からの関係もあつて当初三井物産であったが二月末、古河電工のインド代理店であるタタ商会から取扱希望が申入れられ、二社に並行して取扱わせた<sup>(21)</sup>。こうした体制整備によつて、三〇年末からドライツ品に圧倒されていたボンベイ市場の輸入において三一年一月二三パーセントから二月四九、三月六〇、四月五〇パーセントへシェアを回復し、小口輸出の増大に寄与することになつた<sup>(22)</sup>。水曜会の輸出において小口輸出の比重が年を追つて高まるのはそうした条件を背景としている。

以上の如く、水曜会は小口輸出の拡大を期して、対購買会向ばかりでなく、新たに伸銅部門に対しても四伸会の結成を援助し、その組織的な活動の枠を広げていった。四伸会の結成の意義は、産銅獨占体制を強化したことがあつたとみてよい。しかも、こうした大手四伸銅の輸出カルテル協定による協力体制は、恐慌期に動搖をみせていた伸銅業に

おける生産販売カルテルを三一年三月以降再建していく基盤を提供することになつた。<sup>(23)</sup>

ダンピング輸出への組織的対応はその数量的拡大をもたらしたが、それは、価格面ではどのような意味をもつたであろうか。まず、輸出単価の動向を図5によつて国内販売価格と対比して検討すると、輸出単価と国内販売単価に大幅な格差が存在し、また輸出のうち小口輸出が相対的に有利であったこと、三一年下期に主として国内単価の漸落に起因して縮小していた内外格差が三二年にはいると急拡大し、春には五割近い値引率を記録したことなどが判明する。三二年以降の動きは、日本の金輸出再禁止を契機とする為替下落とニューヨーク銅相場の漸落基調の交錯するな

図5 国内単価と輸出単価



かでもたらされたものであったが、国内販売価格の回復のもとで、水曜会が輸出価格を引上げつつも内外格差を拡大する形で輸出増加に努めたことを示している。とくにヨーロッパ市場向けの大口輸出価格は図示された輸出単価を下廻る水準にあつたわけで、価格面で相当の犠牲を払つて水曜会が在庫増大を抑制しようとしたことは明白であり、ダンピング輸出といつてよい。その点は單に水曜会販売価格の内外格差というばかりでなく、ヨーロッパ市場における日本の輸出価格の低さという点からも認められる。例えば、一九三一年一月に、三菱商事紐育支店を介してアメリカの有力な電線資本である Anaconda Wire And Cable Company が水曜会に対してイギリス市場におけるワイヤロッド販売に関して協調を求めてきたことはこれを例証すると思われる。同社社長によると、「日本品ハ英國ノボストオフイスノ嚴格ナル規格ニモ合格スル様製作シアルニ付米國品ト何等ノ遜色ナシ」にもかかわらず、日本品は米銅バー価格と同値で米国製ロッドに比べてボンド当り五五セントも安く「米國側ニ大打撃ヲ及ボシタ」という。品質面で差がないとすれば価格の安い日本品の拡販が成功したのは当然であろうが、それは、一方で国内販売価格を輸入採算ベースに維持しつゝ、輸出価格を大幅に引下げることではじめて可能であった。もちろん、三二年にはいると輸出価格の回復のもとでヨーロッパ市場での引渡し価格を引き下げる条件が為替下落によつてもたらされていたことも見逃しえない。しかし、そうした好条件を享受した時期も含めて、水曜会の輸出拡大策は組織的なダンピング輸出による海外市場での在庫処分であった。

ところで、そうしたなかで、相対的には小口輸出が輸出価格で有利であったことに注目しておきたい。輸出数量で年を追つて小口輸出の比重が高まつたのは、これに基づいていたと考えられる。その前提は四伸会の成立によつて伸銅向を含めて輸出拡大に対応しうる体制が整備されたことであった。実際、三一年にはいつて購買会向が減退するなかで、三一年第一・四半期に小口輸出の二割であった四伸会向供給量は、第二・四半期に四割五分、第三・四半期に

表 20 小口輸出単価

	小口均	古電	河工	藤電	倉線	住電	友線	日製	立作	日本銅	住伸	友銅	神製	戸鋼
1931年 I	44.36	47.22	44.99	45.15	—	44.30	—	47.79						
	43.48	41.21	41.00	41.04	—	44.50	44.48	44.24						
	38.78	35.10	36.67	37.40	—	40.61	41.55	39.06						
	37.25	37.86	32.14	37.53	—	36.52	36.27	38.29						
1932年 I	40.86	45.43	48.34	37.86	—	34.08	31.29	34.04						
	40.36	38.24	44.03	39.52	40.70	41.92	41.56	41.85						
	42.96	44.66	42.00	45.56	60.36	39.50	39.93	39.06						
	48.99	56.23	62.30	60.35	60.02	41.70	41.15	43.80						
1933年 I	54.11	—	—	—	—	54.50	53.68	55.04						
	55.57	—	—	—	—	55.38	55.43	56.38						
	64.02	65.27	65.62	64.21	65.20	—	53.75	53.75						
	61.74	60.92	61.75	64.23	60.24	—	—	—						

〔出典〕「輸出商談成約通知」より、各商談を成約相手別に分類し、各期間中の相手別引渡量と価額より平均注(1) 購買会向、四伸会向は、小口輸出量に対する各4社合計の比率。  
(2) ポチは平均以下。

もちろん、以上の事実は、水曜会内部に輸出をめぐる利害対立がなかつたということを示すわけではない。加盟五社の販売高に対する輸出負担率(表21)、及び輸出・国内販売単価(表22)はそれを明瞭に物語っているといえよう。住友加盟店前(一九三〇年)の同社の輸出負担が一四パーセント強と最大の日鉱の四

(単位: 円, %)							
豊伸	崎銅	三井	井産	三菱	三商	その他	四伸会向(1)
47.68	—	42.90	46.53	21%	66%	46	
43.83	41.51	—	42.87	45			
41.84	37.00	34.69	40.50	61			
37.88	34.00	41.50	36.41	35			
34.44	43.59	43.30	48.34	38			
40.89	41.50	41.10	43.58	36			
38.36	—	—	47.99	32			
40.83	—	—	61.23	57			
51.92	—	—	59.80	99			
54.72	—	—	—	100			
53.75	—	—	65.67	8			
—	60.75	60.75	62.75	0			

単価を算出した。

は六割とそのウェイトを高めた。もちろん、それには四伸会向の価格面での有利性が決定的な意義をもつたことは言うまでもない。表20の如く、三一年第二、第三、四半期の四伸会四社向輸出単価は、購買会三社(日立は輸出成約なし)と明確な格差を示したのである。

もつとも、右の格差は、三一年第四、四半期から不明確となり、再び購買会向の輸出原料供給が比重を高め、三二

年後半には、購買会向の有利さが極めて明確になつた。その理由は、アメリカの関税設定等の理由で激しく動搖する銅市場に対応して輸出品の競争条件に変動があり、水曜会がこれに応じて市場別の値引額を操作していくからである。具体的には、三一年八月に四伸会インド向原料は建値より一

三円引、他の東洋向小口輸出原料は一一・五円引であった(大阪水曜会、一九三一・八・二)——そして、それにもかかわらず既述の通り、購買会向の方がこの時期不利な約定を余儀なくされていたのである——が、三二年にはいると、まず、満州市場向原料の値引額が漸次圧縮され、全体として市場別格差が拡大した。しかも、米国銅関税設定によって建値の引上げが可能になつた六月には、「満州満電関東序向二二円八〇銭、支那及其实向ハ必要ナル場合一七円迄増加」と決定され(連合水曜会、一九三二・二・二)、七月には四伸会インド向円板原料について二二〇円引までが認められた(東京水曜会、一九三二・七・八)。その結果、

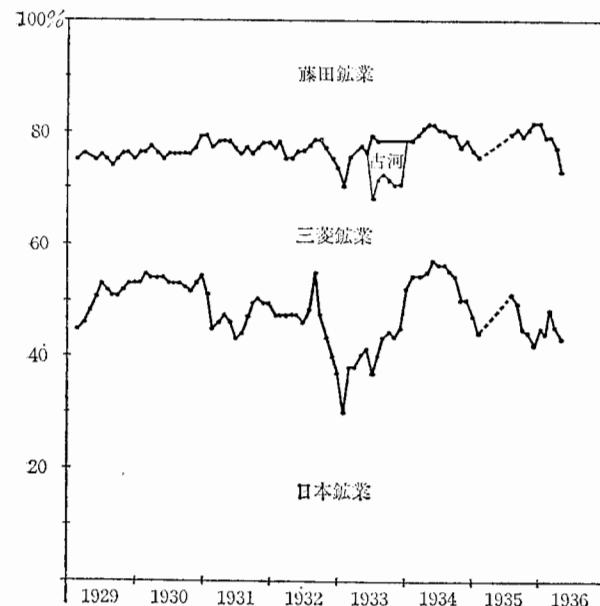
四伸会のインド向輸出(真鍮円板・銅板)は上半期五〇〇〇函前後に停滞していたが、八月には一万四八五〇函の成約をみたのである。しかし、こうした対応は四伸会向原料供給を価格面で不利なものとした。これに対して、購買会向は、主として満州・中国市場が中心であり、とくに相対的に有利な前者が拡大基調にあつたことから価格面で相当の回復をみせたのである。

以上の如く、水曜会は、価格面で時に五割に近い大幅な「犠牲」をはらいつつ、輸出ダンピングを強行し、在庫調整を行なったのである。こうした活動が可能になつたのは、水曜会が下流部門のカルテルと協調しつつ組織的にこれにとりくんだからである。

あつたことも、もはや多言を要しないであろう。

もちろん、以上の事実は、水曜会内部に輸出をめぐる利害対立がなかつたということを示すわけではない。加盟五社の販売高に対する輸出負担率(表21)、及び輸出・国内販売単価(表22)はそれを明瞭に物語っているといえよう。住友加盟店前(一九三〇年)の同社の輸出負担が一四パーセント強と最大の日鉱の四

図6 各社販売比率の推移



〔出典〕「水曜会内地販売比率決定計算」各月による。

定でふれたように、三二年の輸出分担率については住友が生産比率から五パーセント引を認められ、さらに三二年上期には協定量の五パーセントを超える減産には実数置換が認められたことであった。そのため、三二年上期の住友輸出負担率は一二・八一パーセントの低率を記録することになり、輸出計画の実行のために他社が負担増を強いためである。<sup>(29)</sup>そこで、水曜会は、住友の減産が「行き過ぎ」であることを同社に認めさせたうえで、協定方法を修正した。しかし、この点は、三二年に他社に比べてやや不利な価格で高い輸出負担（四八パーセント）を余儀なくされたことからみて、それほど大きな問題とはならなかつた。

むしろ、対立点となつたのは生産協

ることによって、生産制限を実現したのである。その反面として、三〇～三二年の三年間を通して、住友の輸出負担率（対販売高）は他社に比べて低く、同社が輸出による損失を避けて減産の方向を歩んだことが明らかであろう。古河の場合には右の条件による若干の減産の影響とともに、三〇年三月に棚上げされた「過剰銅」輸出に同社が不参加であったことも理由となつて、輸出負担はやや軽かつたといえよう。この二社の動向は、藤田・三菱・日鉱の三社が通算四七パーセント台の輸出負担（つまり、三年間の販売高の約半分が輸出）であったことと対比すると

1930年代の産銅カルテル(二)

表21 各社別輸出負担率（対販売高）（単位：%， t）

	藤田	三菱	日鉱	古河	住友	合計
1930年	55.6	50.7	56.4	31.9	14.4	42.3
1931年	45.7	42.2	46.8	42.2	32.7	42.4
1932年	37.7	48.4	35.2	42.6	28.6	38.9
計	47.1	47.3	47.7	38.9	24.6	41.0
1930～32年	輸出	14,773	20,162	30,382	19,054	11,586
実数	国内	31,398	42,588	63,753	48,950	47,119
						233,808

〔出典〕(1)「水曜会銅販売調」昭和5.6.7年より作成。

(2) 但し、原表は1930年1月の米国向輸出6096トン（7000トンのうち）を含まないので、これを分担率によって配分し加算した。

表22 輸出単価と国内販売単価（単位：円）

	藤田	三菱	日鉱	古河	住友	五社平均
輸出	47.054	47.388	46.687	47.166	51.435	47.351
1931	35.205	38.588	34.382	34.916	35.543	35.546
1932	37.536	37.115	38.211	37.583	38.623	37.727
1934	61.262	—	61.688	60.325	60.456	60.276
国内	69.986	71.843	70.381	73.158	71.634	71.520
1931	50.314	50.858	50.742	50.981	51.043	50.838
1932	60.943	61.653	61.567	60.873	57.588	60.506
1934	70.994	71.515	71.164	70.796	70.381	70.982

〔出典〕「水曜会銅販売調」1930～32, 1934年より作成。但し、30年については対米7000t口を含まない。

分の一の比率にすぎず、しかも、輸出単価が四円以上も高かつたことは、加盟交渉における水曜会側の主張が輸出負担の生産比率による「均等化」にあつた理由を如実に示すといえよう。そうした格差は加盟後、徐々に改善されたといってよい。もっとも三一年六月から一〇月にかけて三菱が輸出負担の辞退と、その分担量の棚上げを申し出したことから、同社の負担率が三一年に低く三二年に高くなつたこと、これに伴つて輸出単価も三一年には三円強高かつた。しかし、この点は、三二年に他社に比べてやや不利な価格で高い輸出負担（四八パーセント）を余儀なくされたことからみて、それほど大きな問題とはならなかつた。

き極めて対照的であった。あえて単純化すれば、生産協定が住友・古河という自家消費の大きい二社の負担によって実行されたのに対しても、ダンピング輸出は、他の三社を主軸にすすめられたのである。ここに恐慌期の水曜会の活動が対立を含みつつも、協調的・組織的な展開をみせた根拠の一つがあつたといえよう。

### 3 国内販売統制

昭和恐慌期における水曜会の国内市場統制の方式それ自体は、それまでと大筋では変わらなかつたと言つてよい。自家消費の小さい藤田、三菱、日鉄の三社が販売可能量を基準に販売比率を分け、外銅輸入採算に一定の値引をした建値によつて販売された。その場合、二四木会を通じる特別値引の一手中間が引きつき国内販売の中軸の位置を占めたことも同じである。従つて、問題はそうした方式が恐慌期にあっても価格統制力を維持しえたかどうかにかかわっている。そして、水曜会は、そのため、生産協定やダンピング輸出を行なつたのである。

それ故に価格統制を論じる前に、こうした対応が国内販売的方式にどのような変更を加えたかを整理しておこう。三一年上期についてはすでに紹介したので三一年下期を例にとると、「生産及販賣ニ關スル協定」第四項において国内販売について次のように定められていた。

		(単位:t)						
		合計	差引残 (期末)	月荷 カ後 在想 (期末)	五 月 荷 予 想 (期末)			
		15,957	7,505	15,065				
		19,928	7,250	15,283				
		19,607	6,911	15,419				
		18,074	6,743	14,030				
		18,569	6,484	9,552				
		17,489	7,726	10,149				
		20,700	4,550	9,091				
		19,490	3,147	4,858				
		19,506	2,358	1,088				
		16,123	3,869	6,060				
		13,839	7,066	7,437				
		20,956	2,867	1,742				
		18,423	2,105	△ 1,513				
		17,071	2,443	△ 4,345				
		16,474	2,870	△ 2,973				
		18,507	2,315	△ 5,150				

第四 内地市場販賣銅ニ對スル分擔比率ハ協定量ヲ限度トスル實際生産量ヨリ輸出分擔量、自家消費量ヲ控除シ之ニ滯銅ニ對スル第二比率ヲ按配シテ決定ス	
古河社ハ自家消費以外ノ内地市場販賣ニ参加セズ	
住友社ハ輸出分擔量ヲ控除シ	
タル残量ガ自家消費量ニ充タ	
サル場合ニ於テ内地市場販賣に参加セズ	

### (東京水曜会、一九三一・一二・五)

つまり、從来との对比でいえば基準数値が實際生産量から「協定量ヲ限度トスル實際生産量」(但し、前々月に終わる六ヶ月平均)に変更され、これから控除として新たに「輸出分擔量」(但し、前々月の仮分擔量)が追加されて販売可能な量が算出されることになった。

また、第二比率にかかる理想的滞銅については別に細目協定でこれまでどおり実際生産量を基準とする。実際滞銅量は超過生産による棚上銅を除く滞銅量を用いることなどが定められている。こう

表 25 大阪水曜会国内向販売高 (単位: t)

	住友電線	住友別子・販売店	神戸製鋼	日本伸銅	津田電線	三井物産	三菱商事	軍官需	その他	合計
1929年 I	1,735	0	0	500	25	750	850	0	160	4,020
II	1,285	0	0	0	110	0	0	0	38	1,433
III	1,080	0	0	100	175	142	100	144	381	2,122
IV	550	0	50	0	235	8	27	156	597	1,623
1930年 I	375	0	320	175	185	10	0	241	561	1,867
II	0	16	210	150	75	150	125	393	103	1,222
III	0	642	440	480	100	50	330	1	388	2,431
IV	650	161	325	180	75	50	135	0	200	1,776
V	55	8	600	525	320	75	340	218	394	2,535
1932年 I	0	19	280	300	220	175	260	156	141	1,551
II	200	641	300	150	125	125	135	240	141	2,057
III	350	5	165	150	175	200	270	206	0	1,521
IV	1,900	5	850	475	300	425	648	528	350	5,481
1933年 I	650	5 (250)	275	150	25	325	283	100	2,063	
II	1,230	5 (250)	200	200	225	325	402	81	2,918	
III	510	5	450	375	250	335	375	521	50	2,871
IV	1,235	20	825	700	275	380	475	336	423	4,669
1934年 I	550	0	750	310	275	400	475	603	216	3,579
II	1,355	0	500	50	325	175	100	464	245	3,214
III	1,175	0	425	30	250	40	75	401	173	2,569
IV	700	0	475	670	275	50	—	186	155	2,511

〔出典〕表24と同じ。()内はスライド売量不明のため臨時販量のみを示す。

期古河が国内販売に参加した時ある。その結果、三年の一時負担の増大を回避するために減産を実行したために、恐慌期にも販売余力を生じなかつたのである。

に住友が実際にどの程度の販売シェアをもつっていたかは資料を欠くため明らかではない。しかし、それ考慮すると、三社は最大で藤田、三菱が三パーセント、日鉱が七パーセントの比率をそぞれぞれ失つたことになる。三〇年秋以降、前述の協定第四項のかつた。住友は加盟による輸出も販売余力を生じなかつたのである。

表 24 東京水曜会国内向販売 (単位: t)

	古河工	藤田倉線	東京製	横浜業	その他	軍需	合計
1929年 I	805	1,580	400	0	485	124	3,394
	II	190	1,375	0	0	260	1,825
	III	0	1,730	0	0	33	1,890
	IV	26	1,210	250	0	160	54
1930年 I	0	1,270	250	0	340	63	1,923
	II	0	585	175	90	265	177
	III	0	470	325	165	290	330
	IV	0	650	300	70	142	128
1931年 I	0	545	1,075	290	315	547	2,772
	II	0	1,175	539	70	255	96
	III	0	520	375	55	170	236
	IV	0	550	375	85	210	151
1932年 I	0	580	650	75	525	968	2,798
	II	0	400	650	65	560	374
	III	0	945	575	45	370	1,256
	IV	0	1,080	684	0	505	1,779
1933年 I	0	905	905	0	620	931	3,361
	II	100	805	1,000	0	890	219
	III	940	685	700	0	597	1,449
	IV	1,150	955	200	0	654	145
1934年 I	725	1,150	150	0	560	228	2,813

〔出典〕「水曜会銅商談通知」より成約月別相手別に集計した。

した変更は前者についてみれば、協定生産量の遵守とともに、自家消費の減少に伴う販売余力をまず輸出にふりむけ、国内販売(市中)に対する三社分担の体制を維持することに目的があつたと考えられ、また、後者については、超過生産に対する負担を加重することで生産協定を補完する役割をもつていたと言つてよい。

右の如き方式によつて毎月に決定された販売比率は図6の様な推移を示した。このうち、図示されていないが、一九二九年一一月から翌三〇年九月(?)まで住友が一三パーセントの固定比率で販売協定に参加していた。住友との販売協調以前、とくに二八年未以降

1930年代の産銅カルテル(二)

表 26 成約相手別平均単価

	藤電	倉線	住電	友線	日本銅	神戸銅	東製	京線	津電	田線	三井	井産
1931年1月	57.25	(58.10)	—	—	58.45	57.70	—	—	—	—	—	—
2月	57.50	(60.00)	57.39	57.87	56.82	57.13	58.62	—	—	—	—	—
3月	57.84	—	58.65	58.75	56.91	59.45	—	—	—	—	—	—
4月	56.51	(55.88)	56.55	56.51	56.34	56.05	—	—	—	—	—	—
5月	53.15	(53.15)	53.42	54.04	52.99	—	—	—	—	—	—	—
6月	50.70	(49.94)	51.22	50.65	50.67	51.18	51.55	—	—	—	—	—
7月	48.63	49.57	48.88	49.08	48.66	—	—	—	—	—	—	—
8月	46.84	46.80	41.79	46.93	47.03	47.00	47.05	—	—	—	—	—
9月	45.73	46.33	45.71	45.83	45.90	44.80	47.00	—	—	—	—	—
10月	44.69	44.60	44.85	44.79	44.87	44.88	44.90	—	—	—	—	—
11月	43.05	(44.96)	44.58	44.47	44.31	45.01	—	—	—	—	—	—
12月	45.78	—	50.95	46.30	53.68	48.87	45.05	—	—	—	—	—
1932年1月	58.15	(60.20)	58.96	59.17	60.03	59.05	59.10	—	—	—	—	—
2月	53.76	(56.37)	53.88	53.96	53.37	55.74	53.95	—	—	—	—	—
3月	54.48	—	55.34	54.59	56.65	56.20	—	—	—	—	—	—
4月	52.24	(55.00)	53.19	53.24	53.74	52.80	—	—	—	—	—	—
5月	51.88	(51.12)	52.09	52.32	52.05	52.20	51.95	—	—	—	—	—
6月	51.52	55.82	54.54	52.79	51.28	52.48	57.28	—	—	—	—	—
7月	58.34	54.09	58.33	58.33	57.75	60.65	—	—	—	—	—	—
8月	62.58	66.45	67.17	64.64	70.12	73.05	71.60	—	—	—	—	—
9月	73.83	—	73.87	73.87	—	75.33	74.45	—	—	—	—	—
10月	71.09	69.85	71.02	77.23	72.01	71.46	—	—	—	—	—	—
11月	76.67	75.68	76.15	75.28	74.85	77.75	77.08	—	—	—	—	—
12月	71.24	70.93	71.76	72.85	72.38	73.77	72.43	—	—	—	—	—

〔出典〕表24と同じ。成約相手別の販売量、販売額を成約月毎に集計して、平均単価を算出した。購買会向

小さく、市場販売の主要な部分となつていった。つまり、この時期には二四木会を通じるカルテル間協調をダンピング輸出に生かしつつ、水曜会は、相対的に比重を高めた他所向販売への市場統制を試みたのである。もつとも、荷運費による購買会向販売は、覚書に基づく確定量とスライド向に含まれているから「他所向」の増加は割引て評価しておかねばならない。その点は表24、25によって東京、大阪両市場の成約相手別の販売高から確かめることができ。東京市場では古河電工

期を除いて三社は国内市場への独占的な供給者の位置にたつた。古河の参加は、この年五月に二七〇〇トン余の軍需関係入札が行なわれ、その受注・品種のため、自家消費向供給を削減して実行された臨時措置であった。<sup>(30)</sup>他方、日本鉱業のシェアが三二年後半から三四四年にかけて急落、再増加と大きく変動した理由は、同社の三〇と三一年にかけての大規模減産と自家消費の拡大によって日鉱販売余力が縮小したためであり、ピーク時の五五パーセントから三〇パーセントまで急減し、三四四年半ばには五七パーセントに回復したが、大きな争点とはならなかつた。

ところで、このような販売比率に従つた国内販売はどのような市場構成をもつていてあらうか。水曜会の国内販売銅は、自家消費を除くと、二四木会向確定量、スライド売、臨時売と、その他各社に対する販売とに分けられる。資料上の割約から、その実績を全体として見渡しうる統計を欠くが、表23によつて荷運予想からこれをみると、三一三二年に拠出の二分の一ないし三分の二にすぎなくなつた国内拠出量のうち、市場販売を示す「購買会向」とび「その他」は三一年第一・四半期の約二九〇〇トンを最低に三七五〇〇〇トンであった。これは二八年後半期が五七〇〇～六〇〇〇トンであった<sup>(31)</sup>ことに比べれば最大で五割を超える市場の縮小をみたことを意味しなかつても、購買会向を意味しながらでも、購買会向の統制の効果を弱めたとみられる。他方、他所向は二〇年代末水準からの落ち込みが確定期を除く。( ) 内は住友別子販売店向。

三菱	軍官需	その他	平均
58.20	58.26	58.27	58.00
58.80	58.39	57.97	58.04
—	59.37	58.83	58.36
56.84	57.20	56.94	56.48
53.80	53.00	54.30	53.44
50.24	50.43	50.97	50.71
48.15	51.50	49.57	49.07
47.00	—	47.13	46.93
44.80	45.82	45.49	45.86
44.88	45.06	44.91	44.87
45.09	44.15	44.61	44.49
45.80	46.97	51.60	48.91
59.35	59.25	59.24	59.32
55.13	57.27	53.87	54.09
—	56.17	55.75	55.30
53.05	—	53.72	53.26
52.40	52.65	52.61	51.85
51.28	54.38	51.77	53.40
—	59.00	54.68	57.89
73.08	—	70.90	70.05
75.23	73.51	75.08	74.34
70.92	71.76	71.79	71.30
75.03	78.58	75.71	76.10
72.26	71.40	71.10	71.77

表 27 成約別販売単価と建値の比較 (単位: 件, %)

	売 値 安		建値通り	売 値 高		計						
	50 銭 以上 安	50 銭 未満 安		50 銭 未満 高	50 銭 以上 高							
	件	%		件	%	件	%					
1931年 I	7	10	5	8	35	54	13	20	5	8	65	100
	13	14	5	5	62	67	6	6	7	3	93	100
	0	0	13	20	42	63	9	14	2	3	66	100
	1	1	10	8	78	66	16	14	13	11	118	100
1932年 I	8	9	3	4	50	58	14	16	11	13	86	100
	11	17	3	5	32	50	11	17	7	11	64	100
	9	16	3	5	34	60	3	5	8	14	57	100
	26	17	4	3	99	65	14	9	10	6	153	100
1933年 I	14	18	1	1	53	67	5	6	6	8	79	100
	35	37	1	1	54	56	2	2	4	4	96	100
	33	25	4	3	86	64	5	5	4	4	133	100
	38	20	1	1	129	69	15	8	5	2	188	100
1934年 I	34	21	7	4	105	63	12	7	8	5	166	100
	36	25	2	1	65	45	27	19	15	9	145	100
	34	29	1	1	60	51	13	11	13	11	117	100
	*N	30	38	0	0	43	54	4	5	2	3	79

〔出典〕 表24に同じ。但\*印は10-11月、各欄左は件数、右は各期別構成比。

が買手として消えたとはいへ、依然、購買会の一角を成す藤倉電線が中軸であった。表24、25では購買会向確定量の供給分が除かれているが、それを加えれば(三一年七五〇トン、三三年一一七五〇トン、三三年二九〇〇トン)藤倉の地位はより明確となるであろう。大阪市場(表25)では住友電線の後退が顕著で、神戸製鋼・日本伸銅という四仲会を構成する一社を中心にして、これに津田電線・軍官需と、小口販売を取り扱つた三井物産・三菱商事が成約相手であった。二商社の取扱は中小加工業者への供給であり、両社が独自に買持ちすることは許されなかつた。歴史的に中小の伸銅加工業者の多い大阪市場はそれを反映して伸銅向け供給が多く、とくに恐慌下に住友電線の買付が無くなつたことからそうした状況がより明瞭に表われたのである。もつとも、住友電線については藤倉同様に購買会確定量買付(三二年六〇五トン、三三年一四五〇トン、三三年四〇〇〇トン)を含めると、神戸製鋼・日本伸銅に匹敵する地位を維持していたことは留意すべきであろう。以上から明らかなように国内市場は、住友電線と古河電工が後退したことから購買会向の比重が以前に比べて低下し、三四木会を中心とする市場統制力を弱める条件が生れつつあつた。

成約相手別の販売単価の動向はこれを反映して、二〇年代末(二七と二八年)のような明確な価格差別策が認め難くなつた(表26)。そのなかで藤倉電線が依然として安値供給の利益を享受していたこと、概していえば、四仲会によって水曜会と協調関係をもつようになつた日本伸銅・神戸製鋼が、また東京市場において東京製線が、藤倉について安値供給の利益を受けることが多かつた。もつとも、この二年間は価格が大きく変動した時であつたから、月のうちでも買付の時期によつて価格差が大きく、結果的にみて価格差別策による建値の規制力の弱体化がみられたといべきであろう。従つて実際の商談において、水曜会建値の果した規制力は別の面から検討し直さねばならない。

その点を補正するため成約当日の建値と販売単価とを各契約別に比較し、その格差を基準に契約件数を示したのが表27である。みられるとおり、三一と三三年に二分の一ないし三分の二の契約が水曜会建値通りに販売されてお

り、建値より高いものを加えると約八割に達したものである。建値が海外相場と為替水準によつて大きく動搖したことに規定されて、水曜会の独自の価格決定力には狭い限界があつたが、他方で、需要者側には価格決定に関与する機会はほとんどなく、水曜会の決定した建値に従つて購入することを余儀なくされていたと言つてよい。その限りで、米銅輸入採算を基準とする水曜会の国内価格統制は恐慌期にもなお有効に機能したのである。

もちろん、その有効性は、生産の抑制やダンピング輸出の実施によつて在庫増大を避け、海外相場の崩落と恐慌による需要減退の影響を最小限に止めようとしたことによつて支えられていた。しかし、表27では明示的でないが、小口販売については建値の二〇と三〇銭高を基準として、ときには一円を超える高値で——つまり輸入採算を上廻る価格で——国内販売が実行され

表 28 価格推移 (単位: 円)

	A 輸入採算	B 建 値	C 国内売値	D 市中相場	A-B	B-C	B-D
1929年	101.92	95.17	93.38	94.28	6.75	1.79	0.89
	99.23	91.75	82.26	88.38	7.48	9.49	3.37
	98.41	90.98	84.53	89.17	7.43	6.45	1.81
	97.52	90.05	82.41	88.77	7.47	7.64	1.28
	96.08	88.65	82.33	88.77	7.43	6.32	△ 0.12
	95.70	88.22	84.25	88.33	7.48	3.97	△ 0.11
	95.48	87.97	86.85	88.16	7.51	1.12	△ 0.19
	95.42	87.91	86.76	88.00	7.51	1.15	△ 0.09
	95.08	87.59	86.54	87.84	7.49	1.05	△ 0.25
	86.40	81.75	84.06	82.67	4.65	△ 2.31	△ 0.98
	72.79	72.03	73.34	73.25	0.76	△ 1.31	△ 1.22
	69.55	69.21	70.23	70.06	0.34	△ 1.02	△ 0.85
1930年	65.10	64.39	66.17	65.03	0.71	△ 1.78	△ 0.64
	63.47	62.76	63.71	64.16	0.71	△ 0.95	△ 1.40
	62.49	61.88	61.34	60.41	0.61	0.54	1.47
	58.26	57.57	58.94	58.23	0.69	△ 1.37	△ 0.66
	62.74	61.99	57.53	62.18	0.75	4.46	△ 0.19
	63.24	62.58	60.40	62.31	0.66	2.18	0.27
	59.38	58.69	59.03	58.62	0.69	△ 0.34	0.07
	58.72	58.09	57.04	58.36	0.63	1.05	△ 0.27
	—	59.15	57.58	58.96	—	1.57	0.19
	57.90	57.05	57.02	55.37	0.85	0.03	1.68
	54.25	53.63	54.90	53.43	0.62	△ 1.27	0.20
	50.83	50.65	51.11	50.73	0.18	△ 0.46	△ 0.08
1931年	50.09	49.38	50.34	49.25	0.71	△ 0.96	0.13
	47.07	48.12	47.03	—	—	△ 1.05	0.04
	46.01	46.12	45.98	—	—	△ 0.11	0.03
	44.87	44.72	44.82	—	—	0.15	0.05
	44.11	44.33	44.07	—	—	△ 0.22	0.04
	49.08	45.00	49.80	—	—	4.08	△ 0.72
	60.12	59.47	51.85	60.10	0.65	7.62	△ 0.63
	55.61	54.90	56.45	55.40	0.71	△ 1.55	△ 0.50
	56.39	55.64	54.61	56.72	0.75	1.03	△ 1.08
	54.19	53.49	53.52	54.52	0.70	△ 0.03	△ 1.03
	53.09	52.39	52.22	53.32	0.70	0.17	△ 0.93
	55.83	54.38	51.68	55.11	1.45	2.70	△ 0.73
1932年	60.90	58.63	54.85	58.61	2.27	3.78	0.02
	68.30	67.47	58.53	68.47	0.83	8.94	△ 1.00
	76.86	74.17	68.92	75.31	2.69	5.25	△ 1.14
	72.59	71.53	72.24	72.29	1.06	△ 0.71	△ 0.76
	77.14	76.02	72.11	76.45	1.12	3.91	△ 0.43
	73.22	72.22	74.24	72.66	1.00	△ 2.02	△ 0.44
	72.59	71.62	70.98	72.69	0.97	0.64	△ 1.07
	72.55	70.84	70.09	72.57	1.71	0.75	△ 1.73
	71.80	69.98	69.00	70.99	1.82	0.98	△ 1.01
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
1933年	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

[出典] A, B, D は『日本經濟年誌』各年及び三菱金屬『金物取扱』より作成。C は「水曜会銅販売調による平均単価」。

注) △はマイナス、各 100 kg 当り。

つけたことは注目してよい。景気回復に伴つて安値件数のウェイトが増大するのは住友電線の買付件数が増大するなど、二四木会、四仲会に含まれる加工業者に対する値引供給が増大したためであり、三社からみれば国内市場の大によって二〇年代末の状況が再建されていったことを意味した。

ところで、基準となる建値は米銅輸入採算に基づいて決定されていたが、表28の如く、二九年七月から翌年三月まで採算の約七・五円引であった(A-B)。その理由は、アメリカ銅価が輸出業者組合の価格支持策で固定されていたためであるが、他方で需要減から市況は漸落気味で採算とのひらきが拡大したからである。しかし、そうした対策にもかかわらず実際の販売価格は市中相場にひきずられて建値から乖離していた(B-C)。水曜会の市価統制力が弱まつていたとみてよい。住友との販売協調はこうした困難を克服する条件を与えた。二九年未から建値と売値の格差は一時的な動揺に加えて、三二年六月以降ニューヨーク市場がアメリカの銅関税設定によってヨーロッパ市場と乖離し、輸入採算上ではロンドンないしハンドルグを基準とする方が低価格となつた。そのため水曜会は七月下旬よりロンドン相場基準三円引、八月下旬よりは同じく五円引として海外相場の動揺に対処し、九月半ばからロンドン及びハンドルグ両市場からの輸入採算のうち安値のものを基準にその一円引に改め、以降、この方式に従つて値引額を調整しつつ建値を決定した。<sup>(33)</sup> その結果、三二年第四・四半期以降、建値と販売単価のひらきも再び縮小したのである。

以上の如く、昭和恐慌期の水曜会は、二九年三月のピーク時建値一一三円八九銭から三一年一一月の四四円三三銭へと六割を超える価格暴落のなかで、一時的には販売単価が建値と乖離し、また、供給価格の差別化策が弱まる局面を生みながらも、全般的には国内市場を建値によって規制し、さらに、三二年以降には為替の下落、関税引上げなど

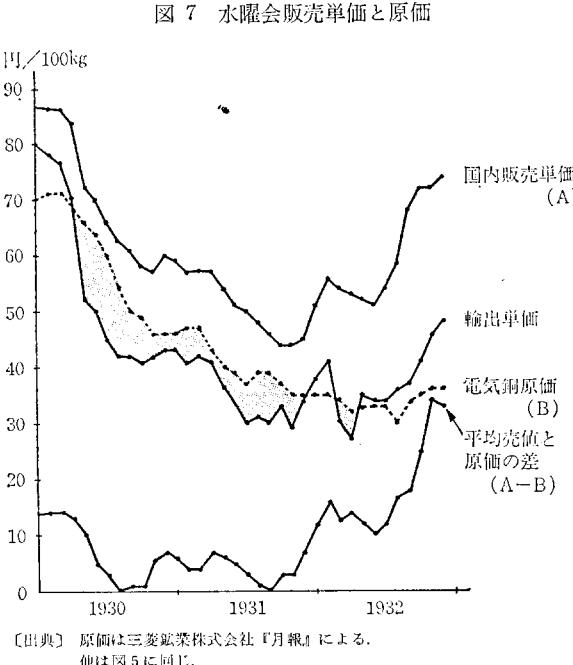
の条件のもとで、徐々に国内価格を引上げていった。一方でダンピング輸出を続け在庫処分を実行しながら、こうした価格規制の有効性が保たれたところに、水曜会の獨占組織としての活動の成果を認めることができる。

水曜会の市場統制力が基本的に保たれていたことは、恐慌対策としてうちだされた重要産業統制法に対する態度からも窺い知ることができる。強制加入命令等を含む重要産業統制法は、カルテル統制が弱体化した場合にこれを補強する手段を提供するものであった。しかし、水曜会は当初からその適用を受ける意志はなく、三一年七月末、商工省より非公式に「合理局ニ於テハ銅及鎌石モ産業統制法ノ指定ヲ強制スル意向強硬ナリ」との情報がもたらされると、猛然と反対運動を展開していった(東京水曜会、一九三一・七・三二)。水曜会としては、「指定」が無用の干渉であり、「法ノ精神ハ既ニ多年本會ノ自發的ニ實施シ来レル所」であると主張し、田島商工次官をはじめ当局者に面談して了解を求めた(同、八・一)。さらに九月には水曜会の意向を尊重する態度をとっていた鉱山局と連絡をとりつつ、商工大臣他、産業合理局関係高官等に対して、「重要産業統制法ノ適用ヲ希望セザル理由」と題する意見書を送つて善処を求め、三菱鉱業三谷会長、住友合資川田専務理事が桜内商工大臣に陳情して諒解をとりつけた(東京水曜会、一九三一・九・二六)。その結果、「五社以外ヲ加盟スルコトハ却テ統制ヲ乱」すとの水曜会の主張が認められ、産業に対する同法の適用は見送られ、水曜会は自主的なカルテルとして、その独自の活動を続けたのである。

#### 4 恐慌対策の成果

輸出ダンピングと生産制限が滯銅の処分による在庫調整を可能とし、これを前提に国内市場における建値の統制力が維持されたことはすでにみたとおりである。そうした対応策が加盟五社の業績にどのような成果をもたらしたかを簡単にみておこう。

まず、前項でみた価格統制の意義を生産コストとの関係でみておこう。三菱鉱業を例にとって、その電気銅原価と



水曜会販売価格、および平均売価と原価のひらきを示したのが図7である。これによって明らかになりました。三〇年春以降輸出価格は約二年にわたって採算割であり、その点からもダンピングと言うことができる。そのため、平均売価と原価の差も縮小し、三〇年八月、三十一年九月などは、ほとんど単位当たり利益の生じないほどに費用・価格関係は悪化した。しかし、同時に注意すべきことは、この間、一貫して国内販売価格は原価の上鞘にあり、恐慌下の価格暴落といつても採算割れを生じるようなことはなかつたことである。敢えて誤解を恐れずに言えば、それは、合理化の時間的余裕を与えるようない貫徹された価格の下落であったといつてよい。

もちろん、その一方でかなり厳しい生産費削減の努力が続けられたことは事実である。個々の事例に踏みこんで検討する余裕はないが、そうした合理化努力を不可欠としながら、生産費の低下は生産制限によつても保障された。一見奇妙なことであるが、各社は鉱山毎の生産費の大差に基づいて不良鉱山を切捨て優良鉱山に生産を集中することで全体の生産費を低下させることができたからである。そのため、生産制限によつて製錬所の操業率が若干低下することも大きな制約にはならなかつたようである。

表 30 売上価格と原価 (単位: 円)

	原 価		売 上	水曜会販売価格	
	足 尾	阿 仁	手 取	国 内	輸 出
1929上	25.4	51.1	57.2	?	?
	下	26.0	51.9	57.1	?
1930上	25.5	51.4	50.9	82.8	57.1
	下	22.9	48.9	34.8	61.4
1931上				56.4	37.4
	下	20.5	閉山	25.1	46.6
1932上	17.7			27.7	53.8
	下	18.0		28.5	68.0
					39.5

〔出典〕 原価・売上手取(本社費を除いた事業所収入単価と思われる)  
は古河鉱業決算書各年より、水曜会販売価格は「水曜会銅販売調」より古河分の単価。

表 31 対払込資本金利益率 (単位: %)

	藤 田	古 河	日 鉱	住 友	三 菜
1927上	7.2	10.0	14.4	?	12.0
	下	10.9	12.3	14.6	2.4
28上	13.9	12.7	12.9	2.5	11.1
	下	15.2	14.3	12.2	3.0
29上	19.7	17.8	7.1	15.7	11.8
	下	13.3	15.9	6.0	13.4
30上	△ 0.3	12.2	△ 6.5	△ 0.1	5.2
	下	△ 0.9	0	△ 3.9	4.3
31上	△ 0.1	0.3	△ 1.0	△ 10.2	4.0
	下	△ 0.2	△ 3.0	6.4	5.4
32上	0	0.5	11.9	△ 2.5	6.8
	下	1.1	0.4	14.6	△ 1.4
33上	1.2	△ 0.8	12.6	8.1	17.0
	下	26.0	2.4	15.5	13.3
34上	24.3	1.1	17.9	10.8	20.0
	下	36.6	1.4	20.9	10.7
					21.0

〔出典〕 各社社史及び営業報告書による。  
但、住友30, 31年は麻島昭一「両大戦間における住友財閥の  
取引構造」より算出。

複数の鉱山を経営していた場合に限られると言つてよいが、日本鉱業や藤田の場合には社内売鉱山の整理や、社外買鉱価格の引下げによる中小売鉱山への負担の転嫁によつて減産に伴うコスト低下をある程度まで保障されていた。その点では一番制約が強かつたのは住友別子であったが、他社に比べてコスト低下の余地が小さかつたとすれば、採算割れの輸出に抵抗を示したのはむしろ当然であったと言つてよい。

三年にはいると費用・価格関係はかなり好転し、年末には原価は販売価格の二分の一余りとなつた。この年、水曜会は内外格差を拡張する方向で輸出を続けたが、それでも六月以降の輸出価格は利益を生みうる水準にあつたので割れの輸出に抵抗を示したのはむしろ当然であったと言つてよい。

表 29 各鉱山別産銅高 (単位: t)

所 有	鉱山名	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933
日本鉱業	日 立	7,736	6,934	8,362	8,546	8,361	7,685	9,024
	佐賀関	8,230	8,036	10,940	12,632	10,097	9,324	8,488
	小 計	15,967	14,970	19,302	21,178	18,458	18,236	19,023
古 河	足 尾	13,287	13,714	13,464	14,064	14,714	14,779	12,929
	阿 仁	456	425	333	301	75	—	—
	永 松	229	374	307	426	409	448	471
	小 計	14,262	14,513	14,104	14,791	15,198	15,227	13,400
三 菱	吉 岡	772	761	71	—	—	—	—
	楓 峰	878	1,009	1,209	1,367	1,256	1,376	1,308
	尾 去 沢	3,238	3,405	3,872	4,984	5,716	5,953	5,512
	荒 川	1,658	1,626	1,796	1,856	1,529	1,408	—
	直 島	3,734	4,763	5,939	6,705	6,547	6,402	5,864
	小 計	10,270	11,564	12,887	14,912	15,048	15,259	14,092
藤 田	小 坂	8,782	8,954	9,564	9,946	9,611	9,406	9,098
住 友	別 子	12,630	13,244	16,374	12,490	13,227	10,599	10,712
横 山	尾 小 屋	1,703	1,686	1,645	1,695	1,055	(1,227)	(1,511)
田 中 鉱 業	國 富	379	410	534	454	29	—	—
	堀 笹ヶ谷	237	250	346	215	103	—	—
八 荘	八 荘	41	—	—	—	—	—	—
大日本鉱業	八 盛	—	—	—	—	2,049	2,107	2,129

〔出典〕 表12に同じ。

注) 32, 33年の日鉱計には尾小屋を含む。

三菱の場合には、生産費の低い楓峰、尾去沢に生産の重点をおき、吉岡、荒川の高コスト鉱山の生産が停止ないし、縮小した(表29)。吉岡の閉山が対照的であった。足尾の原価は二五円から一八円にまで低下して輸出価格よりはるかに低い水準にあつたし(表30)、尾去沢の場合は三〇~三二年の三六ヵ月間で輸出価格が採算割れとなつたのは三一年下期を中心にはずか五ヵ月にしかすぎなかつたからである(34)。つまり、減産の実施は、優良鉱山への生産集中によるコスト引下げの機会を与えたのであつた。もつともそうした機会が与えられていたのは、三菱を典型として割れの輸出に抵抗を示したのはむしろ当然であったと言つてよい。

ある。産銅業が三二年以降に業績の回復をみせるのはそうした条件に基づいている。

もつとも、各社の利益率はこうした状況を必ずしも正確に反映しているとはいえない。というのは三菱の場合は石炭業、日本鉱業では石油業の比重が高いこと、古河の場合は相対的に小さいとはいえた不振の石炭部門の影響に加えて借入金依存の経営体質の弱点が昭和恐慌下に露呈したことなどの事情による。その点の検討は別に譲るとして、各社の利益率の動向を表31によつてみると、二〇年代末に平均一〇パーセントを上廻る対拠込資本利益率を記録していだ各社は三菱を除いて恐慌期に欠損を記録している。とくに加盟後三一年の住友の利益率が最悪で輸出負担を軽減されてもなお同社が著しく苦境にあったことを知りうる。古河の業績も芳しくないことを考えあわすと、自家消費の大きいことがこの時期に必ずしも有利とは言えなかつたようと思われる。それはともかく、各社の利益率は三二年上期から明確に好転していった。もつとも業績のよかつた三菱では、三一年から純益金の大部分を産銅利益が占めるようになつたが、同社の固定資本投資の七割が石炭業で金属鉱業は三割であったことを考慮するとその意味は極めて大きかつた。低迷を脱しえなかつた古河でも、前述のごとき低コストによつて三二年には足尾一山で半期百万円の利益を生むまでになつており、同社全体の利益率回復には至らなかつたもののその一層の低落を下支えする役割を果したのである。<sup>(36)</sup>

以上の如く、産銅各社の利益率の推移からみると、恐慌下の欠損に示されるように独占組織の活動が高利潤をもたらすような成果を生まなかつたことは事実であつた。しかし、そうしたなかで組織的な活動が続けられたことによつて業績の一層の悪化はある程度防がれたと推定しうるし、さらに三二年以降の比較的早い業績回復の前提条件がつくりだされたのである。三二年を境に尾小屋（横山鉱業部）、国富（田中鉱業）などが生産を中止していったのと対照的に水曜会五社は昭和恐慌下の銅市場の激しい動搖に対処し、ともかくもその地位を保ちつけたのである。

(1) 第二次以降の国際協定については水曜会が参加したかどうか確言できる資料を欠いており、断片的な記述から読みとる限り、その対応は静観するという程度のものであった。例えは三一年末に三菱商事紙育支店を通じて「減産協定ニ關シ水曜會ノ態度ヲ電照」してきたのに対し、単に三二年上期生産予定が月五九〇〇トンであるとだけ回答し、輸出その他について何ら交渉しようとした（東京水曜会、一九三一・一二・二三）。

(2) この点に、住友別子が提示した輸出分担量の減産による実数置換を水曜会が認めなかつた理由の一端をみると、水曜会として輸出を計画的に行なううえで自らな問題となつたし、他社からみれば輸出分担による損失量が予測しえなかつたからである。

(3) 『本邦鑛業の趨勢』昭和七年による。

(4) 「生産及販賣ニ關スル細目協定」では協定生産量に基づいて「各社ハ生産豫定量ヲ提出シ夫々責任ヲ以テ販賣荷線上ノ支障ナカラシムルコト」が定められ（東京水曜会、一九三一・一二・五）、また、連合水曜会における輸出精算方法の論議とからめて「各社ハ品質上ノ責任ヲ持ツモノ」として協定生産量から実際生産量が大きく異なることのないよう申合わされていた（連合水曜会、一九三一・一二・一八）。

(5) 置換を認めた第一期にあたる三二年上期末には、次期協定をめぐつて住友の「減産の行過ぎ」が問題となり、小委員会を設けて解決策が検討された（連合水曜会、一九三二・五・六、七）。その結果、住友の協定生産量一三七〇トン、生産予定量一二〇〇トンを前提とし、「輸出分擔ニ對スル生産減實数置換ノ開始點ニ同社生産豫定量：三ニ置キ更ニ壹百噸ヲ減ジタル壹壹〇〇噸ニ到リテ實数置換ヲ停止」することで合意され、協定条項は、右の住友社の例を平等に適用するため百分比で、協定生産量から一二・四八ペーセント減を実数置換の開始点とし、一九・七〇パーセントでこれを中止して、より一層の減産となつた場合には「實際生産量に實数除量ヲ加算シタ」数量を基準に分配することになった（三二年下期「生産及販賣ニ關スル協定」）。

(6) 東京水曜会に提案された案は「次期（昭和八年一月ヨリ六月迄）ノ協定生産量ハ各社ニ於テ其期ノ生産豫定量ヲ申出デ其数量ヲ以テ協定生産量トス、而シテ輸出分擔ハ其生産比ニヨルコト、シ右協定生産量ヲ超過シタルモノハ棚上銅トシテ從来通り單獨輸出ヲナシ不足シタル場合ハ協定生産量大ケ生産アリタルモノト看做シ之ヲ處理スルコト」というものであつた（東京水曜会、一九三二・一〇・一五）。そのねらいは、議事録によれば、「最近ノ如ク輸出採算ガ特ニ犠牲トナラザル事情ノ下ニ於テ」從來の協定に拘泥する必要はなくなつたと判断したうえで、協定方法の改善によつて「輸出分擔ニ付從来ノ如キ特例ニ屈スルモノ」を廃止し、以つて調節等の事務を簡素化することにあつたという（連合水曜会、一九三二・一〇・二〇）。繰り返

すまでもなく「簡素化」を大義名分とした「置換」の廃止がねらわれていた。これに対し、当然住友が反発し、その妥協案（現在ノ減産協定ノ形式ヲ崩サズ住友社ノ協定量ヲ矢張リ壹參七〇越トシテ質数引制ノミヲ解消スルコト）大阪水曜会、一九三二・一一・一）に基づいて協議した結果、住友提案によることとなり、住友別子が減産を率先して実行している点を将来生産制限を強化する必要があつた場合に考慮してもらいたいと希望したことを記録に残すことで合意した（連合水曜会、一九三二・一一・八）。

(7) 例えは、先の「生産予定量」の申出による協定も実質的な生産制限の効果をかなり弱めることが意図されていた。

(8) この点については拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」（『土地制度史学』七七号）一四頁、及び、前掲「産銅独占の成立」（二五九頁）を参照されたい。

(9) 例えは、三一年二・四月期の輸出計画に際して算出された引合値段は、手取價格でみると古河電工ワイヤロッド四二円〇三、三菱商事カソード四一円七四九、棹銅四二円〇四九であり（連合水曜会、一九三一・一・一二）、五・七月期について、三ワイヤロッド四二円八九（横浜積）と四二円四四（大阪積出）、カソード四一円五九、棹銅四二円二六（横浜積）と四二円四六（大阪積）であり（東京水曜会、一九三一・三・二〇）、ロッドが若干有利であった。

(10) 例えは、三二年五月末に三井物産より日鉄に対してもちこまれたハンブルグ向輸出ワイヤーバー一〇〇トンについて、三菱を除く四社は「手取相當宣シキヲ以テ」引受けの意向を示したが、「三菱社ニ於テハ此引合ガ單ニ手取ニ於テ有利ナリト云フ丈ケニテ引受クルコトハ水曜会ノ從前ヨリノ取引先ニテ誠意アルブランダイス及ビBMCニ対シ如何ニアルベキヤトノノ反對意見出デ」、結局見送られた（東京水曜会、一九三二・六・一）。

(11) 三井物産『事業報告書』一九三一年上期・下期（三井文庫所蔵）による。もともと、国内品について三井物産が全く関係をもたなかつたわけではない。後述の小口輸出のうち、四仲会のインド向の真鍮円板輸出の販売は三井物産の手によるものが多く、当時の記事によれば、水曜会はインド向輸出に関してブレート類は主として三井物産、ワイヤ類が古河電工とし、中国向については「指定業者を特に定めぬこととなつた模様」と報じられている（『日本鋳業會誌』昭和六年三月、五五一号、三二六頁）。ただ、この点を明示する『議事録』は見出しえなかつた。

(12) 具体例は注（10）を参照されたい。水曜会は引合条件について三井物産とBMC及びブランダイスとを比較し前者が「若干宜シキ様ナル」と判断して三井物産の取扱開始を検討していた（連合水曜会、一九三二・六・二）。

(13) 水曜会「大口輸出商談通知」による各月合計量及び平均價格。

(14) 三井物産の輸出取扱開始の効果は必ずしも明確ではない。水曜会も「倫敦ノ相場自体ニ及ボンタル影響ハ不明」としてい

るが、六月以降の実績に関しては、「三井物産ノ参加ヲ見タル以来漸次賣手相場ヲ基準トスルコトニ轉換ヲ見タル次第ナルガコハ見逃スヘカラザル利益」と認め、それに基づいてBMC及びブランダイスの二社に委ねるのは「面白カラズ」と判断し、三社平等の取扱方法へと転換したのである（東京水曜会、一九三二・九・一四、一五）。その後、水曜会はさらに進んで「倫敦駐在員」の設置によつて再度一本化する方向を検討しているが、それは、従来の「獨占的」地位を奪われた三菱商事が窓口の一本化を大義名分に駐在員を手中にしようとしたまきかえし策であった。しかし、この試みは成功しなかつたため、三菱鉄業は水曜会に対して「從来準水曜會員ノ立場ニ居リタル三菱商事社ノ輸出取扱ニ付特ニ何等ノ不都合等アリタル譯ニアラズシテ全ク他ノ扱社ト同様ノ立場ニ置カレタルコトニ付テハ屢々社内ノ問題トナリ鑄業會社トシテハ甚ダ困難ナル立場ニアリ」と述べて善処を申入れている（大阪水曜会、一九三二・一〇・二一）。

(15) 四仲会の設立年月は、小島昌太郎によれば一九三一年二月四日とされている（『我国主要産業におけるカルテル的統制』一九三二年、雄風館書房、二八六頁）。正式発足は右の通りであるかもしれないが、資料上、四仲会の名称は「一月からみられ（大阪水曜会、一九三一・一・二九、「四仲会打合事項」）ので、これに従つておく。現在のところ正確にはわからぬが、『東京日日』が二月五日の紙面で四仲会の成立を報じてゐるようである（『日本鋳業會誌』一九三一年二月、五五〇号、一八九頁）。

(16) ヨーロッパ向輸出の制限は、アメリカ産銅組合が減産協定を水曜会に要望した際に条件となつており、その後の交渉でも数量面の制限が希望されていたが（大阪水曜会、一九三一・一・一四）、この点については水曜会は組合が日本銅を買入とするか委託により、優先的に販売することを希望し折合わなかつた。そのため、水曜会は度々三菱商事を介して組合の方針を打診したが明確な返事を得られず、三一年一月下旬に「歐洲向輸出ハ貴方申越セアリ是迄引延バシ居リタルガ先方（ヨーロッパ）ヨリ度々ノ督促ニテ餘り遷延ヲ許サザルニ付去ル七日附弊電ニ對シ返事ナクバ米國側ニテハ一應希望ナキモノト見テ歐洲向輸出商談至急取締メル、承知アリタシ」と通告して二月以降の輸出計画にとりかかつた（連合水曜会、一九三一・一・二二）。

(17) 「仲銅業者トノ打合會」『大阪水曜會議事録』一九三一年二月、五五〇号、一八九七。

(18) この点については順序が前後するが二七日の第二回打合会で仲銅側から初商談として例示された希望値引額が、インド向四呂角銅板一九円〇八、同真鍮円板一八円二五、その他一七円であったことによる（『仲銅業者ト打合會』一九三一・一・二二）。

(19) 四仲会の割当方法は資料的に確認できないが、先行する日本仲銅組合の割当がロール台数によつたことからみて、おそらく同一の方法ではなかつたかと推測される。実際、一月末の第一回商談の割当量は、日本仲銅・住友仲銅が各四五〇噸（四一

- パー セント)、西崎仲銅・神戸製銅一〇〇函(九パー セント)であった(第四回四仲会)一九三一・一・二七)。また、三二年中に水曜会に四仲会から報告された原料割当による若干変動はあるが、通常でみて、日本仲銅四三パー セント、住友仲銅三二パー セント、神戸製銅一七パー セント、豐崎仲銅八パー セントであった。
- (20) その後、二月末には中国市場向原料供給に関して、「五トン以下のものに「買切制」を設けるなど、市場に応じた体制の整備をはかった(「四仲会ト打合會」一九三一・二・二七)。
- (21) もつとも、インド向真鍮円板の輸出についてみると、三二年中の実績では三井物産が八七パー セントと圧倒的な地位にあり、注(11)で示した如き分業関係が存在したことが推察される。
- (22) 四仲会「貿易輸入高趨勢(三井報告ニヨル)」『水曜會議事録』一九三一年。
- (23) もつとも、仲銅業のカルテルは重要産業統制法などのバックアップにもかかわらず、結成に手間どり、ようやく一九三六年一〇月に仲銅共販株式会社の設立をみたにすぎない(前掲『仲銅工業史』一二九頁)。しかし、重要な点は不況下に故居市場がゆるみ、これに原料を依存する中小仲銅業者の競争条件が原料面から有利化していたにもかかわらず、大手四仲銅のシェアは、銅板では三〇年六二、三一年五六、三二年五八、三三年六〇、また真鍮板では、三〇年七九、三一年八〇、三二年八〇、三三年八二パー セントに安定していたことであろう。そのことは、同業組合的性格を残していたと思われる日本仲銅組合が昭和恐慌下に解散したのち、大手四仲銅が水曜会との連繋のもとに輸出カルテルを結成し、その独占的地位を保ちつけたことを意味していると思われる。なおシェアに関して、水曜会「昭和九年中ニ於ケル銅ノ國內用途別消費狀況」(一九三五年六月)によった。
- (24) 「ワイヤロッドニ係ル件」(三菱商事金属部長宛経営支店長発電、一九三一・一〇・二七)、「英國市場日本荒引銅線ノ件」(同前、一九三一・一・四)。
- (25) 具体的には三一年一月に東京製錬満州向輸出原料の値引額を一円五〇銭とし、以後これを「漸次減額ス」ることを決定し(東京水曜会、一九三二・一・一四)、購買会に対しても同様の値引額を承認することとして三菱の提案を認め、棚上分はイヤーマークをすることなどを決定した(東京水曜会、一九三一・六・一〇、一六)。この措置は一〇月下旬まで続き、この間の棚上量は一二四〇トンに達した。以後三菱は再度輸出分担に参加する旨申出(東京水曜会、一九三一・一〇・二〇)、また、三月上旬にかけて行なわれ、結局、三月中一〇円五〇銭(東京水曜会、一九三二・三・七)、四月中九円八〇銭(但、東海電線は九円三〇銭、連合水曜会、一九三二・四・一九)と値引額圧縮がはかられた。
- (26) 四仲会よりの各商談報告はインド向板輸出に限られるので、これを月別に集計した数値による。
- (27) 後述するように、ここでいう「損失」とは必ずしも生産を下廻った採算割れを厳密な意味で示しているわけではない。
- (28) 三一年六月に三菱は「(現行の)スライドニ依ル倫敦輸出契約相場モ條件モ現在ヨリモ非常ニ不利ナルモノトナブル」
- (29) 一九三二年上期、下期の実際の輸出分担率は、藤田(上期一五・六〇、下期一四・一七)、三菱(二一・一九、二〇・四八)、日鉄(二四・七七、二六・一〇)、古河(二五・六三、二四・〇四)、住友(二二・八一、一五・二二)であった。
- (30) 東京水曜会、一九三三・五・二三、二十四。この措置は三三年六月から二月まで繰返され、古河はその滯銅を大幅に圧縮した。
- (31) 抽稿「產銅獨占の成立」二六〇頁参照。
- (32) この点については、同二六八と二七一頁を参照されたい。恐慌期の価格差の不明確化は、一面では有力な値引供給先であつた住友電線の買入が縮小した結果、平均単価を引上げ全体としての成約相手別のバラツキが小さくなつたことに影響されていると思われる。また、水曜会が購買会に対して価格暴落に際して繰返し特別値引額の圧縮を求め、部分的にはこれを認めさせたことも理由となつてゐる。
- (33) 以上、三二年議事録による。
- (34) 三菱鉱業『月報』による尾去沢粗銅原価と水曜会輸出単価の比較による。嚴密には電気銅原価と比較すべきであろうが、この数値が鉱山別に得られない。しかし、電費は通常一円前後とみられ、しかも、電鍊による金・銀等の副産品の利益が生じるために、電気銅コストは粗銅コストを下廻ることが多かつたから、これによつて十分に比較しうる。
- (35) 『三菱鉱業社史』付表による。例えば、三一年上期では決算純益一二五万円に対し産銅利益八六万円、下期一六九万円に対し一五九万円、三二年上期一二二万円に対し二五〇万円であった。
- (36) 古河鉱業「決算書類」による。
- 〔付記〕 残念ながら、本誌編集委員会が筆者に与えて下さった時間とスペースとをともに本稿(二)まで使い切ってしまった。全く、筆者の遺筆と無計画の故であり、読者諸兄にはおわびの言葉もないが、冒頭に示した目次のうち、「四、景気回復・

(未完)

拡大期」の分析は別の機会に稿を改めて発表したいと考えているので御海容のほどお願いしたい。また、不体裁な本稿の掲載を許可して下さった編集委員会に心より感謝いたします。なお、本稿は昭和五五、五六年度文部省科学研究費「奨励研究A」の補助をうけた「近代日本産銅業の歴史的研究」の成果の一部である。

(一九八一・一一・一〇記)